

2024年度神奈川県 予算・施策に関する 要望書



2023年11月1日
日本共産党神奈川県議会議員団

P 1	《1》. 子育て支援を強め、「子育てするなら神奈川で」の実現を (1) 子どもの権利条約に関連して (2) 子どもの貧困対策の推進について (3) 待機児童の解消に向けた認可保育所の整備について (4) 保育士の人材確保と処遇改善について
P 2	(5) 子どもの命と安全を守り届いた保育実現に向けた配置基準の見直しについて (6) 保育の無償化における保育の質の確保と副食費の負担軽減について
P 3	(7) 学童保育の充実について
P 4	(8) 児童相談所の体制強化について
P 5	(9) 一時保護所での子どもの学習権・意見表明権の保障と体制強化について (10) 養育困難な児童の生活の場の保障と自立に向けた支援について (11) 障がいのある児童の権利の保障と障がい特性に沿った支援について
P 6	《2》. 子どもの成長を育む豊かな教育と環境整備を (1) 幼稚園等の充実について (2) 義務教育の充実について
P 7	(3) 高等学校教育の充実について
P 8	(4) 大学にかかる費用の軽減に向けて
P 9	(5) 私学助成の充実について (6) 特別支援教育・インクルーシブ教育の充実について
P10	(7) 通級指導教室の充実に向けて (8) 給食の充実と無償化の推進を (9) 全国学力テストについて
P11	(10) 教科書採択の改善について (11) 外国人学校への支援について
P12	(12) 夜間中学の拡充と夜間定時制高校について (13) 卒業式・入学式について (14) 自衛隊の体験学習について
P13	(15) フリースクール等への補助について
	《3》. 医療・介護など社会保障と福祉の充実を 【1】. 安心できる医療提供体制の確立に向けて (1) 病院の新設・増設と運営への支援について
P14	(2) 病床の確保・拡充について (3) 医師の確保と労働環境の改善について (4) 看護師の確保と労働環境の改善について
P15	(5) 在宅医療提供体制の拡充に向けて (6) 障がい者や難病等に関わる医療の充実について
P16	(7) 診療報酬について
P17	【2】. 安心できる医療保険制度の確立に向けて (1) 保険診療について (2) 国民健康保険について
P19	(3) 後期高齢者医療制度について
	【3】. 県の医療費助成制度の拡充に向けて (1) 県の3つの医療費助成制度全般について
P20	(2) 小児医療費助成制度について (3) 重度障害者医療費助成制度について (4) 高齢者の医療費助成制度の創設について (5) 子どもや障がい者への福祉的助成の実施について
P21	(6) 妊婦健診への助成について
	【4】. 安心できる介護保険制度の確立に向けて (1) 介護給付費抑制策からの転換 (2) 1号被保険者の介護保険料について (3) 低所得者への利用料負担助成について
P22	(4) 介護報酬に関して (5) 特別養護老人ホームや老人保健施設の整備について

頁	目 次
P22	(6) 自治体の新総合事業について
	(7) 介護職の確保と処遇改善について
P23	(8) その他介護保険制度全般に関して
	[5]. 高齢者福祉の充実に向けて
P24	[6]. 公的年金給付の削減中止と年金制度の改善に向けて
	[7]. 生活保護制度の改善と生活困窮者の救済に向けて
	(1) 生活保護基準引き下げ中止と生活保護世帯への国の支援強化について
P25	(2) 生活保護制度の改善・充実について
	(3) 生活困窮者自立支援制度の充実と生活困窮者対策の強化について
P26	[8]. 障がい者福祉の充実に向けて
	(1) 障がい者の差別解消に向けて
	(2) 障がい者への経済的支援の強化と障害福祉サービス従事者の確保と処遇改善について
P27	(3) 障がい者の日常生活や活動への支援強化に向けて
P28	(4) 福祉施設等の整備及び利用促進に向けて
P29	(5) 県立障がい者支援施設の役割と充実について
	[9]. 未病関連事業予算について
P30	≪4≫. 雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済の振興に向けて
	[1]. 雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を
	(1) 労働者保護行政の強化について
	(2) 企業への指導・啓発について
	(3) 労働法の基本的知識の周知について
P31	(4) 職業訓練校の拡充について
	(5) 企業誘致のあり方について
	(6) 雇用の確保とディーセントワークの実現に向けて
	(7) 労働時間の短縮と賃金引き上げに向けて
	(8) 高齢者の労働環境改善に向けて
P32	(9) 障がい者雇用の促進に向けて
	(10) 外国人労働について
P33	(11) 県発注の公共工事や委託業務の質の向上と 従事する労働者の適正な賃金の確保に向けて
	[2]. 中小企業・小規模事業者の施策を推進し、地域経済の活性化を
	(1) 中小企業への支援強化に向けて
	(2) 地域を支える小規模事業者の実態把握と政策への反映について
P34	(3) 中小企業や小規模事業者への経営支援について
	(4) 融資制度の改善について
	(5) 異業種連携活動事業への支援について
	(6) 地域経済の振興と仕事興しに向けて
P35	(7) 大型店の出店から地域の商店街を守る施策について
	[3]. 食料主権と食の安全を保障し、持続可能な農林水産業の実現を
	(1) TPP・FTA・日米貿易協定について
P36	(2) 食料自給率の向上について
	(3) 都市農業振興のために
	(4) 農業基本政策について
P38	(5) 畜産業の振興に向けて
P39	(6) 林業の振興に向けて
	(7) 鳥獣被害対策について
P40	(8) 漁業の振興に向けて
	≪5≫. 防災と環境優先のまちづくり、原発ゼロへ再生可能エネルギーの普及を
	[1]. 防災対策の強化
	(1) 地震・津波対策の強化と土砂災害や水害の防止について
P41	(2) 防災体制の確立と住民の避難について
P42	[2]. 県営住宅など公共住宅の住環境改善、住宅政策の充実に向けて
	(1) 県営住宅の建設と修繕等について
	(2) 住宅政策の充実と福島原発被災者への住宅支援について

頁	目 次
P42	[3]. 水道事業の改善について
	(1) 水道事業の広域化・水道事業の再構築について
P43	(2) 水道事業の包括民間委託について
	(3) 水道料金の在り方について
	[4]. 環境対策の強化について
	(1) アスベスト対策及びPFAS対策の強化について
P44	(2) 気候危機対策の強化について
P45	(3) プラごみゼロをめざして
	[5]. まちづくり
	(1) 不要不急の大型公共事業の中止について
P46	(2) 駅利用者の安全と利便性の確保について
P47	(3) 地域交通及び都市環境の整備について
	(4) 開発と自然保護について
P48	(5) 海岸の保全について
	(6) 警察関係について
P49	[6]. 原発ゼロと再生可能エネルギーの普及促進
	(1) 原発ゼロをめざして
	(2) 石炭火力発電所ゼロをめざして
	(3) 再生可能エネルギーの普及促進に向けて
	《6》. 青年・学生支援と女性の地位向上、人権尊重、文化・スポーツの充実へ
	[1]. 青年・学生への支援に向けて
P50	[2]. 女性の活躍推進について
P51	[3]. ハラスメント被害、性被害について
	[4]. L G B T施策の推進に向けて
P52	[5]. ヘイトを許さない施策の推進について
	[6]. 文化・芸術、スポーツの環境整備について
	[7]. 外国籍県民への支援の充実について
P53	《7》. 消費者行政の充実・強化を
	[1]. 消費者行政の充実について
	(1) 県中央消費生活センターの機能強化について
P54	(2) 国の「地方消費者行政交付金」について
	(3) 消費者被害から高齢者を守る取り組みについて
	(4) 若者への消費者教育について
P55	[2]. 食の安全・表示の監視等について
	《8》. 「核も基地もない平和なかながわ」を
	[1]. 憲法9条の理念を生かした核兵器のない平和な神奈川を
	(1) 基地の整理・縮小、返還を目指し、憲法の理念を生かした県行政を
	(2) 核兵器廃絶に向けた取り組みの充実を
P56	(3) 県内米軍基地に共通した問題について
	[2]. 日米安保条約の破棄、日米地位協定の抜本的改定など
P57	[3]. 横須賀基地に関わって
	[4]. 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直し
P58	[5]. 厚木基地に関わって
	(1) オスプレイの飛行について
	(2) 爆音被害の根絶のために
	[6]. キャンプ座間に関わって
P59	[7]. 池子住宅に関わって
	[8]. 横浜港・横浜ノースドックに関わって
	《9》. 県民本位の行財政運営を
	[1]. 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて
	[2]. 県職員の人員増と、働きやすい職場環境をつくるために
P60	[3]. 指定管理者制度、PPPなど「民間活力」の見直しについて
	[4]. 個人情報保護と情報公開の充実について
P61	[5]. 税制・税務行政などに関して

P61	《10》. 新型コロナウイルス感染症から県民を守る対策の強化を
P62	(1) 5類移行後の新型コロナウイルス感染症対策について
P63	(2) 保健所体制の抜本的な機能強化について
	《11》. 地域からの要望
	[1]. 川崎市高津区
	[2]. 横須賀市
	[3]. 茅ヶ崎市
	(1) 住民福祉の充実で暮らしを守る
P64	(2) 災害に強いまちづくり、環境政策の強化を
	(3) 安心安全のまちづくりについて
	(4) 中小商工業者、農業の振興を図るために
P65	(5) 教育環境の充実と学びの保障
	(6) 平和行政、人権施策の推進
	[4]. 秦野市
	(1) 県営住宅について
	(2) 道路・交通問題について
P66	(3) 医療の充実に向けて
	(4) 県の教育行政について
	[5]. 大磯町
	[6]. 二宮町
	(1) 新型コロナウイルス感染症対策関係
	(2) 防災関係
	(3) 道路・安全環境関係
P67	(4) 教育・子育て関係
	(5) 生活・医療・福祉関係
	(6) 交通関係
P68	(7) 環境関係
	(8) 基地関係
	[7]. 清川村
	[8]. 箱根町
	(1) 芦ノ湖の水位管理について
	(2) 県営水道について
	(3) 道路・交通問題について
P69	(4) まちづくりについて

《 1 》. 子育て支援を強め、「子育てするなら神奈川で」の実現を

(1) 子どもの権利条約に関連して

1) 「かながわ子ども人権相談室事業」は子どもの人権を守る仕組みとして作られ、中立的な立場から審査、助言、指導、子どもの人権相談事業の企画、関係機関との調整など、中核的な機能を担う機関として「子ども人権審査委員会」を設置しているが、これは一つの仕組みにすぎない。

日本は 1994 年に、「生命、生存及び発達に関する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の発表・尊重」「差別の禁止」の 4 原則を保障する子どもの権利条約を批准した。県は子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を優先させることを理念に掲げた子どもの権利条例を制定すること。また、学校などを通じて、条例の理念などを子どもたちに広く知らせること。

2) 子どもの権利ノートを県内すべての子どもたちに配布するなど「かながわ子ども人権相談室事業」のさらなる周知を行い、相談しやすい体制や方法の拡充を進めること。

(2) 子どもの貧困対策の推進について

1) 昨年度の回答では、子どもの貧困実態調査について、有識者会議で議論を行うなど実施に向けて検討しているとあった。また、調査の方法や項目についても、有識者にアドバイスをいただく等をしながらか、より県の実態を把握できる調査項目になるよう検討するとの回答であったが、より実態を把握できる項目にして、早期に実施すること。

2) 「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」の策定にあたっては、年次計画を示し、計画の中に実態と進捗状況の把握に必要な不可欠な目標値や期限を設定して、貧困対策を強化すること。

(3) 待機児童の解消に向けた認可保育所の整備について

保育所利用申請数は年々増加し、2023 年 4 月には就学前児童数の 46.3% を占め、過去最多となった。2023 年 4 月の保育所定員 179,416 人に対し、申請は過去高の 180,564 人に及び、認可保育所に申請して入所できなかった保留児童数は、全県で 8,179 人にのぼる。このうち、育児休業中や認可外保育施設に入所した人数を引いた待機児童数は、222 人にのぼった。

1) 保育所の待機児童を解消するため、市町村と連携し利用申請の増加に見合う認可保育所の整備を行うこと。特に、待機児が深刻な地域には早期に認可保育所の新設を促進するよう、財政的な支援を拡充すること。

また、都市部においては、保育所整備用地の確保が困難である。保育所の新設にあたり、自治体からの要望に対して、県有地を無償貸与すること。せめて売却時の優先的譲渡及び譲渡額の減額、介護施設のように保育所においても貸付料減額の優遇措置を図ること。

2) 都市部では園庭のない認可保育所が増え、公園に近接する幾つもの保育所から園児が集まり、密集状態になることが多々ある。乳幼児の成長発達のために公有地や民有地を活用し、園庭のある認可保育所の整備を行うこと。

保育所の整備にあたり、子どもの命を守り心身の発達保障のために、県は「自園調理ができる、避難経路が確保される」ことに責任を持つこと。また、保育所整備を市町村任せにせず、県の責任で独自の支援を行うこと。

(4) 保育士の人材確保と処遇改善について

1) 保育士不足を解消するには、保育士の大幅な処遇改善が必要である。2017 年度から創設された 4 万円のキャリアアップ処遇改善は、同じ職場に経験年数が同じ保育士が複数いる場合は月額 1 万円しか引き上げにならない場合もあるなど、根本的な処遇改善にはなっていない。

いない。また、2022年2月から実施された保育士を含むケア労働者の賃上げ施策は、一人あたり月9千円とされたが、保育所で働く全ての労働者に及ばない仕組みになっており、額も制度も不十分である。

基本給を含めて給与全体を底上げするには、公定価格の抜本的な引き上げが必要である。公定価格を見直し、賃金を直ちに月額5万円引き上げて全産業平均に近づけるよう、国に強く求めること。

また、国の処遇改善に上乗せして加算をしている自治体もあるが、抜本的な賃金改善のために、県として自治体間の格差を是正すること。国に頼らずに、県独自の補助制度を創設すること。

2) 保育士の宿舍借り上げ制度補助事業の期間が当初の10年から8年に短縮され、さらなる短縮が見込まれるが、保育士の定着支援として、期間延長を国に求めること。また、市町村の実施状況を把握し、実施を働きかけ、保育事業者1/4負担を県が負担する財政支援を行うこと。

(5) 子どもの命と安全を守り行き届いた保育実現に向けた配置基準の見直しについて

1) 保育士の配置基準は、1～2歳児「6対1」は55年前のまま、4～5歳児「30対1」は74年前のままであり、社会問題となった通園バスの置き去り事件や不適切保育事案の背景には、この低さがある。

義務教育では義務標準法が40年ぶりに改定され、40人学級から35人学級への見直しが行われた。学齢時より幼い未就学児はより手厚いケアが必要であり、厚生省令でも「都道府県は最低基準を常に向上させるよう努めるものとする」と定めており、いつまでも放置することは許されない。

政府は子ども未来戦略プランにおいて、1歳児は「6対1」から「5対1」に、4～5歳児は「30対1」から「25対1」に加配する場合には、運営費を加算するとしたが、加算方式では保育園間や自治体間の格差が生じ、改善とは言えない。やはり公定価格の引き上げによる抜本的な処遇改善と保育士の確保を図り、配置基準を引き上げることが必要である。

安全に子どもの発達を保障し、一人一人の子どもに豊かな保育を実践するために、また、保育士が働き続け専門性を高めることができるように、保育士の配置基準を大幅に引き上げること。

また、小規模保育所の配置基準を見直すとともに、資格要件を全て「保育士」とするよう、所要の措置を講じること。

2) 国の改正を待つことなく、県として独自に保育士の加配を行うこと。

3) 国に対し、保育園の調理員の配置基準(90名以下2名)を3名に増やし栄養士を必置で配置すること、専任の事務員を1名配置すること、保健師(又は看護師)を独立して1名配置すること、面積基準を2歳児未満は4.11㎡/人に、2歳児以上は2.43㎡/人に改善することを強く求めること。

4) 障がい児保育事業、要保護児童保育所受け入れ促進事業、一時保育に対し、恒常的に助成を行うこと。また、延長保育の開所時間加算額を増額すること。

(6) 保育の無償化における保育の質の確保と副食費の負担軽減について

1) 乳幼児期の給食は子どもの身体を作る上で大切なものであり、保育所保育指針でもその重要性が謳われている。県や基礎自治体でこれを無償化している実例もたくさんある。副食費が実費負担になったことで、年間54,000円が保護者負担となっている。

給食費を無償にすること。また、食材費が物価高騰により大幅に値上げされていることに伴い、食材費の助成を行うこと。

- 2) 副食費は保育所が保護者から徴収するため、事務負担の増加等への軽減対策が必要となる。県として事務処理に必要な財源措置をさらに行うとともに、基本的な事務費負担の増額を国に求めること。また、滞納者に安易な督促を行わない。
- 3) 保育の無償化に関し、国で定める一定の基準を満たした幼稚園類似型施設は一定の措置がされたが、普通交付税不交付団体は措置されないなど、国の対応は十分ではない。地域に根づき保護者のニーズに応えた幼児教育施設を保育の無償化の対象にするよう、国に求めること。
- 4) 幼稚園・認定こども園と同様に、保育所の満3歳児も保育の無償化の対象とするとともに、0歳～2歳児も直ちに無償化するよう国に要望すること。
- 5) 無認可のベビーホテル、ベビーシッターも保育の無償化の対象になっているが、指導監督基準を満たしていない施設も見られる。子どものいのちと安全に関わるため指導監査体制を強化し、抜き打ち検査も実施し、引き続き指導を徹底して行うこと。指導に従わない施設を公表すること。
- 6) 猶予期間があるからと迅速に対応せず、認可外保育施設指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対し、一刻も早く指導監督基準を守らせる必要がある。
そのために、重要な役割を持つ監査と指導に当たる専門スタッフを、正規職員として増員すること。その際には、1年間ですべての認可外保育所を巡廻できる体制とすること。
- 7) 実地検査は、前年度の監査で運営良好と判断された場合には書面で良いとされているが、県は書面ではなく訪問して実地検査を行うこと。

(7) 学童保育の充実について

- 1) 神奈川県内のすべての学童保育に対して、国の子ども・子育て支援交付金の補助金額を下回らないような額の交付申請を行うよう市町村に周知を強め、働きかけること。
- 2) 省令に示された基準に伴う学童保育の集団の規模（概ね40人以下）及び面積基準を守るための環境に相応しい規模を確保するよう、県は市町村に助言・指導し、財政支援を含めて支援すること。
- 3) 学校内施設の学童保育について、小学校の35人以下学級化に伴う学級増がある場合でも、学校内施設の利用が継続できるようにすること。万が一、使用継続できなくなる場合は、行政の責任で代替施設を用意するよう、対策を取ること。
- 4) 学校施設などを転用する場合は、子どもが毎日生活する場として、衛生・安全面に配慮した湯茶、補食としておやつを提供できる流し台、設備・備品を整えること。
- 5) 小学校の新設または建替にあたり、学童保育の専用室を確保すること。
- 6) 児童福祉法改正に伴い、小学6年生までが受け入れられるよう、施設の増設と指導員配置を図ることを市町村に助言・指導すること。
- 7) 放課後児童支援員の処遇改善に関わる事業について、確実に予算化して実施するよう市町村を支援し、実施していない場合はその理由を把握すること。
- 8) 県の責任として国の「放課後児童クラブ運営指針」に則り、学童保育が実施され、質が向上するよう、市町村に理解を促すこと。特に、省令基準に示されている指導員の資格と員数を守るため、条例の内容を省令基準より引き下げないように支援すること。
- 9) 県が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」「放課後児童クラブ支援員資質向上研修」について、研修内容の充実を図るため県学童保育連絡協議会等との協議を引き続き行うこと。また、学童保育の実践に裏付けされた専門性のある講師などの採用を条件とすること。
併せて、上記2つの研修の他に、以前県独自で行っていた研修のように、指導員個々の保育実践に役立つ現任者研修を再開すること。
- 10) 放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、学童保育指導員が業務として

位置づけられているとのことだが、代替職員の雇用等の経費が子ども・子育て支援交付金の対象となることを、市町村及び事業主体に対してもっと周知するとともに、使いやすいように改善すること。

- 11) 学童保育を必要としながら経済的困難を抱えていて利用できない子どもが学童保育に通えるよう、減免措置が不十分な市町村について状況を把握し、県として支援を行うこと。
- 12) 障がい児受入補助（障がい児受入推進事業）に関し、実態に合わせた指導員加配に対応できるよう、県の補助を引き上げること。
また、障がい児を受け入れる学童クラブが増えるよう、研修や設備の補助を拡充するなど支援を強化すること。障がい児の受け入れにあたり、必要な情報を共有できるよう、教育委員会や小学校の担任などとの連携体制を整備すること。
- 13) 災害時に子どもの命を守るため、県が学童保育における「非常災害対策指針」を策定するとともに、クラブでの「安全管理マニュアル」策定の指針を提示すること。
- 14) 児童の安全と職の特性に鑑み、職員が必要に応じて、感染症などに対応するワクチン接種やPCR検査などの必要な対応を図ること。
- 15) すべての小学校区での学童保育の実施のために、市町村が開設に向けた補助の増額を図れるよう、市町村を支援すること。
- 16) 学童保育の補助単価を実情に見合うように大幅に増額し、特に小規模クラブの運営に配慮すること、児童福祉法における学童保育の位置づけを「児童福祉事業」ではなく「児童福祉施設」とすること、また「放課後子ども教室」など全ての児童を対象とした事業と学童保育とは目的も役割も違うため、それらを一体化するのではなく、それぞれ独自の事業として実施することを国に求めること。
- 17) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童支援員認定資格研修事業」について、これ以上の規制緩和を行わないよう国に求めること。特に、指導員の資格と配置は子どもの命に関わるため、県は「従うべき基準」に戻すよう求め、複数配置の周知徹底と財政措置を講じるよう国に求めること。
- 18) 県教育委員会と連携し、引き続き学校施設の開放、情報共有など、学童保育と学校が連携を図れるよう働きかけること。

(8) 児童相談所の体制強化について

- 1) 2022年度の本県の児童福祉司の定数212人に対し、2022年4月1日の実数は188名、欠員は14名である。欠員解消を求めてきたが、2023年4月1日現在の欠員があれば、早急に配置すること。採用試験を年複数回実施するとともに、経験者採用を行うこと。
- 2) 弁護士は週1回勤務の非常勤の弁護士のほか、2020年度から児童虐待や子どもの権利擁護に精通した複数名の弁護士と契約し、電話やメールなどのほか、必要に応じて弁護士事務所を訪問するなど、いつでも相談できる体制にしたが、複雑な案件も多くなっている。法的な判断を緊急に求められることもあることから、弁護士の常勤化を図ること。
- 3) 改正児童福祉法や政令の基準を踏まえ、児童福祉司2人につき1人以上の児童心理司を配置できるようになったが、配置状況を示すとともに、引き続き増員すること。
- 4) 児童福祉司等について、「子どもの支援方法が対立している親とのやりとりに疲弊」、「威圧的な保護者との対応による心理的負担」、「業務量が多い」などの理由で、鬱などの精神疾患による休職者が全国的に多いと報じられた。高度な専門性が求められる児童福祉司や児童心理司をフォローする体制を強化し、人材育成に取り組み、児童相談所として組織的に負担軽減を図り専門性を高めること。
- 5) 県が所管する児童相談所で2022年度に受け付けた児童虐待相談件数は、7,290件である。前年度比548件(8.1%)増で、集計を始めた1998年度以降で過去多となった。虐待の内

容では、子どもの前で家族に暴力を振るう心理的虐待が 4,560 件と全体の 6 割超を占め、11 年連続で最多となっている。

2020 年度から施設整備をしてきた厚木児童相談所が、2022 年度に移転し新築・開設された。また、中央児童相談所と同じ建物に入居し、相談件数の増加に対応するとして開設された大和綾瀬児童相談所については、大和市か綾瀬市への移転の検討が始まったが、それぞれの組織体制の強化や専門職種の確保を十分に図ること。また、県は増大し続ける虐待相談件数に対して適正配置を検討してきたが、引き続きしっかり対応できるよう検証を続けること。

- 6) 児童福祉法の改正により、国及び地方公共団体の責務として、関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関が連携して、必要な体制を整備することとされた。市町村が設置する要保護児童対策地域協議会において、関係機関で児童とその家族に係る情報や支援方法を共有し、適切な連携の下で対応すること。

(9) 一時保護所での子どもの学習権・意見表明権の保障と体制強化について

- 1) 現在一時保護所に学習指導員を 2 名ずつ配置し、一時保護所の職員とともに学習支援を行なっているが、一時保護所での子どもたちの学習権を保障するため、一人一人丁寧に関われるよう、学習指導員として教員を配置すること。また、中央児相のようにボランティア教員の参画なども得ながら、一人一人に寄り添う学習支援を行うこと。
- 2) 一時保護所において、在籍する学校と児童相談所との連携を密に図ること。多忙な教員が面会の機会を多く取るのは限界もあると思われることから、スクールソーシャルワーカーの活用も含めて、学校と児童相談所との組織的連携体制の強化を引き続き検討すること。
- 3) 厚生労働省の社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の提言（2016 年）は、「混合処遇は極めて不適切である」とし「原則として個室対応を基本」としているが、いまだに個室対応が進んでいない。早急に一時保護所を個室対応にすること。また、子どもが自由に発言できるような環境をつくり、子どもの意見表明権を十分に保障すること。

(10) 養育困難な児童の生活の場の保障と自立に向けた支援について

子どもを取り巻く環境が厳しさを増し、家庭や地域において孤立し生きづらさを抱える子どもや若者が増えている。貧困と格差の広がりや虐待問題が社会問題になる中、児童養護施設には児童の人権が守られ安心して生活できる場であることと、退所後の自立に向けた支援が求められており、以下の事項の実現を図ること。

- 1) 老朽化が進んでいる児童養護施設を把握し、整備方針を踏まえ、法人の意向を把握しながら整備計画を策定すること。児童養護施設への財政支援を行うこと。
- 2) 児童養護施設に自立に向けた準備やアフターケアを行う自立支援コーディネーターを常勤配置し、進学や就職に向けてのサポートや退所後の生活支援を行うこと。また、退所後、自立に向けた住宅支援として、住居設定費用の助成を行うことと同時に、児童養護施設退所児童等支援事業費補助を拡充すること。
- 3) 児童養護施設を退所した子どもの支援拠点である「あすなるサポートステーション」を、児童相談所ごとに 1 箇所整備すること。児童養護施設などに配置する「あすなるサポーター」との連携を引き続き充実させ、退所児童の自立支援体制をより充実させること。

(11) 障がいのある児童の権利の保障と障がい特性に沿った支援について

- 1) 障害児日中一時支援事業は利用希望が多いが、そのニーズに応えきれていない。日中一

時支援事業を含む地域生活支援事業費は毎年拡大しているものの、事業費に対する国の補助率が低下しているため、市町村の負担が増加している。

県として、国に対し必要な財源の確保を要望すること。また、事業所数を増やし、毎日希望するときに利用できるようにするため、県として市町村に対して財政的な支援を行うこと。

- 2) 医療的ケアが必要な重度心身障がい児が通所する施設に、看護師等の加配を行うこと。
- 3) 過齢児の施設入所やグループホームでの生活を県内で保障するため、県として責任を持って取り組むこと。そのために、成人サービスの体験利用経費補助だけではなく、県立障がい福祉施設やグループホームの増設を図ること。
- 4) 医療的ケアを受けられるショートステイの利用要望が多いが、受け入れ施設がまだ不足しているので、引き続き受入数を増やすよう取り組むこと。

《 2 》. 子どもの成長を育む豊かな教育と環境整備を

(1) 幼稚園等の充実について

- 1) 私立幼稚園の園児一人あたりの経常費補助について、引き続き国基準を上回る水準を維持すること。
- 2) 前回の回答は事業者向けの補助金に留まっている。私立幼稚園の保護者を対象とした保育料の直接助成制度及び入園料の補助制度を創設すること。少なくとも国の幼児教育・保育の無償化制度の対象外となった園に関しては、補完的な補助制度を創設すること。
- 3) 子ども・子育て支援法には、「すべての子どもが健やかに成長するように支援するもの」と明記されている。「幼児教育・保育の無償化」制度について、幼稚園類似施設や外国人学校の幼稚園も対象とするよう国に求めること。法の精神に照らせば、国を注視するに留めず、県の判断で対象の拡大を認定すること。

(2) 義務教育の充実について

- 1) 少人数学級は教育的効果に加えて、感染症対策としても重要である。文部科学省は標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を2021年度から5年かけて35人に計画的に引き下げることとしたが、対象は小学校のみとなっている。国に対し、計画の促進と併せ、中学校への適用も引き続き求めること。
- 2) 教員未配置は学習権の侵害であり、「教員の多忙化」と合わせ緊急に解決すべき課題となっている。安定的に少人数措置を可能とするためにも、教員加配を国に求めること。併せて、県単独措置により支援すること。
- 3) 正規雇用を増やしつつあることは評価できる。今後も将来的な少子化を理由とした採用控えを行わず、現在学んでいる児童生徒の教育内容を保障し教師を将来的な見通しを持つ職業とするために、教職員の採用は正規雇用を原則とすること。神奈川県の実用規模であれば、少子化への対応は当該年度の採用数の調整で可能である。
- 4) 教員免許更新制度は本年7月1日に廃止されたが、それ以前に不本意失効した教員については、本人が望めば教職に復帰できるよう、救済策を国に求めること。
- 5) 教員免許更新制廃止に伴い、それに代わる教員研修が検討されているが、教員の健全な労働環境に配慮し、過重負担となる研修は絶えず見直すこと。
- 6) 市町村立の学校に学校司書を正規雇用で配置することは、業務の専門性・継続性を担保するため重要である。県内の小中学校では配置状況は9割強なので、100%の配置を目指すこと。

また、2022年度から実施された第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」において、

文部科学省は、自治体に予算の充実を促す方針とされるが、市町村立学校の図書購入予算の増額に向けて、県としても市町村教育委員会に働きかけること。

- 7) 成年年齢の18歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることが一層重要になっており、発達段階や地域の実情に応じた、学校図書館への新聞の複数紙配備を促進すること。
- 8) 県内小中学校の特別教室及び体育館のエアコンの設置促進は、熱中症から命や健康を守ることと併せて、災害時の避難所としての環境保全にとっても、重要な要素となっている。市町村への設置促進の働きかけと国の適切な財政措置を確保することの両面で、働きかけを強めること。
- 9) 学校規模について、WHOは全校児童・生徒100人を上回らない規模を理想としている。少人数学級が推進される中、地域コミュニティの核である学校の果たす役割と通学利便性などを考慮し、統廃合を行わないよう市町村教育委員会に働きかけること。
- 10) 経済産業省主導のGIGAスクール構想について、あくまでも教師の授業の補完物とし、ICT活用が自己目的化しないよう引き続き要請し、ICT活用の正と負の側面を検証すること。また、引き続きICT技術支援員の配置を進めること。
- 11) コロナ禍や物価高騰で家計状況が悪化する中、就学援助制度の充実が待たれている。2005年に一般財源化された就学援助制度を、市町村格差なく、かつ支援対象を拡充するに必要な財源措置を国に求めること。
- 12) 就学援助制度は、子どもの貧困対策として重要である。部活動費やPTA会費、オンライン学習通信費等も補助対象品目とするよう、市町村教育委員会に対して国基準に合わせた拡充を求めること。
準要保護世帯の対象拡大が待たれる。国に対して引き続き要保護世帯の単価引き上げ、準要保護世帯の対象拡大を可能にする財政支援を要望すること。
また、少なくとも生活保護基準の150%以下の世帯の子どもを、この事業の対象とすること。支給決定にあたっては、収入基準を超えていても、個々の家庭の事情を考慮して柔軟に決定すること。
- 13) 小・中すべての学校が、就学援助制度における新入学児童・生徒学用品費等の入学前支給を実施していることは重要である。かつ、制度の周知のために、入学時や進学時に制度の説明と申請書類の配布を行うよう、関係機関に要請すること。

(3) 高等学校教育の充実について

- 1) 現在全日制高校進学率が全国再低レベルである。不本意な進路選択を余儀なくされることのないよう、公立高校の定員を増やすこと。
- 2) 高等学校等就学支援金制度における所得制限は、子どもたちの等しく学ぶ権利を保障するために撤廃するよう、国に求めること。また、マイナンバー登録が申請の必須要件であるかのような発信は、控えること。
- 3) 学校現業職員は教員や様々な職種の職員と連携し、年間の行事を配慮しながら教育活動を支える業務に取り組んでおり、学校の隅々まで目を配り、毎日起こる様々な出来事に対応している。
子どもたちの安全・安心を守る学校づくりを可能にするため、民間委託ではなく、正規職員として採用すること。
- 4) 独立行政法人日本学生支援機構の「給付制奨学金」の要件に関して、昨年度は成績要件の完全撤廃と年収要件の引き上げを国に求めるよう要望したが、国への令和6年度要望には奨学金に関するものがない。給付制奨学金をさらに利用しやすい制度とするため、改めて成績要件の完全撤廃と年収要件の引き上げを、国及び日本学生支援機構に要請すること。

- 5) 学校司書は、子どもの読書活動を促し、教員にとっても豊かな授業の実践を支えている。業務の継続性と専門性が必要であるため、臨時的任用ではなく、正規職員として採用するようこと。
- 6) 依然として「学校事務職が削減され、教員の事務量の増大・多忙化に拍車をかけている」との訴えがある。本来、学校事務は生徒を多角的に把握する役割があるため、集約化を図った事務センターを廃止し、教員が本来業務に集中できるよう、正規雇用での事務職員の増員を図ること。
- 7) 県立高校の学級数について、「標準規模以上」などという珍妙な日本語を弄することなく、本県が望ましいと決めた1学年6~8学級基準を厳守すべきである。本県の1校あたりの学級数の多さは、全国1位である。過大規模化の弊害を直視し、感染症対策としても、校舎のゆとりと少人数学級の必要性が指摘されている。高校は地域コミュニティの核でもある。これらの点から、県立高校削減は見直すこと。
- 8) 県立高校改革については県民的関心が高いものであり、統廃合対象校の選定にいたる審議経過を議事録として公表すること。
- 9) 夜間定時制高校は、外国籍生徒が地域連携の中で学ぶ貴重な学びの場であり、かつ夜間中学卒業生の貴重な進学先でもあるため、募集停止を見直すこと。
- 10) 県立学校の図書費の増額は評価できるが、全国平均にはまだまだ及ばない。予算が少なすぎるため、保護者から集める私費に頼っている実態がある。わずかに改善されてはいるが極めて不十分であり、引き続き十分な図書費を確保すること。
- 11) 教育現場における性の多様性を啓発する取り組みを、引き続き充実させること。特に性的マイノリティの人権尊重については、学級文庫に関連の蔵書があることが重要だとされている。購入した図書が学級文庫に配架されるよう要請すること。
- 12) 生徒の熱中症が多発している中、空調機器設置は今や待ったなしの課題となっている。技能員室や未設置の特別教室への設置を促進すること。災害時避難場所としても活用される体育館に関しては、技術開発や国の補助制度待ちではなく、早急に設置すること。
- 13) 文科省は、「地震発生時に児童生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の応急避難場所としての役割も果たすため、学校施設の耐震性能の向上を積極的に図っていくことは重要な課題である」としている。県立学校の耐震化・老朽化対策工事を促進すること。また、耐震診断基準は一般的な建築物を対象とした指標とは別に文科省基準が設けられている意味を鑑み、Is値0.7以上に見直すこと。
- 14) 新まなびや計画は今年度第二期を終える。総合的な老朽化対策は第三期以降に実施することとされているが、建物が危険な状態であり、緊急性がある箇所は速やかに老朽化対策工事を行うこと。また統廃合予定校であっても、そこで学ぶ子どもたちの安全第一に対策を行うこと。
- 15) 入学時の経済的負担は家計を苦しめる。県立高校の入学金を廃止すること。また、入学金の積算根拠を示されたい。入学金の廃止を目指すため、国にも財政支援を求めること。
- 16) 県として包括的性教育が進むよう2022年に手引きを変え、部会を立ち上げ、その実践に向けた取り組みを強化していることは重要だが、早期教育が求められるため、幼稚園、保育園を含む各校種を所管する市町村との連携を強化すること。
- 17) 部活動の地域移行は、中学生の意見を聴取しながら、新たな費用負担を求めるものにならないよう配慮し、また就学援助の対象とすること。

(4) 大学にかかる費用の軽減に向けて

- 1) 高等教育の学費を段階的に無償化することを定めた国際人権規約に従い、給付制奨学金の対象拡大と拡充を強く国に求めること。また、大学で安心して学べるよう、国頼みにせ

ず、県として少なくとも県立大学においては給付制奨学金制度を創設すること。

- 2) 進路保障は、国のみならず県の責任でもある。家計状況で可能性を断たれる県民を考慮し、大学入学金を廃止するよう国に求めること。また、県立大学については、県が削減してきた運営費補助を増額すれば可能であることから、2024年度から入学金を廃止すること。

(5) 私学助成の充実について

- 1) 私学経常費補助金を、幼稚園同様、国基準以上に改善すること。
- 2) 私学で学ぶ子どもたちについて、県外通学者には経済的負担の軽減を行わないことは教育の機会均等に反するため、県外通学者も学費補助の対象とすること。
- 3) 神奈川県高等学校等生徒学費補助金のさらなる拡充と、施設整備助成を行うこと。また、全県一区の学区設定で生じる重い通学費負担は高校選定の壁にもなるため、通学費補助制度も創設すること。
- 4) 小学校段階において少人数への推進方向が定まった以上、現行の幼稚園の1学級35人という定数の少人数への改善は急務である。引き続きこれを国に要望すること。

(6) 特別支援教育・インクルーシブ教育の充実について

- 1) 支援学校の既存校の過大規模化により、希望する支援学校に入学できず支援級を選ばざるを得ないケースや、通学に困難が生じている実態がある。川崎市、藤沢市、横浜市の設置計画は開校予定が遅く、現状の困難に対応できない。支援学校の設置基準を踏まえると、2030年度時点で535人の受け入れ枠不足が想定される。計画を前倒しし、早期に次なる建設計画を持つこと。
- 2) インクルーシブ教育は、共生意識を育てるという観点だけではなく、障がいのある生徒の学びや発達保障を明確に位置づけること。現状の実践推進校だけではなく、小中学校との連携を維持・強化し、当該生徒に適切な場の選択を保障すること。また、課題把握に実効性のあるアンケート調査を行い、学習内容や教育環境整備に活かすこと。
- 3) インクルーシブ教育は特別支援教育とは異なると言い切ることは、適切ではない。両方の関係が欠かせない。障がいのある子は、どの学校で学ぼうとも支援は必要である。その観点に立ち、特別支援学校で行っているような、卒業後の進路のフォロー体制を構築すること。
- 4) インクルーシブ教育は、できるだけ早期に実施することが効果的だとされている。インクルーシブ実践校で学ぶ生徒の数の拡大を図るだけではなく、小・中学校で実施できるよう、市町村に働きかけること。
- 5) 特別支援学校分教室は、すべての子どもを対象に質の高い教育を保障するという理念に反した実態となっている。暫定措置として導入されたにも関わらず、恒久化されている。存続させる間はせめて分校とし、管理職や事務職、常勤の養護教諭などを配置すること。
また、グラウンドや体育館、特別教室は、教育課程編成の段階から高校と対等に協議できるよう、教育委員会が責任を持つこと。
- 6) 秦野養護学校末広校舎は小学校の1教室をパーティションで仕切り、2教室として使用しているため、音楽の授業など声や音が筒抜けとなっている。また、末広小学校の特別教室、グラウンド、体育館などは、授業で使用することが困難になっていた。多少改善は図られてきたというが、障がいのある子の学びが軽視されてはならない。
秦野養護学校末広校舎の施設や教員体制に関し、県と市で結んだ協定を踏まえ、今後も引き続き特別支援学校の教育活動を行うのに相応しく整備を進めること。また、その利用に関しては、末広小学校と養護学校末広校舎側が対等に協議を行えるよう配慮すること。
- 7) 老朽化等により機能不全となっている特別支援学校の施設・設備を早期に改修し、肢体

不自由児の実態に合った安全な教育環境の確保に努めること。県立学校施設再整備計画(新まなびや計画)は個別具体の整備改修計画を定めるものではないため、老朽化したプレハブ校舎の全面改築、スクールバスや送迎車の発着所への屋根の設置、緊急時の対応のため職員室、教室、体育館、プール内への内線電話の設置など、現場からの声を早急に反映させること。わけても内線電話の設置は命に係わる課題であり、早急な設置を強く求める。

- 8) 医療的ケア児支援法では、医療的ケア児が教育を受けられるよう最大限配慮し、適切に支援することが国・地方公共団体の責務とされている。医療的ケア担当医の複数校配置を見直し、一人一校の担当として、連絡が付きやすい体制をつくること。

また、看護師をはじめ自立活動教諭など専門職 82 人が教員の定数内に位置づけられているが、教員の定数とは別に配置できるよう、定数化を引き続き国に強く要望すること。今後、看護師を増やし、重症度に合わせて適切な配置をすること。

- 9) 県立の瀬谷支援学校や平塚支援学校に関して、耐震性能に問題がなくても明らかな老朽化がみられる。部分修繕に留まらず、子どもの安全といのちを守るため早急に大規模改修を行うこと。

(7) 通級指導教室の充実に向けて

- 1) 発達障害のある児童生徒が十分な教育を受けられるよう、児童生徒間、教師間など、全校的に発達障害の理解促進を図り、通級指導教室の教員配置を充実すること。通級指導教室という選択肢を増やすため、設置校を増やすこと。

(8) 給食の充実と無償化の推進を

- 1) 本県所管の中等教育学校へ給食実施について、聞き取りを行ったことは重要だが、当事者である生徒保護者にも聞き取りを行い、速やかに給食を実施すること。また、県内すべての中学校で全員喫食の直営自校調理方式の中学校給食を実施するよう求めること。

県として市町村に対して地産地消・自校方式・直営方式のメリットを紹介し、災害時にも対応できるように助言し、中学校給食推進事業費補助制度を創設すること。また、栄養教諭を1校1人以上全校配置し、食育を支えること。

- 2) 家計の厳しさは、子どもの成長の阻害要因となり得る。食育の推進と健康な体づくりの観点から、県立高校の昼食実態調査を行うこと。その上で、他県が取り組んでいるように、高校段階での給食実施を検討すること。
- 3) 夜間定時制高校について、コロナ禍に配慮して夕食提供事業への補助を見直し、厚くしたことは重要である。経済的に厳しい家庭が増えている中、コロナ終息後も補助の継続を行うこと。また、県立高等学校朝食等提供事業も喜ばれており、これらの事業の拡充を図ること。
- 4) コロナ禍と急激な物価高で、子どもの食が脅かされている。県が設置する特別支援学校の学校給食費を、無償とすること。また、市町村立学校の無償化を促す財政支援を行うこと。

(9) 全国学力テストについて

- 1) 教員の多忙化が大きな問題となっている中、全国学力テストの傾向と対策を行うことにより、通常の授業にも影響を及ぼし、さらなる負担増となっている。学力の定着は、全国との比較などで測ることはできない。それぞれの学校現場の授業や、定期テストによるべきである。平均点との差などの統計的集約は学校現場の過重負担であり、無意味な競争による弊害を招いている。

全国学力テストの押しつけをやめるよう国に求め、本県での実施はやめるべきと考える

が、その負担感や効果について、市町村に実態調査を行うこと。

- 2) 教育の効果検証は個別になされるべきで、学校単位の評価は進学実績や中退者の数等でおのずと明らかである。旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決（1976年5月21日）は、「学校別の結果公表を許容すれば」、学力テストは教育基本法第16条1項に違反すると指摘している。

結果公表は過度な競争につながるので、実施させないこと。市町村が結果公表をどう考えているかではなく、地域住民に最も身近な学校現場に調査を行うこと。

(10) 教科書採択の改善について

- 1) 教科書採択について、各市町村教育委員会に対し「公明・適性を期し、採択すること」や、「採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で」採択に係る情報について積極的な公開に努めることを周知することは重要であるが、現に市民から不透明だと指摘される採択方式がある以上、是正を図るべきである。傍聴会場の拡充、各教育委員の態度が明らかになる意見表明方式の採用など、好事例を共有する場を設けること。
- 2) 2013年に高校日本史の採択において、校内選定会議を経て校長が選定した使用希望教科書に対し、「県教育委員会の考え方や取り組みと相容れない」との理由から再考が依頼される事態となり、まさに県教育委員会による特定教科書の排除に他ならず、二重検定ではないかとの大きな批判が起きた。

県教育委員会は、教育への政治的介入にあたる行為を今後再び行わないこと。学校現場の判断を何より尊重すること。2013年度に行った行為は教育への政治介入に他ならず、その経緯の説明自体が学校現場の委縮を招くので、行うべきではない。

(11) 外国人学校への支援について

- 1) 母語・継承語で幼児教育・保育を受けられる環境を有し、子どもの言語的な発達やアイデンティティを育む上でかけがえのない外国人学校を、保育の無償化の対象にするよう国に求めること。また、「幼児教育類似施設」は、利用料の一部を給付する仕組みがあつたにしても、子どもと保護者への支援がない。教育の機会均等の理念に立ち、県として補助制度を設けるとともに、国にも求めること。
- 2) 本県が多文化共生を標榜するのであれば、外国人学校の運営を支援し、通学する児童生徒にとってもお金の心配なく学べるよう、学費補助の水準ではなく、経常費補助を復活させること。
- 3) 県内の外国人学校の子どもたちが、国際情勢や政治情勢の影響を受けることなく、安心して学べることを目的として創設された学費補助制度の趣旨に鑑み、私学教育の主体性を尊重し、朝鮮学校の学費補助を復活させること。
行政は、教育内容に介入するべきではない。子どもたちと学校に、拉致問題の責任はない。神奈川弁護士会の警告及びかながわ人権政策推進懇話会での指摘を、真摯に受け止めること。官製ヘイトともいふべき対応は、やめるべきである。
- 4) 朝鮮学園の学費補助に対する県の回答は、差別容認の姿勢である。朝鮮学園だけが学費補助の申請方法が違うことについて、県議会からの要望を理由に県は差別的扱いを改善しないが、県下の自治体では差別禁止条例が策定されたなど、情勢の変化がある。申請方法について改善を図ること。
- 5) 県が経常費補助を廃止したため、外国人学校は施設整備や耐震診断・耐震補強に困難をきたしている。外国人学校は国の耐震補強工事費補助の対象となっていないため、補助制度を創設するよう国に求めること。県民の命を守ることは県の責務であり、国が補助するまでは県として補助すること。

(12) 夜間中学の拡充と夜間定時制高校について

- 1) 県内3校目の夜間中学が、県関与の元に設置されたことは歓迎する。3校ともに県内居住者を広く対象とするよう、県は広域自治体としてイニシアチブを発揮し、財政支援も含めて取り組むこと。

神奈川県は夜間中学校数は、他都府県に比して非常に少ない。生徒が通いやすいように、公立の夜間中学を県内にさらにバランスよく配置すること。

- 2) 夜間中学は、さまざまな年齢の方や外国につながる方、不登校の方などの学びの場として貴重な役割を担っており、特段の配慮が必要である。引き続き必要に応じて県独自の教員の加配を行い、豊かな学びの保障を行うこと。
- 3) 夜間中学において、日本語教育を充実させるとともに、給食提供に関し補助を行うこと。

(13) 卒業式・入学式について

- 1) 卒業式・入学式における「日の丸」「君が代」の実質的な強制をやめること。憲法に基づき、内心の自由を尊重すること。また、入学式・卒業式はあくまでも生徒の成長や未来を祝福するものであることを踏まえ、国旗・国歌重視により生徒や教師に負担を与えることがないように十分配慮すること。

政府は1999年の国会答弁で、「法制化に当たり、国旗の掲揚等に関し義務づけを行うことは考えておらず、したがって、国民の生活に何らの影響や変化が生じることはない」（小淵恵三首相・当時）と表明している。また、2019年春、ILO・ユネスコ教職員勧告適用合同専門委員会（CEART=セアート）から日本政府に対し、「国旗国歌強制の是正を求める」勧告がなされている。

法的拘束力がないものを教育委員会が恣意的に強制することは改めるべきである。少なくとも、不起立教員の数の把握などを現場に求めるべきではない。

(14) 自衛隊の体験学習について

- 1) 県内小・中・高校のカリキュラムに、自衛隊の体験学習が組み込まれている。自衛隊は、一般的な事業所とは性質を異にする。災害救助にも取り組むが、自衛隊法第3条に規定されるように、主たる任務は国の防衛である。戦闘行為を担うという特殊な役割を持つ組織であるため、「生きることの尊さを学ぶ」とことと相反する恐れがあり、子どもたちの職業体験学習の場としては相応しくない。県教育委員会は、自衛隊の体験学習をやめるよう各学校に働きかけること。
- 2) 前年度の回答で「特定の事業所等を体験先から排除することは適切ではない」との回答を得たが、この回答は県教育委員会が「すべての事業所が体験先として適切である」と考えていることを意味しており、体験先として不適切な事業所が存在するとの認識を持つ私たちは、県教育委員会のこの回答に言葉を失った。反社会的集団が経営する事業所や性を商品として売る事業所が合法的に存在しているが、そこにも一般的な会社や事業所などと同様に、働く労働者や従業員がいる。「特定の事業所等を体験先から排除」しないのであれば、それらも体験先となり得ることになる。

県教育委員会は不適切な体験先は存在しないとの認識か、改めて回答すること。

- 3) 自衛隊の体験学習時に児童や生徒が人を殺傷する武器に触れる機会を持つことが懸念されるが、県教育委員会は「自衛隊でそのような体験が行われているとは認識していない」ということであった。自衛隊と共同訓練を行っている各地の基地祭などの催しで、銃を扱う体験をさせていることが報道されている。ナイフや銃の扱い方など戦闘行為につながるような体験を行っていないか、実態を把握し、少なくとも自衛隊に対し職業体験で武器を扱わせないように要請すること。

(15) フリースクール等への補助について

1) ここ 10 年間、本県の不登校児童生徒の数は 1 万人近くで推移している。これらの児童生徒の中には、学びの場としてフリースクール等を選ぶ子どもたちがいるが、高額な学費が負担となっている。

「子どもの居場所づくり推進委託事業」は重要であり、フリースクール等で学ぶ児童生徒の学習保障のために、家賃や職員の賃金などの財政支援を工夫すること。

《 3 》. 医療・介護など社会保障と福祉の充実を

[1] 安心できる医療提供体制の確立に向けて

神奈川県は病院数、病床数、医師数、看護師数、保健師数などの指標は全国最低水準と言っても過言ではなく、県の医療提供体制の脆弱さを示している。新型コロナウイルス感染症が急増した第 6 波において、病床も外来も逼迫する中で神奈川県は全国に類例がない感染症法とは無縁な「自主療養」との対応を打ち出したが、この背景もここにあると考える。

本年 2 月 8 日、日本医師会と全国知事会との意見交換会で、全国知事会長だった平井伸治鳥取県知事は「これからソフトランディングしていく上で一番重要なのは、最後の砦とも言える医療提供体制を確保していくための環境づくりだ」と指摘した。また、本県は 2022 年 6 月に「新型コロナウイルス対応に係る検証と国への提言」を行っているが、コロナ禍で顕在化した保健医療提供体制の問題点として、「民間中心で公的機関が少ない」こと、「平時に最適化された経営を求められてきたため、有事に必要な健康危機管理対応を行う余裕を持ってない状態であった」ことなど、重要な指摘を行っている。

今年度は 2024 年度から始まる計画期間 6 年間の第 8 次医療計画の策定年度に当たるが、国は 5 疾病 6 事業に「新興感染症」を加え、医療圏の設定や基準病床数の算定、医師確保に関する事項（3 年ごとの医師確保計画の策定）なども打ち出している。また、2024 年度は診療報酬、介護報酬、障害サービス報酬の 3 報酬同時改定の年でもあり、どれも引き上げが求められている。

神奈川県は今後急速に高齢化が進行する県であり、医療ニーズの増加が想定される。しかし、一般病床 138 床を有し発熱検査外来を設けてコロナ感染症に当たってきた川崎市の聖マリアンナ医科大学東横病院が 2024 年 3 月末で閉院し、鎌倉市では産院が同月に閉院するなど、各地の病院の閉院が地域に大きな不安を与えている。こうした状況に鑑み、医療提供体制の拡充を求める以下に要望に対し、できない理由ではなく、県自身が行った提言の立場に立ち、どう改善するのかを真摯に回答されたい。また、県の第 8 次保健医療計画への反映を強く望むものである。

(1) 病院の新設・増設と運営への支援について

1) 厚生労働省の 2020 年度の資料によれば、神奈川県は人口 10 万人対比の病院数は全国 47 位であり、そもそも病院が少ない。しかし、県の第 7 次保健医療計画では、一般小児医療を担う病院を除き、病院の新設や増設に向けた具体的な計画がなかった。第 8 次保健医療計画に、各医療を担う病院の新設や増設を盛り込み、全国平均水準並みに病院数を確保すること。

2) 救急医療では、短時間で患者を医療につなぐことが求められる。搬送時間の短縮を図るとともに、根本的には救急病院を増やすことであり、財政措置を含めて救急病院の新設・増設を図ること。また、少なくとも 2 次医療圏に 1 カ所の救急センターを配置すること。

3) 救急医療とともに小児・周産期医療も不採算医療と言われるが、不採算分野は民間では担えず公が担わなければならない。小児・周産期医療の拡充に向けて、財政措置を含む必要な支援を行ない、病床確保や分娩施設の拡充を図ること。

(2) 病床の確保・拡充について

- 1) 神奈川県は人口 10 万人対比の病床数も全国 47 位で、平均入院日数は概ね 1 週間である。病床不足をベッドの回転率で補っている事態と言える。国に病床の具体的な整備目標である基準病床数の算定方法の見直しを求め、地域医療介護総合確保基金の拡充など、国庫補助の増額を求めること。すべての二次保健医療圏で、全国平均並みの病床数を確保すること。
- 2) 県の地域医療構想の 2025 年における医療ニーズからも、高度急性期及び急性期病床の再編・統合は行わないこと。既存の急性期病床の維持に向けて、県として支援を行うこと。
- 3) 県内の介護療養病床は 2022 年度ですべて介護医療院等に移行したとのことだが、医療療養病床（慢性期病床）の拙速な転換や削減は行わないこと。
- 4) 急性期経過後の患者の受け皿となる回復期病床や慢性期病床について、引き続き整備を進めること。
- 5) 県は感染症病床の基準病床数を満たしているとしても、県の人口規模から見て過少である。今回の感染拡大にも鑑み、平時からの備えが重要であることから、基準病床数の引き上げを図ること。

(3) 医師の確保と労働環境の改善について

- 1) 神奈川県の医師数は、人口 10 万人対比で全国 39 位（2020 年度）であり、少なくとも全国平均を目標とすべきである。年度目標を定め、計画的に医師確保に努めること。なお、医師偏在指標では全国 26 位とのことだが、それすら全国平均以下である。
- 2) 医学部の入学定員について、令和 6 年度以降の地域枠が維持できるよう、引き続き国に増員分の継続や臨床研修制度における募集定員の引き上げを求めること。
- 3) 県内出身の医学生に留まらず、首都圏や隣接県の医学生も対象とした補助制度や県内の臨床研修医に向けた支援策を創設し、県内外の医学部や医科大学、臨床研修医療機関にも働きかけるなど、県外にも視野を広げて医師確保策を策定すること。頑なに県外の医科大と連携しない理由を開示すること。
- 4) 医師の働き方改革を踏まえた医師確保対策の一環として、勤務環境の改善には労働実態の把握が欠かせない。県は 3 回のアンケート調査を元に県内医療機関の労働実態等を把握したとするが、医師確保の結びつく有効な改善策を講じること。
- 5) 医師の養成には一定の時間は要するが、医学部の定員増を図るなど抜本的な医師の増員策を検討すべきであり、労働時間が過労死ラインとならないために、医師の増員を図って働き方改革を進めるよう、国に強く求めること。
- 6) 勤務医の働き方改革（2024 年までに医師の時間外・休日労働時間を年間 960 時間以下に）について、進捗状況を示すこと。また、取り組みが困難な医療機関への対策について、具体的に示すこと。

(4) 看護師の確保と労働環境の改善について

- 1) 神奈川県の人口 10 万人対比の看護職員数は 45 位から 47 位になったが、毎年 2,500 名程度増加していることは評価する。看護師の増員に向けた年度目標を示し、第 8 次計画に位置づけること。
この場合、国の需給推計はコロナ感染拡大前のものであり、これに基づいた必要数では不十分であることを十分に踏まえて看護師需給推計を抜本的に見直し、県独自の看護師必要数を検討し、看護師の配置増に着手すること。
- 2) 第 7 次保健医療計画によれば、県内病院看護師の離職率は全国平均を上回る 14% で、労働条件の改善と賃金水準の引き上げが定着にとって必要な課題と考えるが、これらに關す

る県としての施策がない。離職防止対策の一貫として、賃金を含む県独自の具体的施策を検討すること。また、診療報酬の加算ではなく、別建ての財政措置で処遇改善を継続するよう、国に求めること。

- 3) 看護師の配置基準について、「夜間 10 対 1 以上、日勤時 4 対 1 以上、夜勤日数は月 8 日以内」を満たすよう、医療法の改正を国に働きかけること。また、看護師の夜勤は「3 人以上の体制で月 6 日以内（当面 8 日以内）」とし、妊産婦には夜勤や時間外労働を課さないよう、県内医療機関に強く助言するとともに、医療機関が勤務環境を改善できるよう、人材確保も含めて、県のなすべき業務と位置づけて財政的支援も含めた抜本的な支援を行うこと。
- 4) 働き方改革を踏まえた効果的な看護師の確保策として県が例示した「看護補助者の確保・活用」について、「看護補助者」であっても患者の安全性を保障する上で一定の専門性が求められることが想定される。県が想定する看護補助者の資格要件と、いつまでに何人程度確保するのかを示すこと。
- 5) 准看護師の方が働きながら正看護師を目指せる機会を増やすことは、正看護師の確保策・定着対策と言える。看護師不足解消は、コロナ禍を経験した日本社会として一層喫緊の課題となっている。

5 年以上経過した前回調査からの変化を把握するため再度ニーズ調査を行うことと併せて、看護師資格取得に向けてコーディネートすること。特に不採算や非効率な部門の維持における公立の役割にも鑑み、県として 2 年課程通信制養成所を設置すること。また、新たな進学支援制度（収入要件を満たした学生に修学資金を貸与する制度）を、引き続き実施すること。

- 6) 訪問看護や訪問介護でのハラスメントの防止に関し、研修等での周知に加え、市町村とも連携して訪問看護・訪問介護事業所で有効なハラスメント対策が取られたかを把握し、引き続き必要な指導・対策を行うこと。この間の取り組みによってハラスメント相談の件数が減ってきているのかなどの効果検証を行うとともに、利用者に対してもハラスメント加害者にならないよう啓発すること。

(5) 在宅医療提供体制の拡充に向けて

- 1) 在宅医療の推進には、推進に向けた施策の実施や在宅療養支援病院・診療所の整備、訪問医師・訪問看護師・理学療法士・歯科医師等の人材確保などが必要である。在宅支援体制について実態を把握し、引き続き計画的に整備を図ること。「神奈川県在宅医療推進協議会」において、把握された在宅医療の提供体制等の実情や、在宅医療の推進に必要な取組等の検討結果を示すこと。
- 2) 在宅（居宅）で療養する患者に必要な医療や支援が十分提供されるよう、在宅医療従事者の処遇改善も含め、国に必要な財政支援を求めること。県としても、医師会を通じた在宅医療を担う医師への補助など、引き続き在宅医療の推進を図ること。
- 3) 在宅の重症心身障害児者に対する訪問医療及び訪問看護ができるよう、医師や小児看護の経験を持つ看護師の育成、小児の訪問看護に対応できる訪問看護ステーションの増加等に向けて、引き続き制度づくりと体制整備を進めること。

(6) 障がい者や難病等に関わる医療の充実について

- 1) 精神科救急医療に関し、精神障がい者を夜間や休日に受け入れる基幹病院や協力病院を増やすなど、引き続き早急に医療提供体制の拡充を図ること。また、精神科救急医療体制の仕組みや受入病院等の情報の周知が弱く、情報不足から患者の家族は不安を抱えて手探りで対応を強いられているとの指摘があることから、救急医療体制、基幹病院、協力病

院の一覧等について、ホームページ上の掲載にとどまらず、当事者及び家族が誰でも入手できる方法で情報を提供すること。

なお、患者団体から「精神科救急の夜間・休日対応の窓口（TEL045-261-7070）はほとんど電話がつかない」との指摘があるため、改善を図ること。

2) 精神障がい者が地域生活を安定的に継続できるよう、訪問診察、訪問看護などの訪問医療や生活の総合的支援を行う地域生活支援体制を早急に整備すること。また、県は長期入院中の精神障がい者の地域生活への移行に向けた体制の整備に取り組んでいるとのことだが、その内容と整備状況を示すこと。

3) 県の制度として、自立支援医療（精神通院）等の更新時の医師の診断書費用を助成する制度をつくること。また、無料とするのが困難であるという回答は、補助そのものは可能であると解するが、どこまでの財政支援であれば可能と考えているのか示すこと。

自治体による診断書料の補助事例として、さいたま市や土浦市が精神障害者保健福祉手帳申請用の診断書の補助を実施しており、また、更新時の診断書の提出は2年に1回であり、県の財政を脅かす高額な支出とは考えられないことから、助成制度の実現を図ること。

4) 県立総合療育相談センターについて、県として早急に必要な予算措置を講じ、看護師等の人材確保と医療設備や医療機器を整備し、総合療育相談センターの本来の機能の一つである短期入所事業を安定して実施できるようにすること。

5) 「血友病診療は、小児期においてはこども医療センター等で専門的かつ包括的な診療が受けられるが、成人に達すると専門的な診療を受けられる病院が殆どない」との障害者団体の声がある。県内の血液内科を持つ病院とも連携して、血友病の専門的包括的診療体制づくりを進めること。

また、引き続きかながわ移行期医療支援センターの機能強化や、県立こども医療センター内の成人移行期支援センターとの連携・協力を強め、こども医療センターから移行する子どもに十分な支援を行うことを含め、小児期から成人期に円滑に移行できるよう、移行期医療の拡充を図ること。

6) 神奈川県循環器病対策推進計画に掲げている小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策に関し、幼児期に受けた先天性心疾患手術の後遺症がある場合は生涯治療が必要となるが、成人した患者は県立こども医療センターから移行しなければならないため、成人先天性心疾患患者の治療ができる施設を増やすとともに、診療にあたる循環器内科医師を育成すること。

(7) 診療報酬について

1) 急性期病床、在宅医療、介護施設（特に老健施設）での医療等に関する診療報酬の改善を、国に対して求めること。診療報酬の拡充で患者負担が引き上がる分、相当する国庫負担や国庫補助の増額を求め、患者の負担増と相殺すれば問題はなく、県として医療現場の改善と県民の負担軽減を合わせて国に求めること。

2) 診療報酬改定のたびに急性期病床の厳格化が図られているが、こうした診療報酬のあり方、現場に相当の負担を強いている。国に対し、急性期病床に関する診療報酬の厳格化と急性期病床の削減・転換誘導をやめるよう求めること。

3) 医療従事者の「働き方改革」を踏まえた人員配置の実現に向け、地域医療介護総合確保基金の拡充を含め、引き続き医療分野への国庫補助を引き上げるよう国に求めること。

4) 原則全国一律の診療報酬が、日本の国民皆保険制度を支えてきた。地域別診療報酬は、国民皆保険制度や保険診療を維持する上でも弊害が大きいと言える。日本医師会の会長は、隣接県で医療費が異なる事態が生じ医療に混乱が起きる可能性があるとして、その弊害を指摘している。地域別診療報酬導入の狙いは、医療費抑制（医療費適正化）にある。居住地によ

る受療権の格差を生まないためにも、県は全国一律の診療報酬を維持するよう、国に求めること。

- 5) 隔離・収容中心との指摘がある日本の精神科医療のあり方や精神障害者への社会的差別・偏見を誘発する要因として、また、国が進める精神障害者の地域移行が進まない理由としても、精神科特例の廃止が課題となってきた。精神病床の人員配置標準を一般病床と同等とするよう、国に求めること。
- 6) 介護老人保健施設には常勤医師がいることから、外部の医師の施設への往診や入所者の外部の保険医療機関への通院において、初診料や再診料などの基本診療料及び医学管理料や検査、投薬などの特掲診療料は適用されない。介護施設（特に老人保健施設）入居者への医療提供に関する診療報酬の改善を、国に求めること。

[2]. 安心できる医療保険制度の確立に向けて

(1) 保険診療について

- 1) 社会保険や国民健康保険を含め、原則 3 割負担となっている窓口負担の軽減を国に求めること。

(2) 国民健康保険について

- 1) 財務省では、保険者努力支援交付金の事業費分の低調な執行を理由とした予算縮減や、高額医療費負担金を廃止して負担分を都道府県に付け替える動きがあり、最終的に被保険者の負担増につながるものが懸念される。県はこうした動きに反対を表明するとともに、国保への補助削減につながるあらゆる動きに対し、全国知事会にも働きかけて中止を求めること。国保の保険料負担率を社会保険並みに引き下げするため、政府の次年度予算編成に向けて国庫負担の引き上げを求めること。
- 2) 国保の保険料負担率は被用者保険と比べて高いことから、県としてあらゆる努力を講じて保険料の引き下げを図ること。また、剰余金が発生した場合は、次年度保険料の引き下げに活用すること。
- 3) 保険者努力支援制度について、国は「赤字」と位置づける「決算補填等を目的とした法定外繰入」の削減のため、マイナス評価を導入して赤字解消を進めてきたが、市町村指標も都道府県指標も、評価は前年度より厳しさを増している。マイナス評価は補助削減につながり保険料の引き上げを誘発することから、あらためて強く国に中止を求めること。
- 4) 県は「決算補填等を目的とした法定外繰入金は、本来国保の被保険者の保険料から賄うべき費用を広く住民全体から徴収しているものであり、削減すべき費用」と回答しているが、国保法第 1 条のとおり国保は社会保障制度であり、国民皆保険制度の土台、医療保険制度の後の砦とも言われている。

国が十分な財政措置を取るまでは「決算補填等目的の法定外繰入」を認めるべきであり、段階的削減目標を国保運営方針から削除すること。

- 5) 国は、「保険料水準の統一」とは「同一都道府県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準」と説明し、都道府県ごとだけでなく二次保健医療圏ごとの統一も可能として、これを推進するとしている。県が想定する「保険料水準の統一」についての定義を明らかにすること。
- 6) 現行国保制度では保険料算定方式は応能割と応益割で構成され、神奈川県標準保険料率の算定は 3 方式（所得割、均等割、平等割）で行われている。この応益割部分が、応能負担原則と矛盾する。

受診時には一部負担金が徴収される。医療費水準の問題は一部負担金の徴収に吸収されており、保険料水準に加味する必要はないと考えられる。また、応能負担原則とも相容れ

ない。したがって、「保険料水準の統一」を進める場合には、国保は社会保障であることを念頭に置き、応能負担原則に十分配慮すること。

- 7) 被用者保険の保険料は一定程度所得に応じた構造となっており、被扶養者の保険料は発生しない。国庫負担の増額を前提として、国保の保険料算定方式が応能負担や生計費非課税の原則に貫かれたものとなるよう、国に制度改善を求めること。
- 8) 少子化対策をと言いながら、子どもが生まれると負担を課すという天下の愚策である国保の18歳未満の子どもに対する均等割をなくすよう、国に求めること。また、県内市町村においても均等割の廃止や軽減を図るよう、県として助言すること。
- 9) 財政安定化基金は県も活用できるが、国保運営方針は市町村への貸付・交付を中心とした記述となっているため、国保運営方針に県への繰入に関する事項を追記すること。また、財政安定化基金は国費によって造成され、2022年3月末の基金残高は325億8,440万7千円だが、予算編成時には見込めない給付費の増大が発生した場合でも十分に対応できるよう、国に国費の増額を求めること。
- 10) 昨年4月から財政安定化基金に年度間の財政調整機能が付与され、都道府県が事業納付金の著しい上昇抑制等に充てることが可能となった。市町村国保の保険料上昇をより強く抑制するため、この措置を有効に活用して事業納付金の年度毎の上昇を抑制すること。
- 11) 保険料（税）の収納対策に関し、生活を阻害し営業を妨害するような強権的収納対策は行わないよう市町村への助言・指導を強め、差押えの中止や執行停止処分の実施などを含め、収納対策と一体的に丁寧な相談と必要な支援を行うよう、引き続き全市町村に助言・指導すること。
- 12) 日本は国民皆保険制度あることから、被保険証の「原則廃止」から「一律廃止」への転換は、法律上任意とされてきたマイナンバーカードの取得を事実上強制するものである。また、患者も国民もオンライン資格確認を求めておらず、必要性がないどころか、医療関係団体が行った医師・歯科医師へのアンケートでは、約8割が保険証の原則廃止とオンラインでの資格確認の義務化に反対したとの結果が出ている。

したがって、保険証の廃止を強行すれば混乱は必至であり、マイナンバーカードと保険証の一体化及びオンライン資格確認の原則義務化の撤回を強く国に求めること。
- 13) コロナ禍による収入減少を除き、多くの市町村の保険料（税）独自減免制度は、「著しい所得の低下」を要件としている。そもそも低所得世帯は著しい所得変動はないことから、“使えない”減免制度となっている。生活保護基準の130%以下の世帯を対象とする減免制度の普及を図ること。
- 14) 国保法第58条第2項があるにも関わらず、国保組合にはある傷病手当の制度が、市町村国保では行われてこなかった。傷病手当金を市町村国保の通常の制度とするよう、財政措置も含めて国に求めること。また、今後も恒常的制度として傷病手当金の支給を継続するとともに、事業主にも適用するよう、県内市町村に助言・指導すること。
- 15) 国保中央会の令和2年度市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書によれば、神奈川県の特典健診受診率は25.7%で、全国47位である。県は効果も測定できない未病関連事業を行っているが、未病関連予算すべてを大胆に保健事業に振り向け、特定健診や特定保健指導に強いインセンティブを与える県独自の財政措置を講じ、市町村国保の特定健診の受診率の向上を図ること。その財源を活用し、市町村とも連携して健診受診料の無料化や減額に取り組むこと。また、特定保健指導の実施率を引き上げるために、県内の実施機関を拡充するなど、基盤整備を進めること。
- 16) 県内国保組合が行う特定健康診査、特定保健指導の事業に対する補助制度を維持すること。併せて、県として補助単価を実際の健診費用に見合うように引き上げること。
- 17) 県内国保組合において、個人事業主や零細事業主が多く加入する国保組合の特性から、

保健事業は保険者が主体となって実施している。国保組合が実施する保健事業を評価し、補助単価を引き上げること。

- 18) 国保組合でも 18 歳未満の子どもの均等割の減額に準じた措置が取れるよう、引き続き国に財政支援を求めること。

(3) 後期高齢者医療制度について

- 1) 一定所得の後期高齢者の窓口 2 割負担化が実施されたが、物価高騰が続く中で命にかかわる医療その影響は 370 万人（加入者の約 20%）に及ぶとされ、受診抑制が強く懸念される。一方、それによる現役世代の負担軽減効果はわずか月額 30 円程度に過ぎず、明らかに高齢者の医療費抑制を狙った措置に他ならない。県は高齢者の医療を保障する立場に立ち、注視にとどまらず、国に対し 2 割負担の撤回を求めること。
- 2) 県後期高齢者医療における保険料負担率の上昇を抑えるため、国に対し国庫負担の増額を求めること。
- 3) あらゆる財源を活用して後期高齢者医療保険料の引き下げを図るよう、引き続き県広域連合に助言すること。
- 4) 保健事業の推進は、後期高齢者医療においても本来的な医療費の低減に結びつくとともに、保険料負担や現役世代の負担の軽減にも資する取り組みである。全国平均よりも低い健康診査受診率の向上や、特定健診の推進や歯科検診の対象拡大など、引き続き効果的な取り組みを行うよう、県広域連合に助言すること。
- 5) 後期高齢者医療においてマイナンバー保険証の強制をやめるよう県広域連合に強く助言すること。
- 6) 独自減免制度（条例減免）について、減免申請は少なく、低所得者にとって「使えない減免制度」となっている。生活保護基準 130%以下を対象とした生活困窮減免制度を創設するよう、引き続き県広域連合に強く助言すること。
- 7) 口腔ケアの重要性を鑑み、後期高齢者医療広域連合における歯科健診に関し、協力歯科医療機関に留まらず、希望する県内すべての保険医療機関が実施出来るよう取り計らうこと。

なお、この歯科健診は国庫補助事業であり、歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による嚥下性肺炎等を予防するものである。したがって、歯科健診を毎年受けられるよう、制度の改善を県広域連合に助言すること。

[3]. 医療費助成制度や補助制度の拡充に向けて

(1) 県の 3 つの医療費助成制度全般について

- 1) 県の小児医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、重度障害者医療費助成制度の 3 制度に導入している一部負担金、所得制限、年齢制限を撤廃すること。県は「制度の安定的かつ継続的な運営を図るため、市町村と協議を行いながら定めたもの」との回答を繰り返してきたが、県内市長会、町村会から毎年改善の要望が出されていることから、県の回答には道理が無い。安心して医療を受けられる制度の充実はますます強い願いになっている。多くの障害者団体からも要望が出されていることから早急に制度の改善を図ること。
- 2) 対象年齢と補助率の引き上げが市長会や町村会から重点要望として出されており、政令市からは「同じ県民税を払っているのに補助率が低いのはおかしい」との意見が出ている。市町村の医療費助成制度の格差を解消する手立ての一つとして、3 つの医療費助成制度の市町村への補助率を全市町村とも 2 分の 1 とすること。

(2) 小児医療費助成制度について

- 1) 児童福祉法では18歳未満が「児童」であるが、少なくとも中学校卒業までの小児医療費を無料化する全国一律の制度を早期に創設するよう、引き続き国に求めること。
- 2) 県が医療費助成を小学校6年生まで拡充したことにより、県内27自治体が18歳まで拡充に踏切るなど、もはや18歳までの医療費助成がスタンダードとなっている。全国では18の都府県が15歳児、18歳児まで、対象年齢を引き上げて実施しており(2019年度)、県として通院の助成対象も入院同様に直ちに小学校6年生から中学校卒業までに引き上げること。
- 3) 一部負担金や所得制限を撤廃する自治体が広がり、一部負担金は横浜市が2023年8月1日から、茅ヶ崎市が同年7月1日から撤廃し、一部負担金があるのは県、川崎市、相模原市のみとなった。

また、所得制限についても33自治体が今年度もしくは来年度中に撤廃するため、県だけが所得制限を設けることとなる。県は一部負担金と所得制限を撤廃し、県内の子どもの医療費を完全無料化にすること。

(3) 重度障害者医療費助成制度について

- 1) 重度障害者医療費助成制度では、精神障がい者は1級の通院のみが対象とされている。1級の入院助成は、これまでの茅ヶ崎市、秦野市、綾瀬市、葉山町のほか、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、座間市、寒川町、大磯町、二宮町、清川村が拡大するなど、半数近い15自治体に広がっている。この状況を踏まえ県制度とすべきであり、1級の入院を助成対象とすべきである。

また、県は精神障がいの生活実態調査を行なったが、その結果、医療の必要性は1級も2級も変わらないことが判明した。調査結果を反映して、2級も1級と同様に扱うべきである。

これらのことから、重度障害者医療費助成制度の対象を通院・入院とも精神障がい者2級にまで拡大すること。また、調査結果を精神障がい者への支援策の拡充につなげること。

- 2) 療育手帳B判定の方の多くは、障害基礎年金2級の支給額と工賃の合算で月収は10万円を下回ると指摘されており、膀胱直腸障害3級・4級の方を助成対象にするよう、切実な要望も寄せられている。また、県内市長会からは身体障害者手帳3級の方まで助成対象を拡大する要望が出されている。これらの方々を助成対象に加えること。

(4) 高齢者の医療費助成制度の創設について

- 1) 後期高齢者医療制度では、原則2割負担化により窓口負担が増額される方が増え、負担が大きく悲鳴が上がっている。直ちに1割負担に戻すこと。さらに、窓口負担の廃止を国に求めること。
- 2) 高齢者医療費助成制度を復活し、70歳から74歳までの医療費窓口負担を1割とするよう国に求めること。また、県として、せめて清川村のように補助制度を設けること。増額の影響を調査すること。

(5) 子どもや障がい者への福祉的助成の実施について

- 1) 国が眼鏡購入費の補助制度を創設するまで、県内の子どもたちが等しく眼鏡の購入ができるよう、県として眼鏡購入費の補助を行うこと。また、コンタクトレンズについても補助の対象に盛り込むよう、引き続き国に求めること。
- 2) 心臓病と重度心身障害が重複している成人先天性心疾患は、入院できる施設がなく在宅診療を受けなければならない。県として酸素飽和度を測定するサチュレーションモニター

やバッテリーなどの購入費を助成すること。

- 3) すべての新生児が健康に成長するために、また、障がい克服の機会を平等に提供するために、新生児の聴覚障害検査の補助金制度を充実させること。
- 4) 新生児聴覚検査機器整備事業補助金の対象となるすべての医療施設に対し、補助金を受けられるようにすること。また、検査の場所に関わらず補助金を受けられるようにすること。

(6) 妊婦健診への助成について

- 1) 神奈川の妊産婦健診の公費負担は、全国最下位である。経済的な負担が大きい年代でもあるため、妊産婦健診が無料になるよう、市町村任せにせず県として助成を拡充すること。

[4]. 安心できる介護保険制度の確立に向けて

(1) 介護給付費抑制策からの転換

- 1) 誰もが安心して利用できる介護制度を確立するために、介護給付費を後期高齢者の伸び率以下に抑えるという介護給付費抑制策はやめ、介護サービスや人員配置基準等の拡充、介護保険料の引き下げを図るなど、国に強く求めること。

(2) 1号被保険者の介護保険料について

- 1) 全国の65歳以上(1号被保険者)の介護保険料(全国の月額加重平均)は、第1期2,911円から第8期(2021~2024年度)は6,014円と約2倍になった。65歳以上の方で災害・所得減少などにより介護保険料の納付が困難な場合には、減免制度があることを周知し、申請者にしっかり支援すること。

第9期の介護保険料の抑制を図るため、国25%としている少なすぎる公費負担割合を大幅に引き上げるよう、国に求めること。

- 2) 公費負担分のうち都道府県分と市町村分は各12.5%とされているが、国庫負担が増額されるまでは、市町村とも連携して県独自にも保険料負担軽減や低所得者対策を図ること。また、介護利用料についても低所得者への軽減措置を制度として確立するよう、国に求めること。
- 3) 市町村の介護保険会計への一般会計法定外繰入が認められることを、あらためて市町村に周知すること。高すぎる介護保険料の引き下げについて、市民生活を守る立場から市町村の独自性が求められる。費用負担の公平性を損なうものになるかどうかは市町村の判断であり、県が事実を伝えない理由はなく、いらぬ付度はせず周知すること。

(3) 低所得者への利用料負担助成について

- 1) 県として、低所得で介護保険サービスの利用が困難な人に、利用料の一部助成を行うこと。千葉県船橋市では、生活保護以外の単身世帯で年間収入150万円以下かつ資産350万円以下の場合、訪問介護や訪問看護、通所介護や地域密着型介護などの利用料の40%を減額している。先進自治体を学び、県として独自制度をつくること。
- 2) 介護施設に入所している低所得者は食費、居住費、介護度に応じた利用料、介護保険料として、毎月約6万円は負担している。介護保険以外の実費などは月約2万円かかり、その上に食費2.2万円の増額は支出超過になりかねない。

補足給付の見直しによる利用料の大幅な負担増への軽減を行うこと。この利用料の軽減制度を周知し、申請者に負担軽減を図ること。9,500人へ影響が県の調査でも明らかになっており、補足給付の水準を従前に戻すよう国に求め、県としても独自の支援をつくること。また、利用に際しては、資産要件を撤廃するよう国に強く求めること。

- 3) 市町村が、特に生計が困難と認める者への社会福祉法人などによる負担軽減措置に対する補助を増額するよう、県として補助制度等の対策を講じること。

(4) 介護報酬に関して

- 1) 質の高いサービスが安定的に提供できる介護報酬や人員配置基準を確立するには、基本報酬の底上げが必要である。介護報酬の10%以上の引き上げを行うとともに、それを利用料・保険料に跳ね返らせないため、国庫負担を増額するよう法改正を国に求めること。
- 2) 最低賃金は東京都とほぼ差がないが、級地区分が異なることで大きな齟齬が生じている。こうした級地区分の在り方を見直すよう国に求めること。

(5) 特別養護老人ホームや老人保健施設の整備について

- 1) 特別養護老人ホームの入所対象者の重点化（要介護3以上）が行われたが、認知症や障がい者、介護者がいない又は介護者が高齢又は病弱であるなどにより支援が期待できないなど、やむを得ない事由がある要介護1・2の方は特例的に入居が認められている。直近の特例入所件数を明らかにすること。介護報酬の関係から要介護4以上に入所を限定する施設があり、補足給付の見直しによる負担増から退所を余儀なくされる深刻な事態も生まれている。入所制限や負担増による退所の実態について、直近の状況を明らかにすること。
- 2) 県内の特養待機者数は12,983人（2022年4月1日現在）と聞く。第8期かながわ高齢者保健福祉計画では3年間で約3,400床を整備し、2023年度に約42,150床とすることを目標にする計画だが、各市町村の実態を把握し、申請後半年以内の入居を目標に、国有地や県有地の活用を含めて、市町村と連携して整備・増設を進めること。整備の達成状況を示すこと。
- 3) 災害時や緊急時の対応も想定し、医療施設と連携している介護老人保健施設や介護医療院において人工透析患者も入所できるよう、「当事者目線主流化」という知事の強い理念に沿った県の財政支援を行い透析治療が可能な設備や施設を一定程度併設すること。

(6) 自治体の新総合事業について

- 1) 新総合事業のサービス類型は、市町村によって異なる。新総合事業に移行する前の、介護予防給付に相当するサービスが実施されているか実態をつかみ、保証すること。国の支援を増やすよう要望すること。
- 2) 介護認定申請を優先的に保障するよう、市町村に指導・助言を行うこと。また、基本チェックリストの対象者には要介護認定申請を推奨する文書やチラシ等を必ず配布するよう、市町村に指導・助言を行うこと。
- 3) A事業では無資格者による質の低下が心配されることから、サービスの質を保証する適切な報酬単価を設定する必要がある。県内市町村の新総合事業の単価を検証し、サービス内容に応じた適切な単価となっているかを把握すること。県の作成したカリキュラムやテキストが適切に行われているか把握すること。

(7) 介護職の確保と処遇改善について

- 1) 介護人材の不足が公的介護保険制度の存廃を脅かす重大問題となっている。こうした事態の要因は、介護従事者の過酷な労働環境と低い処遇である。

2022年2月から9月まで、介護職員の収入を3%、9,000円程度引き上げる措置を実施したが、看護師の賃金増の対象は基幹病院に勤める人に限られ、介護施設で働く看護師は除外されるなど、大きな不公平と問題を生んでいる。10月以降について、介護報酬で行うとされているが、介護報酬の引き上げは利用料や保険料に跳ね返る。これ以上の負担増を

課すべきでないことから、国費の投入での対応を行うことと、職員の配置基準の引き上げを可能とする法改正を国に求めること。

- 2) 介護職員だけでなく、すべての介護従事者の賃金を全額公費負担により全産業水準まで引き上げるよう国に求めること。
- 3) 複数ある介護職員の処遇改善加算要件の簡素化を図るとともに、申請手続きの実務負担の軽減を図るよう、国に申し入れること。
- 4) 訪問ヘルパーの処遇移動時間や待機時間は時給に換算されないなど、訪問ヘルパーの処遇は特に劣悪である。県として賃金引き上げに向けた取組を行うこと。
- 5) 介護職の養成校では、深刻な定員割れが続いている。利用者の希望を踏まえながらケアプランを作成するケアマネージャーも、資格試験の受験者や合格者が激減している。

受講生の確保に向けた対策や助成措置など、養成校への支援策を実施すること。介護職の処遇改善等が前提ではあるが、県内の高校生等に介護職場の魅力を普及する取り組みを引き続き行うこと。「高校生介護職場体験促進事業」の実績を示すこと。

(8) その他介護保険制度全般に関して

- 1) 同一事業所による高齢者と障がい児者のサービスを可能とする「共生型サービス」が2018年度から行われているが、介護や障がい福祉はそれぞれ異なる専門性が求められる分野である。専門性の担保、担い手の処遇、サービス単価の水準等を適正に確保すること。
- 2) 介護保険料を一定期間滞納した場合、給付抑制の措置が取られる。身体や日常生活の維持に介護サービスが欠かせない利用者にとっては、生存権さえ脅かされる事態となる。ため給付抑制の措置を取らないこと。
- 3) 療養介護施設の入所者募集はもとより、入所中も医療的ケアの程度が重い人が排除されないよう、実効性のある対策を講じること。
- 4) 65歳以上の障がい者に対する介護保険制度の優先原則を機械的に適用しないよう、引き続き市町村への指導を強めること。なお、国に対し介護優先原則を直ちに廃止するよう求めること。
- 5) 看護師同様に、ヘルパーなどの介護職においてもハラスメント対策が必要である。訪問介護における利用者・家族からのハラスメントを防止するため、ハラスメントが起きた場合の対応をヘルパー等の研修項目に加えること。

事業所の管理者をはじめ職員の研修を実施し、ハラスメントを許さないという認識及び対策を共有するなど実効性のある対策を引き続き講じること。

- 6) 要介護1・2の方の生活援助を市町村の新総合事業に移行し、ケアマネジメントに利用者負担を導入するなどの制度改定は、先延ばしされたと聞く。しかし、「一定以上所得」の判断基準、1号保険料負担の有り方（高所得者の介護保険料引き上げ）、多床室の室料負担は検討課題とされている。これらの制度改悪は、介護認定と介護給付の抑制、負担増や徴収強化などに結びつくものであり、こうした制度改定は行わないよう、国に強く求めること。

[5]. 高齢者福祉の充実に向けて

- 1) 老人福祉法に基づく措置制度は残されている。虐待被害や社会的孤立など、複合的な困難を抱える、いわゆる「処遇困難」の高齢者を救済する責任は自治体にある。市町村と連携して、県として必要な支援を強化すること。
- 2) 県の高齢者福祉施策を検討する上で、また、災害時の避難対策や防災上も重要と考えられることから、市町村が独居高齢者や高齢者のみ世帯の実態把握を行うよう、市町村に指導・助言すること。
- 3) 県は事業者と「地域見守り活動に関する協定」を締結し、市町村や警察、消防と連携した

地域見守り活動に関する協力体制づくりに取り組んでいるとのこと。また、マニュアルの整備や市町村と協定締結事業者との連絡会の開催などを通じて、円滑な事業実施が可能となる支援を行うとしているが、引き続き取り組むこと。

- 4) 高齢の単身世帯や夫婦のみ世帯において、緊急事態や災害時に外部に連絡でき救助を求められる機器等の設置について、市町村を支援し助成措置を講じること。
- 5) 災害級の熱中症が急増し、年々救急搬送者が急増している。エアコンのない人は猛暑の中でいのちの危険にさらされながら生活しなければならず、エアコンが故障していたり電気代の高騰で使用を自粛する高齢者も少なからずいるため、命を守る対策は急務である。生活困窮する高齢者世帯に対し、エアコンの購入又は修理する場合の費用の助成を行うこと。併せて、電気代の助成を行うこと。
- 6) 高齢化に伴い難聴者が増えている。放置すると日常生活や社会生活に支障をきたし、認知症を発症するリスクが高まることは、2020年のアルツハイマー病国際会議や2019年政府が決定した「認知症施策推進大綱」などでもすでに示されている。補聴器は高価なために購入する際の補助を求める声が高くなっており、多くの自治体が補助制度を創設している。

県として高齢者補聴器購入費助成制度を創設すること。また、高齢者の健康診査事業の中で、聴力検査を行うこと。補聴器購入の際、医療費控除が受けられるよう、聴力専門医のいる病院を引き続き周知すること。

[6]. 公的年金給付の削減中止と年金制度の改善に向けて

以下の事項は、県民である年金受給者にとって切実な要求である。それにもかかわらず、一括で扱い、国の制度だからとして回答を退けてきた。今年こそは要望を真摯に受け止め、項目ごとに県の認識を明らかにすること。また、県民の暮らしを守る点から、全項目について国や関係機関に働きかけること。

- 1) 公的年金の給付額は、この10年間で実質6.7%もの削減となっている。その上、政府の超低金利政策＝円安政策によるガソリン、食料品、生活必需品等の物価高騰で、低所得者や高齢者の生活は成り立たなくなっている。年金の引き下げをやめ、物価高騰に見合った引き上げを国に求めること。
- 2) 全額国庫負担、全国民対象の最低保障年金制度を創設すること。また、国民皆年金制度に相応しく、無年金者に対する救済措置を早急に講じること。
- 3) 厚労省の令和3年度厚生年金保険・国民年金事業の概況によれば、厚生年金の平均受給額が140,000円であるのに対し、国民年金の平均受給額は56,000円と著しく低い。国民年金だけでは特別養護老人ホームの入所さえままならず、老後の生活保障たりえない。生活保護世帯の多くは高齢世帯であるが、この要因ともなっている。最低保障年金制度の創設を待たず、国が財政措置を講じて国民年金の給付額を引き上げるよう、国に求めること。
- 4) 年金生活者の生活を安定させるため、隔月支給ではなく毎月支給に改善すること。
- 5) 年金給付から各種保険料や住民税が天引きされているが、受給権や生存権の侵害に当たる。年金からの天引きを中止すること。
- 6) 年金積立金は被保険者の大切な財産であり、高いリスクを伴う株式運用はやめ、安全な運用に努めること。

[7]. 生活保護制度の改善と生活困窮者の救済に向けて

(1) 生活保護基準引き下げ中止と生活保護世帯への国の支援強化について

- 1) 生活保護基準は国民生活の最低基準を具体化したものであり、住民税の非課税限度額、就学援助、低賃金、国保・介護の負担減免、公営住宅の家賃減免など、他の制度の基準とも

なっている。生活保護に係わる生存権裁判（生活保護基準引き下げ違憲訴訟）では、生活保護費引き下げは憲法違反との判決が横浜地裁をはじめ12件（2023年10月2日の広島地裁判決まで）も出されていることを踏まえ、これ以上の生活保護基準の引き下げを行わないよう、県として明確に国に要望すること。昨年の回答のごとく「国において対応すべき」だからこそ、国に求めよと要望している。その態度を明らかにすること。

- 2) 政府の超低金利政策＝円安政策によるガソリン、食料品、生活必需品等の物価高騰は、生活保護世帯を著しく脅かしていることから、可及的速やかに物価高騰に見合った生活保護費の引き上げを国に求めること。
- 3) 廃止された高齢加算や冬季加算を元に戻すこと。また、温暖化の影響で昨今の夏は全国的に猛暑となり、命にかかわる危険な暑さが続いたことから、夏季加算を設けるよう国に求める。
- 4) 医療機関を受診するたびに福祉事務所に医療券の発行を求めることは、生活保護利用者への“懲罰”であり、差別である。県も受診証方式への変更を国に求めているとのことだが、受療権の保障に反するこうした方式は直ちに中止し、必要な時に医療機関を自由に受診できるよう、生活保護利用者に現行の健康保険証と同等な医療証もしくは受診証を交付するよう、引き続き強く求めること。
- 5) すべての生活保護世帯に対し、エアコンの購入費や設置費用を生活保護費の支給対象とするとともに、エアコンの修理費や買い替え費用も、「住宅維持費」として認めること。
- 6) すべての生活保護世帯でエアコンなどの購入費と設置費用を生活保護の適用とするとともに、エアコンが壊れた時の修理や買い替え費用も、「住宅維持費」として認めるよう国に求めること。また、実施されるまでの間、当該世帯へのエアコン購入への援助を県独自で行うこと。

(2) 生活保護制度の改善・充実について

- 1) 生活保護申請時の扶養親族照会の対応について、現場では一定程度改善が見られるが、まだ不十分である。本人が扶養親族照会を希望しない場合は、本人の意向を確実に尊重すること。また、この対応を県内すべての市町村や福祉事務所に改めて周知徹底すること。国にもさらなる改善を求めること。
- 2) 「生活保護の申請は国民の権利である」という立場から、ケースワーカーの法的知識や支援力の向上、生活保護利用者の人権を尊重した支援を図るための研修を重視すること。また、一人あたりの担当世帯数が過重とならないよう、ケースワーカーを増員すること。
- 3) 厚労省通知の範囲を越えた過剰な資産調査は人権侵害であり、やめること。また、親族による扶養を前提としないこと。住宅扶助の引き下げに基づく転居の強制等を行わないこと。
- 4) 無料低額宿泊所について、実態を把握するために抜き打ち的な検査も含めて適切に監査を実施すること。その際には、消防法、建築基準法の適合状況及び居住者の生活実態や利用状況などについて調査を行うこと。入居中の劣悪な待遇については、改善指導を厳しく行うこと。

また、利用者の転居希望の有無、転居が実現しない理由等について継続的に調査を行い、自立支援を促進すること。

(3) 生活困窮者自立支援制度の充実と生活困窮者対策の強化について

- 1) 改正生活困窮者自立支援法の理念を受け、任意事業について実施していない県内自治体もあり地域格差が生じていることから、地域格差が生じないよう財源の確保を含めて各自自治体への働きかけや援助を強めること。

- 2) 子どもへの学習支援は、個別のケースによって時間・場所・実施方法に工夫が必要であることから、経験の交流や研究など県が役割を果たすこと。
- 3) 自立支援事業を実施した場合でも、自立困難なケースについては生活保護制度から排除されることが無いよう運用に留意することを、市町村に周知すること。
- 4) 県有施設での生理用品配布の拡充とともに、駅等の公共的施設において、個別スペースに生理用品を無料で常備できるよう事業を継続拡大すること。
- 5) コロナ禍で生活福祉資金の貸付が広がったが、物価高騰が重なり生活困窮者は特に返済が困難となっている。返済免除制度の拡充を図ること。

[8]. 障がい者福祉の充実に向けて

(1) 障がい者の差別解消に向けて

- 1) 「当事者目線の障がい福祉推進条例」が実効性のある条例となるためには、今後の計画策定や財政措置など、今後の取り組みにかかっている。計画の策定や体制の整備、財政措置など、具体的な課題については早急に取り組むこと。また、市町村との連携が大変重要となるとともに、現在の障がい者総合支援法に基づく制度では十分なサービス提供ができないため、当事者が十分にサービスを受けられるように、市町村に対する県独自の財政支援策を早急に講じること。
- 2) 障害者差別解消法における「差別を解消するための措置」として位置づけられる「差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の不提供の禁止」の具体化に関し、事例集を作成し公開しているとのことだが、その周知と広報が不十分である。日常生活のあらゆる場面で障がい者が生活をしていることを考慮すれば、ホームページや障がい者の利用施設への配布だけでなく、障がい者の方の利用施設や商店街や町内会・自治会などをはじめ、すべての事業所や団体等に知らせるとともに、広報やポスター等を掲示し直接県民にわかりやすく周知すること。
- 3) 障がいのある方への差別解消に関する事例集では、合理的な配慮の提供について掲載しているが、差別があった時の解消のための方策、行政としての相談窓口を紹介するとともに、行政が差別解消のために取り組んでいる内容を掲載すること。
- 4) 障害者差別解消法や「ともに生きるかながわ憲章」などの主旨を生かし、障がいに対しての理解を深めるよう、県職員等が障がい者支援の現場で、短期間でなく一定の期間支援を行うなどの体験実習を行うこと。

(2) 障がい者への経済的支援の強化と障害福祉サービス従事者の確保と処遇改善について

- 1) 神奈川県内の「バス運賃割引制度」の精神障がい者への適用は、近隣都県と比較しても著しく少ない状況となっている。早急に対象を拡大するよう、神奈川県バス協会に今まで以上に強く働きかけること。また、県としてもバス会社に対する補助制度を創設するなど、積極的に取り組むこと。
- 2) 在宅重度障害者手当の対象を拡大し、金銭的支援を充実すること。特に、障害者差別解消法に抵触する65歳以上ではじめて障害者手帳を取得された方を対象外とする措置は、廃止すること。
- 3) 肢体不自由者が地域で自ら住みたい場所を選択するためには、金銭的な保障が必要である。グループホームなど、障害福祉サービスとして利用料が低く抑えられる施策を使わず、一般賃貸住宅での居住を希望する方が安心して暮らすために、一般の賃貸住宅の家賃補助制度を創設すること。
- 4) 当事者目線の障がい福祉推進条例でも就労実態の把握が盛り込まれたことから、障害福祉サービス従事者の労働時間や夜勤の状況、賃金実態を含めた労働状況や職員配置などを、

職員からの意見聴取を含め実態調査を行うこと。国では2021年度、2022年度に「障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」を行っているが、それらの情報を考慮しながら、県として現場の声を反映するように実態調査に取り組むこと。

- 5) 障害福祉サービス従事者の賃金実態は、全産業の平均よりも大幅に低い状況となっている。また、どの事業所でも人員確保が課題となっている。これらの課題を解決するためにもサービス報酬の大幅な引き上げを国に求めるとともに、労働環境の改善など処遇の改善を図るよう国に求めること。県としても独自の措置を講じること。
- 6) 障害福祉サービス従事者が不足している。県障がい者福祉計画に、それぞれの障害福祉サービスの提供体制の整備目標と障がい福祉サービス従事者の増員を明示すること。また、県として障害福祉サービス従事者の増加に向けた支援策を講じること。

(3) 障がい者の日常生活や活動への支援強化に向けて

- 1) 障害者総合支援法に基づくサービス利用計画書の作成において、セルフプランが多くなっている。障がい者が安心して相談ができ、サービス利用計画が作成できるように、相談支援専門員を増やすこと。また、障がい福祉計画において、相談支援専門員の増員計画を示す相談機関の増設を市町村に働きかけること。
- 2) 県として相談支援専門員が増えない要因をアンケートなどで調査し、公表すること。また、相談支援専門員の育成や増員に向けた助成措置を講じるとともに、相談支援専門員がサービス利用計画の作成など専門員の仕事に専念できるように、報酬を引き上げるよう国に求めること。さらに、相談機関の増設を市町村に働きかけること。
- 3) 障がい者の移動支援サービスなどが利用できない地域がある。これは、合理的配慮の不提供であり、差別であることを県として明確に市町村に伝えたとともに、市町村任せにせず、県の責任で事業所設置の促進や人材確保を図り、どこに住んでいても、いつでも利用できるようにすること。
- 4) 移動支援サービスについては各市町村の規則などで利用制限が設けられているが、このような制限は障がい者の社会参加を狭めることになり、合理的配慮の不提供になりかねないため、制限の撤廃に向けて標準規則を変えるよう国に求めること。また、財政的な支援の拡充を国に求めること。
- 5) 障がい児の放課後等デイサービス事業所では児童の送迎をした場合の加算があるが、送迎時に職員が複数で対応できるように、基準と報酬の見直しを国に求めること。また、県として複数配置ができるように、独日の財政支援を行うこと。
- 6) 市町村が実施している福祉タクシー制度は、市町村によってばらつきがあるので、県として補助制度をつくり、財政的支援を図ること。また、県内共通利用を可能とするよう、県の支援を強めること。
- 7) 県所管域の市町村の地域生活支援拠点の整備について、「神奈川県障がい福祉計画」の整備目標を達成するために、市町村への情報提供だけでなく、県として人員の確保や財政支援を含め、積極的に支援すること。
- 8) 市町村が障がい者グループホームの設置を推進できるよう、グループホームの改修費用、家賃及び運営費等の補助について、県独自の補助基準を引き上げること。
- 9) 「グループホーム等利用者地域支援事業」は市町村によって実施していないところがあるので、市町村に実施を促すこと。また、県として補助率の引き上げを図り、政令市、中核市も対象にするなど、補助制度の拡充を図ること。
- 10) 重度訪問介護の利用を希望している肢体障がい者に必要で十分な時間数を支給するとともに、重度訪問介護のサービス提供事業者の増加やヘルパーの増員を図るよう、市町村と連携して取り組むこと。また、「神奈川県障がい福祉計画」にその必要数を明記すること。

- 11) 居宅介護等の訪問系のサービスにおいて、「家族が行うことが適当」、「日常生活を営むのに支障がない行為」等を理由に、市町村が支援を認めないケースがある。介護保険の訪問介護にある「できない規定」が障害サービスには適用しないことを市町村に周知し、過度にサービス制限とならないように市町村に働きかけること。
- 12) 長期入院の結果、退院後の生活の見通しが見えないまま年齢を重ねている精神障がい者の地域移行・地域生活支援が進んでいない。計画の目標設定にも課題があることから、地域での受け入れ態勢の充実、退院する精神障がい者の人数、長期入院者の減少数などを目標数値とすること。また、この事業をすべての市町村が実施できるように、県として積極的に支援し、県独自の助成措置を講じること。
- 13) あはき業をはじめ自営している視覚障がい者は、ガイドや手伝いをする人を雇用すると経費がかさむため、健常者と対等に事業運営ができない実態がある。2020年度から重度障害者等就労支援特別事業が新設され、自営業における介助や通勤の支援が、地域生活支援事業の対象範囲に含まれていることを市町村に周知し、事業の対象を拡充するよう働きかけること。

また、治療所の清掃、経理や保険請求等の書類の作成等を援助するアシスタントを配置できるよう、補助制度を新設すること。また、国に対して制度化を働きかけること。

- 14) 重度障害者等就労支援特別事業が創設されて3年が経過するが、厚労省の資料によると、県内では川崎市と横浜市しかこの事業を行っていない。障がい者の就労と地域生活を支援するためにも、市町村に対して実施するよう強く働きかけるとともに、全市町村で実施するよう、次期の障がい福祉計画で位置づけること。また、県独自の財政支援を図ること。
- 15) 日常生活自立支援事業は、社会福祉協議会が実施主体となり、判断能力の不十分な方が地域で自立した生活を送れるよう福祉サービス等の利用援助を行うもので、障がい当事者やその家族の高齢化が進む中で、社会からの孤立を防ぐためにも益々必要とされる事業である。

県は、利用者契約数1人あたりの算定額の増額や、生活保護受給者1人あたりの算定額の増額を行うこと。また、市町村によって支援内容に格差が生じており、市町村の社会福祉協議会は厳しい財政運営を余儀なくされていることから、県は市町村にこの事業の整備・拡大を働きかけること。

(4) 福祉施設等の整備及び利用促進に向けて

- 1) 湘南東部福祉圏域では医療型障がい児入所施設及び療養介護事業所が、県央福祉圏域では医療介護型施設が不足している。県として入所調整だけではなく、希望者の入所を可能とするよう施設の増設を図ること。また、次期の障がい福祉計画に増設を位置づけること。
- 2) 在宅の重症心身障がい児・者が通える医療的ケアに対応できる通所施設を増やすとともに、その通所施設がショートステイも可能となるように、施設の充実を図ること。
在宅の重症心身障がい児・者が緊急時及び家族のレスパイト時に入院できるショートステイのベッドが、これまで県が支援しているにも関わらず不足している。原因を明らかにし、ショートステイが利用できるように、早急に改善を図ること。また、これらの事業が国の交付金制度だけではなかなか進まないことから、これらの事業を市町村任せにせず、県独自の支援策を講じること。
- 3) 県はメディカルショートステイ事業を開始しているが、利用者がいつでも利用できるように、常時ベットを確保するよう医療機関に働きかけること。また、そのための財政措置を県として行うこと。
- 4) 肢体不自由者の通所施設や生活介護事業所を増設し、利用者が選べる環境を早期に確立すること。

肢体不自由者（重症心身障がい者含む）のグループホームの設置を促進すること。また、医療的ケアを必要とする障がい者も利用できるよう、積極的な医療との連携と設置が進むように、市町村に働きかけること。

- 5) ともしびショップは障がい者が働くことを実感し、仲間や地域の方々とのふれあいを通して、その自立と社会参加を実現していくために、県社会福祉協議会が認定しているものである。

2023年3月で県庁店が閉店となったが、県が再開に向けて財政支援を行い、県庁内でともしびショップが存続できるよう支援すること。

(5) 県立障がい者支援施設の役割と充実について

- 1) 障がい者福祉、介護の施策を進める上で、それぞれの施設の運営を直接県職員が行うなど、ノウハウの蓄積と専門性の向上が重要である。これらの施設の指定管理者制度導入をやめるとともに、県として施設の運営を直営で行うこと。
- 2) 県立障がい児者支援施設である三浦しらとり園、厚木精華園、さがみ緑風園について、民間移譲を検討することだが、県立障がい者施設は、地域の障がい者福祉の中心的役割を担っている。
他の民間施設の相談を受け入れ、障がい者施設から地域生活への移行支援の充実、民間で受入れ困難な利用者の受入れ、職員の支援の質の向上、職員の労働環境の改善など、担っている役割を明確に位置づけ、県立施設として存続し、県直営とすること。また、今後検討するとしている津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園、愛名やまゆり園についても、同様な位置づけを行い、県直営で運営を行うこと。
- 3) 県立中井やまゆり園の再生に向けたプランについては、費用も時間もかかることであり、人材育成を進める点を考えても、県として責任をもって取り組めるよう、独立行政法人への移行を検討するのではなく県直営として存続すること。
- 4) 県の総合療育相談センターについては、現在あり方検討会で今後の方向性が検討されているが、重症心身障害児者の入所施設などが無い湘南東部保健福祉圏域では、この施設の役割が大変重要となっている。人材確保のために特別な体制を取るなど、施設の充実を図ること。
- 5) 当事者目線の障害福祉推進条例が制定された。障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会報告書には、施設職員の高度な専門性とチームでの支援の重要性が示されている。この内容を達成するためには、県立施設における職員の人材確保と育成、職員体制の拡充を図る必要がある。施設職員の体制強化に向けて取り組むこと。
- 6) ライトセンターの施設改修について、小規模改修費は県が負担するよう基本協定を見直し、県として改修を進めること。また、近年、物価高騰や最低賃金の上昇など、指定管理を受けた2021年から大きく状況が変化しているため、指定管理の期間内であっても、指定管理料の増額を図ること。

[9]. 未病関連事業予算について

- 1) 未病関連事業には「未病関連商品・サービスの事業化、産業化及び社会実装を促進」すると、健康をお金で買うような産業支援策が含まれていることから、抜本的に見直すこと。
未病関連事業に関わる予算を介護予防や特定健診、特定保健指導、がん検診などに振り向け、市町村が既存事業として取り組んでいる施策の充実のため、支援策を設けること。
- 2) 昨年の回答で、依然として「未病」の概念の一層の普及に取り組むとしているが、9年以上未病の概念の普及に取り組んでも県民に浸透しているとは言えず、かつ普及する意味はほとんどない。

県民にとってわかりやすく、また市町村の事業ともなじみやすい介護予防や健康維持という言葉を用い、県民に分かりやすい事業とすること。

《 4 》．雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済の振興に向けて

[1]．雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を

(1) 労働者保護行政の強化について

- 1) 労働者の権利を守り労働環境を改善するために、引き続きかながわ労働センター及び各支所の体制強化とともに、労働相談の周知・活用を図ること。
- 2) フリーランスや個人事業主も、神奈川労働センターにおける労働相談の対象となり得ることを広く周知すること。また、問題は労働者性が強いのか事業者性が強いのかではなく、相談内容によるものである。よってガイドラインの定義のみに縛られることなく、労働相談がなじむ問題については相談及び対応を図ること。
- 3) 依然として違法・不公正な働き方が蔓延している。労働法規を遵守するよう、啓発・助言を強めること。違法行為を行う企業を把握した際は、労働基準監督署と連携し、是正を図ること。
- 4) 企業におけるパワハラ・セクハラなどの人権侵害を根絶すること。労働施策推進法等に地方自治体の責務が求められていることを踏まえ、実効力ある取り組みを実施すること。
また、「ディーセントワーク条例」を視野に入れた施策を進めること。さらに、国の動向を注視するだけでなく、パワハラ禁止規定を国に求めること。
- 5) 個別労働関係紛争の労働委員会あっせん申請について現行の取り扱いは、労働センターのあっせん指導が前提となっており、幾つかの要件が設けられているが、選択肢としては労働委員会申請も用意されるべきである。当事者の判断による労働委員会あっせん申請も認めること。

(2) 企業への指導・啓発について

- 1) 非正規労働者を含む労働者の安易な退職勧奨や解雇、雇止めを行わないよう、地域経済への影響という観点からも、企業や事業者に対し雇用を守るよう働きかけを強めること。
- 2) 雇用や地域経済に重大な影響を及ぼす事業所の閉鎖・縮小、リストラなどについては、「経営判断」のみに委ねることなく、県民に寄り添った自治体としての対応を行うこと。県としても情報を収集し関連機関と協議しながら、事前公表含め地域への影響を小限にとどめるため、必要な働きかけを行うこと。
- 3) 改正労働契約法の趣旨に反する無期雇用移行を回避するための有期雇用労働者の雇止めが生じないよう、事業主への働きかけを強めること。調査・指導権限がないことを理由に国任せにせず、脱法行為を許さないという強い決意を示すこと。

(3) 労働法の基本的知識の周知について

- 1) 高校生のアルバイトに関わるトラブルや不適切な事例は多い。学校教育において、労働のルールを学ぶ機会をさらに充実させること。
また、コロナを理由として配布が中断された高校生用の働くルールのパンフを充実させ、引き続き私立学校を含むすべての生徒に確実に配布し、教育委員会とも連携して内容の理解を促進させること。
併せて、県労働センターで行っている神奈川労働大学講座や学校、組合等に出向く出前労働講座の取り組みは貴重であり、労働組合や社労士等の力も借り、回数を増やして広く参加を促すこと。

2) 労働手帳の配布とともに、労働者に広く労働法などの基礎知識を知ってもらうよう工夫すること。昨年、労働手帳を複数求めた社労士が受け取ることができなかったとの事例を聞いている。十分な数を確保し、広く配布を行うこと。

(4) 職業技術校の拡充について

- 1) 職業技術校は、県内各地域に適正に設けられていることが必要である。これまで「関係団体からの意見を踏まえ統合」と繰り返し回答しているが、県民からは、通いやすいところに職業訓練の場を増やして欲しいとの要望がある。訓練を受ける側の実態をより踏まえるべきであり、現在の二校だけではなく増設を図ること。
- 2) 県立職業技術校について、訓練内容の充実を図ること。職業訓練の実効性を保つために、長期訓練についても訓練費用を無料とすること。

(5) 企業誘致のあり方について

- 1) 過大な助成金制度を用いることなく、県内の中小企業支援を強化すること。その上で、企業誘致においては、多くの自治体が行っている一定割合の「県内雇用や県内発注」などを明確に要件とすること。
また、最低でも県内企業への発注と同様に県内雇用を努力義務とし、議会に報告すること。

(6) 雇用の確保とディーセントワークの実現に向けて

- 1) 直接雇用・無期雇用を原則とする雇用ルールの確立を図ること。県内事業所に対しては、正規雇用の拡大に向けた支援策の充実を図ること。
また、引き続き国に対して正規雇用を基本とする法改正を行うよう求めること。さらに、中小企業については、正規雇用の雇用確保・拡大に向けた支援策の充実を図ること。昨年は雇用確保一般について回答しているが、正規雇用の拡大について明確な回答をされたい。
- 2) 県内非正規労働者の実態把握（アンケートなど）に努め、条件を満たしているすべての労働者の労働保険、社会保険加入や、正規労働者との均等待遇、正規化に向けた啓発を強めること。
- 3) 引き続き経済団体・企業などに、学卒者の正規雇用を増やすよう強く要請すること。
- 4) コロナ禍でさらに広がった就労環境を失ったひとり親などに向けた職業訓練や、就労準備支援などを拡充すること。自立支援教育訓練給付金の補助率を、拡大すること。
- 5) 引きこもり状態にある青年、及び正規雇用を望みながら安定した雇用に結びついていない「就職氷河期世代」について、状況を把握し、就職など生活の確立に向けた援助を行うこと。効果的な取り組みについて、広く周知すること。

(7) 労働時間の短縮と賃金引き上げに向けて

- 1) 過労死、過労自殺などを防ぐことはもとより、人間らしい暮らしと両立させるために、すべての労働者の年間総実労働時間が1,800時間以下となるよう、国及び県内企業に働きかけを強めること。また、不払い残業をなくし、年次有給休暇取得の取り組みを強めること。
- 2) すべての県民が健康で文化的な生活をするためには、最低賃金「時間額1,500円」の実現が必要である。最低賃金法の周知・遵守だけではなく、神奈川県としても中小企業支援と一体での最低賃金の大幅な引き上げを、国や神奈川労働局に強く働きかけること。

(8) 高齢者の労働環境改善に向けて

- 1) 企業に対し、年金の全額支給まで雇用を継続するよう、また、高齢者への賃金・労働条件の差別をやめるよう、働きかけること。高年齢者雇用安定法に規定する高齢者団体に対し、支援を強化すること。

(9) 障がい者雇用の促進に向けて

- 1) 障がい者雇用の促進するため、国と連携して障がい者雇用の支援策を引き続き拡充すること。また、県として独自に財政支援策を充実させること。
- 2) 県庁の障がい者雇用の引き続き促進させること。とりわけ知的障がい者や精神障がい者の雇用については、障がいの特性に合った業務内容とすることをはじめ、補助者やジョブコーチの配置など、働きやすい環境整備の取り組みを引き続き強化すること。
- 3) 国立県営の神奈川障害者職業能力開発校について、引き続き国基準を上回る職員の県単加配を継続するとともに、国基準の引き上げや予算措置の拡充を国に求めること。空調設備をはじめ、施設設備の老朽化対策を実施すること。
- 4) 県の部局において、仕事を発注する際には、障がい福祉サービス事業所等への優先調達や業務委託を行う事業所を優先すること。また、指定管理者においても、上記の要件を堅持すること。

(10) 外国人労働について

- 1) 外国人技能実習制度に関する昨年度の回答には回答漏れが多々あるので、真摯に回答するよう求める。外国人技能実習制度は劣悪な低賃金代替労働となっている深刻な実態があり、技能実習生への人権侵害が後を絶たない。逃亡や行方不明者も多く、諸外国からも批判を浴びている。
県として、この制度の改善を強く国に求めること。適正な労働条件を確保するために、外国人雇用主に対する適正な労働条件を確保するセミナーへの参加を義務づけること。個別ケースに応じた働きかけを強めるとともに、啓発にとどまらず、母国語毎の労働手帳を用意し、すべての外国人労働者に配布すること。
- 2) 外国人労働者と外国人実習生、外国人学生の就労の実態について調査し、賃金・労働条件等の改善、労働保険や社会保険加入などについて、実態を把握し加入を促進させること。
また、労働者等からの相談を受けやすいよう、ホームページへのアクセス含め、労働センターの対応言語を現状の4カ国語からさらに増やすこと。また、地域協議会の取り組み状況、把握内容、問題点などを明らかにすること。
- 3) 現在の外国人労働相談や地域協議会だけでは、十分な対応と言えない。行政機関だけではなく、法律家、労働関係者や学者などをメンバーとする協議会等を設置し、関係機関とも連携しながら、外国人専用の労働相談や個人紛争の救済を実施すること。なお、昨年度の回答には、協議会等の設置についての回答がない。これに明確に答えること。
- 4) 神奈川県が国家戦略特区として行っている外国人家事支援受入事業は、セクハラ、パワハラなどが生じやすい分野である。外国人就労については、人権侵害や労働条件の不履行などが懸念されると度々指摘してきたが、案の定、雇用主のニチイ学館が契約更新せず98人が帰国し48人が所在不明となるなど、多数が雇用継続されず行方不明者まで出し、社会問題となる事件が発生した。これは、今の仕組みでは適正な運営が困難なことを如実に示した事例であり、この事業の中止を国に求めること。
- 5) 外国人家事支援受入事業において、需給バランスや雇用状況についても実態把握と課題解決が必要である。事業者を通じたアンケートでは労働者の実態把握はできないので、直接回収による労働者アンケートを実施すること。また、アンケート結果を公表すること。
- 6) ニチイ学館の契約更新不履行に関し、第三者管理協議会は問題解決のための会議を一度

も開催せず、問題解決の受け皿になっていない驚くべき実態が明らかになった。家事支援外国人労働者の人権擁護を図るため、サポート体制を整えること。

かながわ労働センターで対応するとの回答だが、一昨年の相談実績はゼロ、去年は1件と、相談を受けるのに相応しい体制が懸念する。労働者に手渡す労働相談カードに記された相談先は、外国人労働者を受け入れる事業主体となる特定機関であり、労働者が安心して相談できる窓口とはなり得ない。労働センター含めた相談先を記載すること。

神奈川県第三者管理協議会に関しては、リアルな実態を把握するため、法律家団体・労働団体・女性団体などの意見を聞く場を設けること。また、相談実績を公表すること。

(11) 県発注の公共工事や委託業務の質の向上と

従事する労働者の適正な賃金の確保に向けて

- 1) 長年の要望である公契約条例の制定について、昨年の回答では、未だに「条例の必要性について検討していく」との認識にとどまっているが、もはや検討の段階ではなく実現の段階である。公契約条例制定に向けた態度を今こそ明らかにすること。同時に、検討の進捗状況を明らかにすること。
- 2) 積算要領を作成している清掃業務をはじめとして、他の委託業務においても「公契約に関する協議会」が示した「一般業務委託の積算等のルール化」の趣旨を踏まえた適切な積算としているとのことだが、そのことによる実際の変化を明らかにすること。
- 3) 県発注事業や委託業務における労働者に支払われた賃金の実態調査について、不適切な事例に対してどのような働きかけを行ったのか明らかにすること。
- 4) 県の委託業務に関わり、委託先が変更になった場合など、県が進める公共事業の場において労働者に不利益が生じないよう「労働関係法規の遵守」条項を盛り込んでいるとのことだが、履行状況の把握を行うこと。

[2]. 中小企業・小規模事業者の施策を推進し、地域経済の活性化を

(1) 中小企業への支援強化に向けて

- 1) 企業誘致や海外進出支援以外に、固定費の一部補助など、現在県内において雇用を維持している中小企業支援を強化すること。そのために、ビジネスモデルの転換などを要件としない中小企業向け予算を大幅に増額すること。
- 2) 中小企業支援の実効性を持たせるため、県が発注する公共工事や業務委託などに県内の中小企業や小規模事業者への発注割合の目標を設定し、その促進を図ること。発注達成率、地元優先発注や分離分割発注の度合い等、施策の実施状況を県民に周知するとともに、議会に報告すること。

(2) 地域を支える小規模事業者の実態把握と政策への反映について

- 1) 「神奈川県中小企業・小規模企業経営課題等把握事業」を中小企業と小規模事業者に区分し、業種別の実態把握を行うこと。小規模事業者については、とりわけ丁寧な把握を行うこと。国が行う調査に倣うのではなく、県内の実態を反映できるように工夫すること。とりわけ、複数税率やインボイス方式導入の影響も含め、社会保険料、国民健康保険料が経営に及ぼす実態を把握できるよう、設問を工夫すること。かつ、実態把握とともに政策に反映させること。
- 2) 「中小企業・小規模企業活性化推進計画」においては、審議会の委員についても個人事業者を含む小規模事業者とりわけ零細事業者の枠を拡充すること。その上で、小規模事業者の意見を恒常的に反映できる仕組みをつくり、改善につなげること。

(3) 中小企業や小規模事業者への経営支援について

- 1) 中小企業や小規模事業者は、コロナ禍に続く物価高騰で深刻な経営状況を抱えている。持続可能な経営のために、工場・営業所・店舗等の家賃や機械・機器等のリース代など、固定経費に対する支援を行うこと。
- 2) 循環型地域経済への転換という点から、賃金や社会保険料の補填など、県として中小企業対策を強めること。その際には、直接財政支援を行い、国に対しても抜本的な対策を求めること。
- 3) 経営基盤の弱い中小企業や小規模事業者への支援策として、実態調査の上、元請や発注元となる企業が下請け二法を厳格に順守するよう、違反の抑止や救済策を含む有効な対策を講じ、単価と労働時間の水準が確保されるよう対応すること。
適正な取引のためのガイドラインを設けて徹底するなど周知徹底に努め、県として下請取引適正化推進講習会を再開すること。中小企業や小規模事業者に「下請け駆け込み寺」を広く周知すること。
- 4) 県独自にモノづくり補助金や、小規模事業者が使いやすい支援制度を創設すること。そのためには、売上減少のみを要件とするなど、利用しやすいものとする。公金を用いた制度を商工会議所などを通じて運用する場合には、給付対象を商工会議所の会員に限定しないこと。
また、協力金対象事業者のみならず小規模企業経営は困難な状況にあるため、「神奈川県小規模事業者支援推進事業費補助金」を再開すること。

(4) 融資制度の改善について

- 1) コロナ禍に続く物価高の下、経営困難な事業所は増加している。税金滞納・事故・赤字決算・返済の滞納など困難な事例を抱える事業所に対しても、融資から排除することなく、中小企業支援の金融機関と連携し、融資対象とすること。また、金融機関のコンサルタント機能を含め、経営支援体制を強めること。
- 2) 県独自の債権放棄による経営再生をめざす制度融資損失補償施策を、引き続き実施すること。2022年度以降、コロナ関連の借入金の返済が始まっている。経営状況に一層の厳しさが増しており、廃業・倒産も増えている。県独自の直接融資制度を創設すること。

(5) 異業種連携活動事業への支援について

- 1) 昨今、従来の事業態様だけでは、事業継続が困難な場面も増大している。他業種連携の中で、事業転換の模索も行われている。中小企業振興策としても異業種交流と連携の場を設けるなど、情報共有の促進を図ること。
- 2) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所は、東京圏、大阪圏などの産業技術研究施設に比べて、職員数などの体制が弱いとの指摘がある。体制と運営の強化について明確に示すこと。また、横浜市、川崎市、相模原市の研究施設とも連携を図ること。

(6) 地域経済の振興と仕事興しに向けて

- 1) 小売・サービス業への経営支援として、商店街の魅力を高めるため抜本的に予算を増やし、空き店舗と空き地活用などとともに、新規開業を支援する仕組みをつくること。
- 2) 小規模事業者の事業承継は、地域にとって大きな課題でもある。事業承継がスムーズに行われることは、小規模事業者が事業への展望を見出すための大きな要素となる。県として事業継承を引き続き支援すること。
- 3) 大型店に地域貢献を働きかけ、地域振興基金を設けるなど大型店にも財政的支援を要請し、県として地域振興策の拡充を図ること。

また、大型店等に加入を依頼しているのであれば、その加入状況などを明らかにすること。

4) 商店街の活性化、後継者対策は従来から切実な課題であったが、コロナ禍と光熱費高騰で影響を受けた深刻な実態も追い打ちをかけている。商店街対策に留まらず、地域経済の振興に結びつく「まちなか商店・店舗・工場リニューアル制度」を創設すること。

5) 商店街は、地域経済にとってもコミュニティの場としても、さらに防犯の点からも、大きな役割を担っている。その役割に相応しい商店街振興施策（商店街等プレミアム商品券支援事業・商店街等再活性化支援事業）等が求められているが、活用は限られ申請数も少ない。

過度な要件設定や調査が行われていないかなど、申請に至らない要因を明らかにし、実効性を持った制度とすること。また、国にも事業の継続を求めること。

6) 入札参加資格のハードルが高く、小規模事業者は仕事の間を奪われている。小規模事業者についても選定から排除することなく、高い技術力を持つ小規模事業者の仕事興しにつげるために、県内で幾つかの自治体に取り組んでいるように、特例として小規模修繕契約希望者登録制度を県がつけること。

7) 広く小規模事業者を支援するため、小規模事業者を対象とした県の住宅リフォーム助成制度を創設すること。市町村と連携して、全県に広げること。

また、情報提供に留まらず、市町村リフォーム助成制度に対して補助すること。最低でも協調補助を行うこと。

8) 県内中小建設業者への優先発注を拡大する姿勢を堅持するとともに、発注に際しては、県産材・県内資材などの優先利用を徹底すること。優先利用については、補助制度を設けること。

(7) 大型店の出店から地域の商店街を守る施策について

1) 「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」には、大企業者の責務として「中小企業の振興に対する大企業者の理解」について定めている。「地域的な需給状況を勘案することなく」と記されている大規模小売店舗立地法 13 条は、地域の商店などに大きな影響を与え、地域経済の健全な発展を阻害し、ひいては生活環境の悪化も免れない。第 13 条は、地域の発展を願う自治体の立場とは相容れないものであり、廃止するよう国に働きかけること。

2) 大規模小売店舗立地法は、大型店が出店する際の商店街などへの評価は対象になっていない。また、住民の生活環境などへの影響評価も、交通事情やごみ収集など一部に限られている。県自らも指摘しているこの法の限界に留まっていたら、地元商店の衰退につながる。

自治体として、商業環境や交通、生活環境全般に関する観点から、出店調整を行うよう法改正を国に求めること。住民説明会の開催は、十分な周知期間と回数を確保すること。

[3]. 食料主権と食の安全を保障し、持続可能な農林水産業の実現を

(1) TPP・EPA・日米貿易協定について

1) TPP、日欧EPA、日米貿易協定などは自由化の水準をWTO農業協定から格段に広げ、わが国の農業の存立基盤をいっそう掘り崩すものである。遺伝子組み換え食品の「貿易促進」、食品検疫の簡素化、食の安全基準の統一なども盛り込まれており、食の安全が脅かされる懸念もある。

県内農業と食料主権を守るため、TPPからの離脱、日欧EPAの解消、日米FTAの中止を国へ要望すること。また、県はこれらの協定の農林水産業等への影響を継続的に検

証し、農林水産業予算を十分に確保し、経営の安定を図ること。

(2) 食料自給率の向上について

1) 気候危機、新型コロナ、ロシアによるウクライナ侵略によって、世界は「第二次大戦以降、最悪の食料危機」に直面している。日本の食料自給率(2022年度)はカロリーベースで38%、生産額ベースでは58%にまで落ち込み、昭和40年代前半以降は下落傾向が続いている。本県は2%と、何十年と横ばいで推移し続けている。

少なくとも食料の外国依存や輸入自由化を改め、国内生産の増大へと転換を図り、国の「食料・農業・農村基本計画」を確実に達成し早期に実現するために、食料自給率の向上を国政の柱に据えるよう国に要望すること。本県でも食料自給率向上を、施策の柱に位置づけること。特に、県が進める都市開発により、これ以上農地が減少しないようにすること。

(3) 都市農業振興のために

- 1) 神奈川県都市農業推進条例の基本理念である「市街地及びその周辺にある農地の保全」を推進するため、昨年度廃止された都市農業推進事業費のような補助制度を新たに創設し、都市農業の推進と生産緑地の多面的機能強化を図ること。
- 2) 神奈川県都市農業推進条例に記載のある農業経験の浅い後継者や新規就農者、高齢農業者を含めた中小規模農業者や女性農業者など、多様な農業の担い手確保は重要な課題である。こうした担い手に対し、施設・農機具等、更新・修繕費用の補助制度を創設すること。
- 3) 農業者、特に中小家族経営や兼業農家、新規就農者の所得向上と経営の安定化を図るため、農産物の6次産業化推進に向けて、地域に農産物共同加工施設が設置できるよう、県は新たな支援策を構築するとともに、人材育成や商品開発を充実させること。
- 4) 小規模農産物直売所の設置は、本県農業の多数を占める小規模農家の経営を支援し、6次産業化と販売を含めた環境づくりの一環として重要である。県として小規模農産物直売所の設置を支援すること。
- 5) 特定生産緑地制度について、引き続き県内自治体や各種団体と連携し、生産緑地所有者への周知徹底と丁寧な意向確認を行うとともに、申請者の利便性に配慮した対応を行うこと。
- 6) 農地は積極的に「保全すべき」ことを明確に打ち出した都市農業基本法の理念を定着させるため、固定資産税、相続税における課税評価において、現に農業が営まれている農地は農地評価を基本にすること。農作業場や屋敷林、市民農園なども農地に準じた課税とするよう、国に要望すること。
- 7) 市街化区域内農地の固定資産税の負担が年々上昇する中、町に対し都市農地の必要性を改めて周知の上、生産緑地制度の導入を継続的に働きかけること。また、町が推進できるよう財政的支援を国に働きかけること。
- 8) 業者開設型の市民農園は業者が農家に負担を強いる例があるため、適切な協定となるよう「農地所有者と実施主体の費用負担及び役割分担等」についてあらかじめ規定しておくよう、県として推奨すること。また、業者が農家に負担を強いることのないように、法の運用について一定の拘束力を持たせるよう、国に働きかけること。

(4) 農業基本政策について

1) 国連がSDGsの達成には家族農業・小規模農業の役割が欠かせないとして、国連「家族農業の10年」をスタートし、国の「食料・農業・農村基本計画」においても家族・小規模農業が評価されている。

本県における農業経営の97%は、専業や兼業など違いはあっても大小多様な家族経営である。家族農業・小規模農業を存続させるための制度の創設を国に求めるとともに、県としても財政措置も含めた支援策を講じること。

- 2) 国連「家族農業10年」(2019~2028)の提起から、5年目を迎えている。その中で、家族農業は「ジェンダー平等」と「女性農業者の指導性の発揮」を中心に捉えている。そのためにも、土地や生産手段の取得、相続や融資を受ける権利などを含め、女性に対するあらゆる差別をなくすことを積極的に進めていくこと。

また、かながわ農業活性化指針に、「農業経営における方針決定過程への女性の参画」についての目標値を設定して推進すること。

- 3) 農業従事者の高齢化、長時間労働の実態改善に向け、県内ですでに農業に従事する女性を対象とした健康・意識(男女共同参画、高齢化・後継者問題、母性保護、休暇の取り方、直売・加工所問題など)の調査を実施すること。また、国が調査したデータから神奈川の女性就農者の状況を抽出し、公表すること。

- 4) 農林水産省の調査では、2020年に締結した「家族経営協定の取り決め」項目の中で、「農業経営の方針決定」が96.1%と高くなっている。一方、「生活面での役割分担(家事・育児・介護)」は42.6%となっており、家庭的責任が女性に集中している実態が見られる。

受けられる制度上のメリットや、女性の仕事と家事・育児の二重負担の軽減について周知し、アドバイス・相談等の体制を強化し、「生活面での役割分担」の取り決めが進むよう、男女共同参画グループとも連携し啓発すること。また、締結時の支援を強化すること。

- 5) 種子法廃止による県内の影響について、問題が生じていないとする根拠を示すこと。県としても将来にわたって安定的に供給が図れるよう、現状の要領・要綱に留まることなく、他県のように条例を制定すること。県独自に原原種や原種の生産に責任を持つ姿勢を、明確にすること。併せて、種子法の復活を国に求めること。

- 6) 改正種苗法によりこれまで認められていた自家採取・自家増殖は、登録品種については自家増殖が原則禁止となり、登録期間中は許諾制となって許諾料を払うこととなった。

農林水産省が2015年度に行った「自家増殖に関する生産者アンケート調査」では、登録品種について自家増殖している割合は52.2%との結果が出ており、農家にとって影響が少ないとは言えない。

国連総会が採択した「農民の権利宣言」は、種子の自家増殖や販売、利用などは農民の権利と明確に定めている。それに反する種苗法「改正」の撤回を国に求めること。

- 7) 農業者は、農産物を生産する中で、農道や水路の整備、草刈りなど、環境や景観を守り災害を防ぐ多面的役割も担っている。まさに国土の無償の管理人と言える。農業者のこうした労働を正当に評価し、水田・畑地・樹園地などに応じた所得補償を、県として独自に行うこと。

- 8) 有機農業を飛躍的に拡大するには、神奈川県有機農業推進計画に基づいた取り組みに加え、安定した販路を確保する必要がある。学校、保育所、幼稚園、福祉施設などで、有機食料を相応しい価格で採用することなど、県として独自の支援策を講じること。また、環境保全型農業直接支払交付金を拡充し、交付額が減額されることのないよう、国へ要望すること。

- 9) 荒廃農地の復旧、農地の荒廃防止のため、「農とみどりの整備事業」に関し、市町村や農業委員会と連携して推奨するとともに、国に対しても既存の国庫補助事業の採択要件を緩和するよう、引き続き働きかけること。なお、荒廃農地復活・利用、里山管理、鳥獣害対策を、広域かつ一体的に進めることができるよう支援すること。

- 10) 受益面積や農業振興地域内の青地、白地に関係なく、耕作放棄地の基盤整備を実施できる新たな県独自の事業を創設すること。又は、既存制度の拡充を図ること。

- 11) 耕作農地の減少を食い止め、CO₂貯留量を増やす農地を確保するために、ソーラーシェアリングなど再生エネルギーを活用して、地域循環型経済を推進すること。
- 12) 本県の農業人材力強化総合支援事業について、新規就農者の育成確保をさらに推進するために、新規就農希望者の研修先に農家を含める、親元就農5年以内の継承要件を緩和する、定年帰農者も活用できるようにするなど、要件の改善と拡充を国に求めること。
併せて、実現するまでは県独自で予算措置を講じること。また、認定農業者の増加につながるような財政支援を講じるよう、国に求めること。
- 13) 認定新規就農者と認定農業者の認定及び指導育成について、所管課が違い、市町村には基本的に普及指導員がいないことから、県内部での調整と連携を図り、普及指導員を育成し配置すること。
- 14) 新規就農後の経営確立は、気候危機や新型コロナ、ウクライナ情勢の下で非常に困難な条件にある。県は、農業次世代人材投資事業の利用期間について、5年が適切と認識していたが3年に短縮された。利用期間を戻すよう、国に求めること。短縮された期間の補填を行うなど、県独自の定着支援を、財政措置も含めて具体化すること。
- 15) 希望者全員が早期に大型特殊免許取得できるよう、関係機関と連携して研修機会を拡大すること。
- 16) 農業技術の開発・普及は「先端技術」に偏るのではなく、農業者の蓄積された技術と科学を結び付け、持続可能な農業や地域の振興に重点を置くこと。スマート農業における先端技術の開発・普及については、中小農家の経営に役立ち、農業者の所得が増大し、多くの農家が集落に残れることを基本に進めること。
- 17) 花きの振興は「神奈川県花き振興計画」に基づき、大船フラワーセンター、花とみどりのふれあいセンターの両県有施設を拠点とした取り組みを中心に据えること。また、引き続き、国のジャパンフラワー強化プロジェクト推進事業などを活用した取り組みも進めること。
- 18) かつて植物園の機能を有していた「大船フラワーセンター」は、原種の保存がされず、希少種が削減されるなど、以前のような植物園としての役割が果たされていない。
大船フラワーセンターが植物園としての機能を有するよう、登録博物館とするか若しくは同等の施設を整備し、県が所管する登録博物館に植物園を設置すること。
- 19) 農地情報公開システムの整備やeMAFF農地地図への移行が遅れている農業委員会に対し、研修会などの支援や相談対応を行うこと。また、システムの更新費用については、引き続き必要な予算措置を国に働きかけること。
- 20) 農業経営基盤強化促進法の改正や、ガイドラインの通知などにより、業務量が増大している農業委員会の事務局体制を強化し、委員手当も引き上げるなど、必要な予算措置を図るよう国に求めること。
また、第三セクターとなった結果、経営の効率化を理由として人員削減を迫ることの無いよう、県独自にも支援を行うこと。

(5) 畜産業の振興に向けて

- 1) 飼料価格の高騰が続いているが、配合飼料価格安定基金は飼料価格が高止まりする場合、高騰分の一部しか補填されず、畜産経営が維持できない。高騰が長期化する場合、高騰前の価格を基準に補填できるよう、制度の改善を国に要望すること。
- 2) 家畜診療所の運営経費に対して支援を行い、農家の負担を増やさないようにすること。
- 3) 豚熱感染が発生した場合、埋設場所や処分方法などの迅速な対応に加え、発生農家が経営を継続でき再建できるよう、互助会の上限単価引き上げや新たな補助制度等による万全な経営支援策と伴走支援を行なうこと。

また、近隣諸国で発生しているアフリカ豚コレラなどの家畜伝染病の侵入防止に向け、海外からの渡航者の検査を徹底するなど、空港・漁港における検疫体制を強化し、水際対策を徹底すること。

- 4) 豚熱対策の強化を図るとともに、CSFワクチンの接種費用の補助を行うこと。また、ワクチン接種による風評被害が起こらないよう、県は正確な情報提供に努め、国に対し対策の強化を求めること。
- 5) 鳥インフルエンザの発生防止に万全を期すため、感染状況の監視体制を強めるとともに、飼養衛生管理の施設整備費を支援し、農家の負担軽減を図ること。
- 6) 畜産クラスター関連事業を活用して、臭気対策に取り組む農場がある。事業採択要件の飼養頭数の増加による規模拡大は都市部にあっては厳しいものがあり、要件から外すこと。

(6) 林業の振興に向けて

- 1) 森林が果たしている公益的な機能や県民生活に不可欠な役割が十分に発揮されるよう、林業政策の推進に向けて市町村や林業団体の取り組みを支援すること。
- 2) 公共建築物等の建設にあたっては、神奈川県産材の使用をさらに促進するために、県としての支援策を周知、拡充すること。また、「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針」に則って、県内すべての市町村が基本方針を策定するよう、働きかけを強めること。
- 3) 大径材の活用が課題となっている。市町村が行う学校施設等の木造木質化に、大径材の有効活用を推奨すること。
- 4) 公的管理森林の返地後の荒廃を防ぐため、整備・管理を促進するための森林の現況等を把握する制度を創設すること。
- 5) ナラ枯れ対策について、効果的な予防対策が可能となるよう、予防対策手法を検討し、低価格な予防薬剤の開発を薬剤メーカーに働きかけるとともに、現行の森林病虫害等防除事業の予防対策に関する補助メニューを新設、拡充すること。
- 6) 森林調査の委託業務は落札価格が非常に低く、委託業者の経営の安定化を図るため、森林整備のための調査についても最低制限価格率を適用すること。

(7) 鳥獣被害対策について

- 1) 有害鳥獣の捕獲者から「埋設場所の確保が難しい」、「焼却施設までの運搬の負担が大きい」などの意見があり、有害鳥獣の処分が捕獲活動の大きな障壁となっている。有害鳥獣被害を減少させる捕獲活動を円滑に進めるため、焼却施設の増設など捕獲した有害鳥獣の円滑な処分を支援すること。
- 2) かながわ鳥獣被害対策支援センターによる鳥獣被害対策を強化するために予算を拡充し、鳥獣が住宅域に出没する事例を踏まえ、県が主体となって市町村と連携し、生息状況や被害実態の把握と周知に努め、広域的な被害対策を行うこと。
- 3) 野生動物の住宅地への侵入は、山の荒廃も要因となっている。県有林等大規模広葉樹林帯の伐採を制限し、鳥獣が里山に下りずに生息できる森林環境を整備し、鳥獣と人との棲み分けを図ること。
- 4) 鳥獣による深刻な農作物被害の解消を図るため、関係団体からの意見聴取を基に、国の鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析要件の見直しを国に要望すること。また、広域行政として県の取り組みが重要であるため、県単独補助である捕獲奨励補助金を拡充すること。
- 5) 鳥獣被害対策協議会を通じて、広域的な環境整備や防護柵設置が可能となるように対策を講じること。電気柵設置の助成や維持管理費の拡充など、引き続き防護対策の強化を図

ること。

- 6) 意欲ある方が申請しても措置されない例が生じないように、農業従事者狩猟免許取得推進賛助金を拡充すること。
- 7) 鳥獣の駆除を進めるためにもジビエ料理の普及に取り組み、産業として成り立つよう、広報や財政支援を図ること。
- 8) ヤマビル対策について、効果的で環境負荷の少ない駆除剤の開発などの研究を進めること。ヤマビル対策を担うボランティアによる環境整備促進補助制度は、人件費も対象にするなど拡充を図ること。
- 9) 各種外来生物の防除実施計画を策定し、計画的防除を行うこと。防除や捕獲等の事業について、また、ニホンザル捕獲個体の研究機関への送致についても、市町村事業推進交付金への組み入れではなく、予算措置を図ること。
- 10) 宮ヶ瀬湖や相模川水系のカワウによる漁業被害の対策を強化するため、予算を拡充すること。

(8) 漁業の振興に向けて

- 1) 沿岸漁業が果たしている多面的な役割は大変重要であり、漁場環境や生態系の維持・回復を図るためにも、漁村経済の振興、生活環境の整備が欠かせない。水産資源の回復も含めて、県として十分な予算措置を講じること。
- 2) 国の経営体育成総合支援事業は、漁業の担い手確保策として若い新規漁業就業者に一定期間生活費を補填するものだが、一人前になるには交付期間が短いとの声がある。国に補填期間の改善を求め、県独自にも財政支援を検討し、漁業への若い人の就業と定着を図ること。
- 3) 不漁続きに加えて、政府による原発処理汚染水（アルプス処理水）の海洋放出による影響で、休漁・減船に追い込まれる漁業者に対し、資源の回復や魚種転換による新たな収入の見通しが立つまでの間は、経営・生活が成り立つように支援すること。
- 4) 漁船が使用する軽油の経費は、漁業経営にとって相当な負担となっている。漁業経営を安定させて県民に水産物が安定供給できるよう、軽油引取税（地方税）の免税措置を恒久化するよう、引き続き国に要望すること。
- 5) 本県の内水面漁協の多くは職員がいないなど体制が弱く、組合の維持運営を図る上でも、会計指導事業や定款・諸規程の整備等の指導事業は不可欠であり、次年度以降も恒常的に継続すること。
- 6) 大規模外洋養殖事業導入については、地元の漁業者の操業や漁獲量、海域の安全に悪影響を及ぼすことのないように取り組むこと。

《 5 》. 防災と環境優先のまちづくり、 原発ゼロへ再生可能エネルギーの普及を

[1]. 防災対策の強化

(1) 地震・津波対策の強化と土砂災害や水害の防止について

- 1) 神奈川県耐震改修促進計画で掲げた耐震化率目標の達成に向け、協議会を設置していることは評価できる。引きつづき、主導的に市町村と連携して耐震化を進めること。市町村地域防災強化事業費補助金の増額を、引き続き検討すること。
- 2) 民有地の危険なブロック塀の撤去や改善、戸建て住宅の耐震診断・耐震改修や一部屋耐震化への補助やマンションの耐震診断への補助が、市町村地域防災力強化事業費補助金のメニューとして制度化されているが、市町村と連携し、引き続き促進を図ること。また、

補助制度の周知を図ること。

3) 津波の迅速な察知と伝達の体制を充実させるため、相模湾沖でも海底水圧計の運用、GPS波浪計の設置と併せて、多種多様な沖合観測網の整備を進めるよう、引き続き国に働きかけること。

4) 危険箇所とされているがけ地約2,511カ所のうち、整備区域は1,454カ所、約57.9%である。急傾斜地崩壊区域未指定箇所など、安全性を確保できていない箇所が約1,057カ所にのぼる。

県民のいのちを守るためには、早急な対応と大幅な予算増額が求められる。水防災戦略を改訂し今年度の予算を拡充したことは評価するが、特に県単独事業の整備を促進するために国に対して補助を求めるとともに、県としても予算の拡充を図ること。

近年の激甚災害に対応するためにも、土石流・地滑りの防止、急傾斜地対策など、土砂災害防止施設の整備を今まで以上に促進すること。

5) 地震時に液状化被害が発生する恐れのある宅地等の対策を進めるために、計画を策定すること。また、液状化被害が発生する恐れのある土地の説明について、宅地建物取引業法の重要事項説明に規定するよう、国への要望に含めること。また、土地の売買の際の説明事項とするよう、引き続き関係団体に働きかけること。国には説明の義務化を求めること。

6) 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を終えたが、今後指定区域での災害防止対策が重要となる。対策を促進するよう、土砂災害特別警戒区域内の住宅建替等補助制度や住居移転に対する補助制度について、他の自治体のがけ地近接等危険住宅移転事業の実態把握を行った上で、市町村の補助制度利用を促進すべく、効果的な手法を探求し周知に努めること。

7) 近年の台風や集中豪雨などによる河川の氾濫、溢水が多く発生しており、早急な河川改修や整備が求められている。本県は「かながわ気候非常事態宣言」を行い、「神奈川県水防災戦略」を策定したが、今まで以上に対策を強め、県が2010年に策定した新セイフティリバー計画を前倒しで進めるなど、引き続き早期の対応を図ること。

8) 2015年4月に策定した「境川水系河川整備計画」は、総事業費（県負担分）が約1,200億円と見込まれ、概ね30年間で実施するとされており、年間予算額の目安は40億円である。しかし、河川改修事業費が少ないことから、計画通りに事業が進むことは困難と想定される。

県単独の予算を拡充し30年間で整備が完了するよう、整備計画の着実な推進と前倒し実施を図ること。また、国に財源拡充を強く求めること。

9) 2021年7月の熱海市での土砂災害を受け、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（通称「盛土規制法」）が、2023年5月26日から施行されている。

県においては、災害警戒区域など危険な土地周辺での盛り土の禁止や規制強化、運搬事業者への規制を含む事業者の責務と県の責務を明記することや、立ち入り調査の強化など、二度と熱海市のような土砂災害の被害を起さないよう、速やかに土砂条例を改正し県の対策の強化を図ること。

(2) 防災体制の確立と住民の避難について

1) 県内市町村の消防力について、概況を平均値で把握するのみならず、「消防力の整備指針」により目標とすべき整備水準を達成できるよう、消防力基準に達していない市町村の課題をともに検証し、支援の充実を図ること。

2) 水道管の耐震化を促進するため、水道管の交換に対する国の補助金要件を緩和し、交付金を拡充するよう、引き続き国に求めること。

- 3) 災害避難所の確保についての努力は評価するものの、その不足について、市町村ごとの把握が必要である。市町村とともに、引き続き避難所の指定拡大に取り組むこと。また、避難所の設置場所についても恒常的に見直しを行い、「災害時における避難所等確保の支援に関する協定」の締結事業者を拡充すること。また、引き続き国へ財政措置を求めること。
- 4) 災害時に一般の避難所で生活するのが困難な認知症患者や障がい者、妊婦らを受け入れる、福祉避難所の指定状況を把握し促進すること。また、昨年回答漏れがあった「広域的な応援体制の確立や介護ボランティア養成などに、市町村と連携し県が主導的に取り組むこと」の部分についても、回答を求める。
- 5) 福祉避難所に限らず一般の避難所も、バリアフリー化を促進するため、引き続き市町村を支援すること。また、市町村に個別支援計画を策定するよう働きかけること。
- 6) 避難所の運営については、ジェンダー平等の視点で見直しを進めていることは評価する。しかし、現実には運営主体への女性の参加がまだまだ遅れている。避難所運営のさらなる実態把握、多様性確保に努めること。

[2]. 県営住宅など公共住宅の住環境改善、住宅政策の充実に向けて

(1) 県営住宅の建設と修繕等について

- 1) 健康団地推進計画では、28 団地 7,000 戸の県営住宅の建て替えが 10 年間で行われるが、建て替えについては丁寧に住民に説明し、家賃が上がる場合には従前の負担水準に留めるよう、県独自の減免制度をつくること。
- 2) 県営住宅建て替えについては、県有地の売却につながる P F I 事業で進めることをやめること。また、余剰地の活用については、売り払いではなく、県営住宅を増やすことや福祉施設への貸し出しなど、県民要望に基づいた活用を図ること。
- 3) 2018 年頃と比較すると、近年県営住宅の空き家が減り、約 3,000 戸で推移をしている。県営住宅に入りたい方も多いことから、これまで以上にリフォームなどを早めるために予算を確保し、新たな募集につなげること。
- 4) 借上げ型県営住宅の契約切れについては、転居費の補助を行うなど、支援を強化すること。転居を支援する人がいないなどで転居が困難な高齢者や障がい者が入居している場合や希望する人には、県営住宅としての継続も含めて対応すること。

(2) 住宅政策の充実と福島原発被災者への住宅支援について

- 1) 神奈川県として、民間賃貸住宅を対象とする「所得に応じた家賃補助制度」をつくること。また、生活に困窮する高齢者、障がい者、子育て世帯、若者に対しては、家賃補助や入居支援などの施策を講じること。
- 2) 県内に避難している福島原発被災者に対し、長期無償の住宅提供を保障するなど国に新たな立法措置を求め、県営住宅に入居している世帯への家賃減免を行い、その財源を東京電力に請求すること。
- 3) 災害救助法に基づく応急仮設住宅として県営住宅に入居している被災者について、国が応急仮設住宅の提供終了を決定したときは、被災者が希望し公営住宅の入居収入基準を満たす場合は、公募によらずに当該県営住宅への継続入居を認めること。

[3]. 水道事業の改善について

(1) 水道事業の広域化・水道事業の再構築について

- 1) 水道事業の安定化に向け、神奈川県広域水道企業団からの受水費の削減など見直しを行うとともに、神奈川県内広域水道企業団をダウンサイジングすることに県がイニシアチブを発揮すること。

- 2) 県西地域の2市8町における水道事業については、県が各市町村の水道事業の課題解決に向け、人的にも財政的にも積極的に支援し、各市町村の要望に応えること。包括民間委託は行わないこと。
- 3) 「水道システムの再構築」は、各水道事業者の施設を廃止し、広域水道企業団への依存度を高めるものとなっている。今後の水道システムの見直しには、各水道事業者の自主性と防災対策などから水道施設の分散配置が重要であるので、現在の「水道システムの再構築」の案は大幅に見直すこと。
- 4) 広域水道企業団の事業運営は、県民の要望を反映することや事業運営のチェックがしにくくなる欠点がある。住民に開かれた水道事業とするためにも、広域水道企業団に過度に依存する体制を改め、広域水道企業団の事業運営に関する資料等の公表に、よりいっそう努めること。
- 5) 地域の実情に合わせた水道事業を進めるためには、地域の水はできるだけその地域で水を確保するとともに、水利権を手放すことはやめること。災害時の対応としても、分散型の水源確保や浄水場の確保が必要である。

(2) 水道事業の包括民間委託について

- 1) 神奈川県企業庁箱根水道営業所の民間包括業務委託は、中止すること。特に「企業庁と民間企業等で培った新たなビジネスモデルを県内、国内に広げる」という方針は、水道事業を行う民間事業者を増やすことである。これは水道事業を民営化する上での受け皿づくり、民間事業者づくりとなり、民営化を促進するものであるため、直ちに改めること。
- 2) 箱根地区包括民間委託はその目的を変更し、本格運用することのことだが、水道事業の公共性を考慮すれば、公的な責任を果たすためにも直営に戻すこと。
- 3) かながわ方式による水ビジネスの推進をやめること。まずは、事業推進から8年経つが、どれだけの企業が海外展開をしたのか、その実績を明らかにすること。また、その費用対効果など事業効果の測定を明らかにすること。

(3) 水道料金の在り方について

- 1) 神奈川県営水道事業審議会における水道料金部会は非公開となっているが、利用者にとっては大きな関心事の一つである。早期に公開し、政策決定過程を明らかにすること。また、非公開にした理由が無くなった場合は、即時公開すること。
- 2) 水道料金については、特に生活にかかる水道については、料金の値上げにならないように取り組むこと。また、用途別の料金体系から口径別の料金体系への見直しが挙げられているが、生活に関わる水は安く設定し、事業に関わる水とは分けて設定する用途別の料金体系を維持すること。
- 3) 県営水道事業審議から提言された水道料金の改定案では、用途別から口径別への体系を変えることで、家庭用の水道料金の引き上げ幅が大きくなる。
少なくとも生活保護世帯に対する減免制度を復活し、新たな低所得世帯への減免措置を講じること。また、保育園や子育て・福祉施設への減免制度を設けるとともに、障がい者就労施設や障がい者グループホーム等への減免率を無償とすること。
- 4) 座間市と県企業庁との間で締結した1978年10月12日の配分水量に関する「基本協定書」及び1993年の分水に関する「契約書」によって、座間市は自前で安価な地下水ではなく、高い水を買わざるを得ない状況になっている。見直しを行うこと。

[4]. 環境対策の強化について

(1) アスベスト対策及びPFAS対策の強化について

- 1) 県営住宅に住んでいた方がアスベストによる中皮腫で亡くなったことを踏まえ、アスベストを使用した県営住宅の入居者、元入居者への健康調査と、その後の対応を県が責任を持って行うこと。
- 2) 今後アスベストを使用した建物の解体の増加が予想されるため、人員を増やし、使用状況の調査、パトロールや立入検査の強化、罰則の強化など、不適切な工事を防止する改善指導を強化すること。
- 3) レベル3のアスベスト建材の解体作業について、現状は作業内容の届け出義務がなく、飛散防止対策も不十分な内容となっている。作業内容の届け出や飛散防止対策について、県条例でレベル1、2と同様とすること。
- 4) 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行された。法の趣旨を踏まえ、県として推進体制を整備し、県計画を早急に策定すること。
- 5) アスベスト含有建物の解体工事費用は多額になる。国に解体工事に関わる補助金の創設や支援の強化を求めること。また、さらなるアスベスト対策の強化を国に求め、県独自でも補助を行うこと。
- 6) 吹付けアスベスト費は用途が限定されている上、補助の実績が少ない。利用しやすい制度にするよう国に要望するとともに、吹付けに限らず対象を広げ、補助額の拡充を行うこと。
- 7) 建設アスベスト給付金制度について、健康被害を受けた方の対象範囲を広げるよう、国に求めること。
- 8) P F A Sの規制について、諸外国の基準値を参考に科学的知見に基づいた基準値の設定を早急に行うよう、国に求めること。
- 9) 引地川水系や座間市などでP F A Sが検出された。健康被害から住民を守るため、水質調査、土壌調査を定期的に行うこと。また、予防原則の観点から、周辺住民の血中濃度調査を早急に行うこと。

(2) 気候危機対策の強化について

- 1) 県の地球温暖化対策計画において、温室効果ガスの中期削減目標である50%削減を着実に進めるため、具体的な年次計画を立てること。併せて、目標実現に向けて予算拡充を図ること。
- 2) 第6次エネルギー基本計画では、2030年度の電源構成について、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力は19%、原発20~22%となっている。石炭火力や原発に固執するどころか、これまでの立場を大きく転換して原発推進の姿勢を示している。また、国連がCO₂を大量に排出する石炭火力の計画的な撤退を強く要請しており、すでに先進国では期限を切った撤退を表明するなど、「稼働やむなし」との認識はもはや許されない。県弁護士会からも世界の環境団体からも日本への批判が寄せられ、健康被害、環境汚染を懸念する地元住民による訴訟も起きている。

国に先駆けて2050年脱炭素を掲げた本県として、国に対し計画的な撤退を求めること。
- 3) 横須賀市に建設された2基の石炭火力発電所は、1号機は本年6月から稼働しており、2号機は2024年2月から稼働する。CO₂排出量は2基で年間726万トンに及び、1カ所の火力発電所で横須賀市全体(2017年188万トン)の3.8倍に、神奈川県全体(2015年7,721万トン)の1割に相当する。

県は国及び事業者(JERAパワー横須賀合同会社)に、稼働中止を強く働きかけること。
- 4) 地球温暖化対策計画の全面見直しの際には、本県のポテンシャルが高い太陽光発電の整備、利用の一層の促進を掲げ、公共事業や自治体業務において、再生可能エネルギー100%

化を 2030 年度までに達成するための具体策を明記すること。

- 5) 家庭での省エネルギー化を進めるため、各種施策の取り組みの推進と併せて、引き続き予算の拡充を図ること。
- 6) 建物の新築・改築時に省エネと再エネを一体的に推進するために、一定規模の建物には断熱化や太陽光パネルの設置など、脱炭素化対策の義務化を図ること。
- 7) CO₂ 排出量の最多を占めるのが産業部門 (35%) だが、製造業が 95% を占める。温暖化対策計画書制度について、イギリスなどのように政府が大規模事業所と「協定」を結び、産業部門での CO₂ 削減に政府も責任を負うことを示すよう、国に進言すること。また、中小企業が計画書制度に参加できるように、支援や補助を行うこと。
- 8) かながわスマートエネルギー計画は、来年度改定予定の地球温暖化対策計画に一本化される予定だが、改定までにソーラーシェアリング 100 件の目標達成ができない場合には、新たな計画において再度目標値を設定し、推進するように努めること。
- 9) 省エネルギーや二酸化炭素排出量削減の観点から、自動販売機やコンビニエンスストアの 24 時間営業、深夜の過剰なライトアップなどに対する指導と規制を強めること。

(3) プラごみゼロをめざして

- 1) 神奈川県プラスチック資源循環推進等計画において、国が掲げる 6 つのマイルストーン、3R+リニューアブル、サーマル・マテリアル・ケミカルリサイクルについて、県としての目標設定と現状の到達点を示し、実効性ある計画とすること。また、本計画にプラスチック製品の製造者責任を明確に位置づけ、併せてプラスチックの製造を減少させるために必要な規制を、国に求めること。
- 2) 藤沢市と協調して設置し、現在は藤沢市単独の運営となっている境川の除塵機に関し、除塵機運営補助制度を設けること。上流のごみ処理まで、藤沢市が全額負担すると合意していたのか疑問である。
上流市を交えて開催していた協議会を再開し、県主導で費用負担を見直すこと。
- 3) ごみ処理広域化・集約化計画に関し、大規模な施設整備で市町村に過大な財政負担が生じないように、県として支援すること。

[5]. まちづくり

(1) 不要不急の大型公共事業の中止について

- 1) ツインシティ計画 (寒川～平塚地域) は住民のためのまちづくりではなく、商業施設や企業の利益のためであり、環境破壊につながる計画なのでやめること。
- 2) JR 東海道線の大船・藤沢間で検討されている「村岡新駅」と周辺のまちづくり計画は、藤沢、鎌倉両市の負担が今後膨大に増えることが明白である。区画整理、地盤改良、道路建設、浸水想定区域の災害防災対策など困難が多い。地域住民の要望に沿ったまちづくりを行うこと。企業誘致やヘルスケア産業支援が目的のまちづくりはやめること。
また、物価高騰のもとで県民生活が厳しい時に、巨費を投じる開発計画は非現実的であることから、計画を中止すること。
- 3) 巨費を投じて行うリニア中央新幹線の建設は、赤字経営、残土処理、電磁波による健康被害の懸念に加え、大深度トンネルでの災害時における避難の困難性など安全対策も不十分であり、国が妥当と認めても反対の声は依然として大きい。経済に及ぼす効果よりも、県民の税金を多額に投入し県民負担を増やすものとする。世界で気候危機が深刻な中、環境破壊の計画は中止すること。
- 4) リニア中央新幹線建設に関し、水源地や相模川等の河川の環境保全や大量の建設残土発生に伴う諸問題について、関係する地元自治体とともに、県として地元住民の不安を聞き

取るなど適切に対応すること。残土処分場は水源地に近接しているため、処分場所の見直しを求めること。

- 5) 相模原砕石場跡地が、リニア中央新幹線工事の残土処分予定地とされている。相模原市だけでなく、県としても県民の不安に寄り添い、責任を持ってJR東海に安全の監視と監督を要望すること。
- 6) リニア中央新幹線建設に関し、追加のボーリング調査や地盤・地質調査を求めたことへの昨年度の回答は、「国が認可したから安全だ」、「事業者が安全だと言っているから安全だ」との内容だったが、これでは県民や沿線住民、リニア利用者等の安全は守れない。
2022年1月の国会質疑で大深度区間のボーリングは10キロメートルに1本だったと判明したが、県内では何カ所のボーリングが行われたのか示すこと。
また、その頻度で、しかも地盤や地質調査を行わずに安全だとは言いきれないことから、住民の不安を解消するために、地下40mまでの多数のボーリング調査と地盤及び地質調査の実施をJR東海に求め、調査結果を住民に公表させること。
- 7) リニア中央新幹線建設に関し、JR東海から受託した用地買収業務については、各地域全体としての住民合意がないまま行わないこと。
- 8) リニア中央新幹線建設に伴う県の直接の負担はないとしても、相原高校の移転はリニア建設に伴うものであり、17億8千万円の費用がかかっている。今後こうした負担が生じるときは、県民に明らかにし断ること。
- 9) 県内人口の4割の占める横浜市が誘致を表明していたカジノを含む統合型リゾート施設は、市長が選挙で交代したことにより撤回された。カジノに対する市民の不安が大きいことの表れである。他地域にも不安や影響を広げるIR関連法の廃止を、国に求めること。

(2) 駅利用者の安全と利便性の確保について

- 1) 各鉄道会社は駅の無人化や窓口無人化を進めており、駅員と連絡を取るにはモニターホンで駅員を呼び出さなければならないなど、特に肢体障害者や視覚障害者は大変不便を強いられている。
障害者など駅利用者と駅の安心・安全を守るために、県は有人駅の必要性を再認識し、無人化や窓口無人化された駅の有人化を図り、夜間無人化や遠隔窓口など一部無人化された駅では少なくとも常時1名の駅員を配置するよう、各鉄道各社と関係機関に働きかけること。また、駅の無人化計画を撤回するよう求めること。
- 2) 障がい者や高齢者が駅構内を安全に移動し、電車への乗降を安全に確実にし、乗り換えなどの際には必要な援助ができるよう、十分な人員配置を各鉄道会社と関係機関に求めること。
- 3) 列車の運行時には、ワンマン運転ではなく列車に車掌1名を配置するよう、各鉄道会社と関係機関に働きかけること。
- 4) 視覚障がい者は双方向式自動改札で衝突することが多く、有人改札に誘導する点状ブロックの設置を各鉄道会社に求めること。
- 5) 改札口や階段のチャイムは始発から終電まで鳴らすよう、引き続き鉄道会社に求めること。
- 6) 1日あたりの利用者数が10万人以上の県内の駅で、ホームドアが未整備な駅は21駅ある。障がい者や高齢者などが安心して外出できるよう、ホームドアの早期設置を各鉄道会社に強く働きかけること。
また、ホームドア設置までの間、むしろ危険とされる固定柵で代用せず、ホームに内方線ブロックを施設するよう、引き続き各鉄道会社に強く求めること。
- 7) 島型ホームにおいて、片側だけにホームドアを設置することは、視覚障がい者にとって

危険である。工事は両側同時に行うか、やむなく片側だけの場合は、その旨を頻繁に丁寧にアナウンスすること。

- 8) 駅にみんなのトイレの設置を促進し、男性用トイレにもサンタリーボックスを設置すること。バリアフリートイレの設置場所を知らせる表示を増やすこと。

(3) 地域交通及び都市環境の整備について

- 1) 地域交通を担うバス路線の廃止や再編の届出は、地域の利用者の代替交通手段を確保してから行うよう、交通事業者に求めること。また、バス路線廃止の申し出があった場合、神奈川県政活交通確保対策協議会で対応を協議することのことだが、確実に代替交通手段の確保に結びつけること。生活交通確保推進費補助金の拡充や交付対象の拡大など、確保が可能となる規模の財政支援を行なうこと。
- 2) 高齢者の通院、買物など生活維持のための外出や社会参加を保障することは、まちづくりの上でも重要な課題である。地域でのコミュニティバスやデマンドバス導入のため、財政支援を行うこと。また、交通不便地域の公共交通の維持・確保に取り組んでいる市町村、事業者、自治会、NPO等に対し、財政支援を行うこと。
- 3) シルバーパスや「かなちゃん手形」など、高齢者向けの事業を行っている交通各社に対し、市町村だけの取り組みにせず、県としても補助すること。高齢者への支援は福祉の位置づけで行うこと。
- 4) 県道路公社管理の有料道路の料金引き下げや無料化を図るなど、地域活性化に向けて積極的な取り組みを行うこと。

また、生活に欠かせない道路を通行する地域住民への配慮が不可欠であることから、真鶴ブルーラインを生活道路として利用する者には、減免措置を講ずること。維持管理費を料金に転嫁しない仕組みをつくること。また、早期に無料化を図ること。

- 5) 公共施設や主要駅、病院及び商業施設に「みんなのトイレ」整備が進められているが、現在のベビーベッドサイズでは重症児者は使えない。成人でもオムツ交換ができる介護用ベッドを整備するよう、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則」に明文化し、指導の徹底を図ること。また、その他の民間施設でも「みんなのトイレ」を設置するよう、施設運営者に働きかけること。
- 6) 2020年3月末から運用が開始された羽田空港の新ルートは、川崎市川崎区の住宅や石油コンビナート地域の上空を低空飛行する世界に例を見ない危険なルートである。
昨年度は「国が示した安全対策が徹底されるという前提の上で、国の取組に協力する」との回答だったが、県民の命を守る立場に立つべき県が、国の安全対策の徹底状況をどう確認、検証しているのか回答すること。また、重大事故を引き起こしかねないルートであることから、国が住民要望を厳格に尊重し新ルートの運用を直ちに中止するよう、国に強く求めること。

(4) 開発と自然保護について

- 1) 里山や斜面緑地などの開発を抑制するため、緑地の公有化や開発に関する指導指針の改定を行うなど、神奈川の貴重な自然を守ること。また、現行の都市計画法の開発許可制度は、良好な宅地水準の確保及び立地の適正化を図ることが目的であって、里山や緑地保全の観点がない。自然保護の観点から、一定の制限を伴った開発許可制度とするよう、法整備を国に働きかけること。
- 2) 林地開発許可基準について、近年の降雨量を想定した一定の基準改正が行われたが、より安全を担保するために、開発予定区域の下流域に人家等の保全対象がある場合には、30年を超える確率で想定される雨量強度に対し、十分な能力及び構造を有する排水施設の設

置を基準とすること。

(5) 海岸の保全について

- 1) 台風、高波などによる海岸への影響は、緊急に対応することが求められる。県として「かながわ海岸美化財団」や市町と連携し、支援を強め海岸の保全を進めること。また、県の予算を大幅に増額し、清掃の回数を増やすこと。
- 2) 平塚市龍城ヶ丘の海岸の森林は、近隣住宅への飛砂の防止・減少、塩害の防止、津波被害の減少など近隣住民の安心安全に寄与するものであるため、伐採する開発計画はやめるよう、県として平塚市に意見を述べること。少なくとも周辺住民、自治会長らから県に要望があることを真摯に受け止め、平塚市に厳格な環境影響調査を求めること。

(6) 警察関係について

- 1) 交通安全施設等整備費の予算を大幅に増額し、信号設置要望等に引き続き対応すること。危険な交差点の改善要望には、優先して改善に取り組むこと。
- 2) 都心部の交差点に手押し信号装置を設置することや、高齢者・視覚障がい者用音響装置つき信号機を大幅に増やすことなど、交通弱者向けの対策を急ぐこと。信号機設置予算は、別に予算化すること。
- 3) 騒音の多い広い交差点や福祉施設付近の交差点、特に歩車分離式の交差点は、必ず音響装置つきの信号機とし、併せてエスコートゾーンの設置をさらに促進すること。まずは、県庁周辺と福祉施設の利用駅から設置すること。
- 4) 音響式信号機の音の鳴る時間について、住宅地は7時前から21時まで、繁華街は23時までとするなど、可能な限り延長すること。なお、周辺住民との関係で言えば、音量可変の装置を検討すること。早朝・夜間の音量調節により対応できる場所については、合理的配慮を行うこと。
- 5) 音響式信号機が設置されている交差点では、必ず全方向から音が聞こえるようにすること。特に、歩車分離式信号機では必ず全方向に設置すること。利用者の要望に沿い、予算を制限することなく設置すること。
- 6) 地域住民の安全を守るため、交番を減らさないこと。また、警察官の人員を増やし、特に女性警察官を増やすこと。
- 7) 県内には横断歩道や停止線などが消えている箇所が多数ある。路面標示等の修繕予算をさらに増やし、早急に修繕を実施すること。特に通学路の横断歩道については、優先して修繕を進めること。
- 8) 視覚障がい者や高齢者の安全を確保するため、車両接近通報装置を含め、静音車対策を積極的に行うこと。
- 9) 高度化P I C Sの導入については、視覚障害者のスマートフォン利用率の低さ、雨天時の不便性、操作に気を取られる安全上の課題などがあり、関係団体と十分に話し合っ検討すること。
また、現在、視覚障害者用付加装置、シグナルエイド、青時間延長押釦等があるが、高度化P I C S導入時には、視覚障害者用付加装置の併設を図ること。
- 10) 視覚障害者団体から、障害の社会モデルの捉え方として、「信号の側の情報提供に問題があり、利用できない安全な歩行が困難になる人がいる」と捉えるべきで、行政や社会には社会的障壁をなくす義務があるとの意見が寄せられた。視覚障害者誘導用付加装置の設置率は8.3%程度(信号9,527カ所中791カ所)であり、予算を大幅に増額し、設置を早急に促進すること。

[6]. 原発・石炭火力発電所ゼロと再生可能エネルギーの普及促進

(1) 原発ゼロをめざして

- 1) 本県は「原発に過度に依存しない」として原発を容認しているが、SDGs先進県を標榜するのであれば、万が一事故が起これば取り返しのつかない事態を招く原発の危険性を直視し、原発依存にはきっぱりと決別すべきである。原発からの即時撤退を国と東京電力に求め、国に全国の原発の再稼働中止を求めること。少なくとも国の原発政策が後退していることに対し、老朽化原発の再稼働、新增設は見直すよう求めること。

(2) 石炭火力発電所ゼロをめざして

- 1) 横須賀で新規に稼働した石炭火力発電所は、本県が排出するCO₂の実に1割をも排出する。SDGs先進県を標榜する本県の理念に背き、先進諸国が増設を止めている石炭火力発電所の操業は、直ちに停止するよう求めること。来年操業を予定している2基目を、稼働させないこと。
- 2) 早期に原発ゼロにするためにも、横浜市の磯子区にある石炭火力発電所の操業停止を求めること。

(3) 再生可能エネルギーの普及促進に向けて

- 1) スマートエネルギー計画において、電力事業のエネルギー源として、水力、地熱、バイオマスなど補助メニューを拡大したことは評価する。さらに再生可能エネルギーの活用を地元の中小企業の仕事や雇用に結びつけ、産業化を図ること。
多様なエネルギー源を活用した再生可能エネルギーの普及拡大に取り組む市町村の財政支援を強化するとともに、民間事業者・市民団体・NPO法人なども連携した施策を促進させること。また、これらを保障するものとして、再生可能エネルギー優先原則の確立を、引き続き積極的に求めること。
- 2) 全県立高校への太陽光パネル設置は評価する。設置可能なすべての県有施設においても、太陽光利用などの設備設置を促進すること。避難所に指定されている施設への太陽光発電設備及び蓄電池設備の導入を、一層市町村に働きかけること。
- 3) 太陽光パネルに関して、事業者の自主性任せではなく、東京都や川崎市のようにハウスメーカーに設置を義務化すること。太陽光パネルの設置について、京都市のように建築士団体等に説明義務化を図ること。
- 4) 大手企業や大型の工場・ビル、大型公共施設について、省エネと温暖化ガスの排出削減への働きかけのみならず、数値目標を求め、県として把握すること。中小企業への支援や排出量取引なども、活用を促すこと。
また、既存住宅省エネ改修費補助の増額は評価するが、省エネについては大規模施設に限らず、さらに多世帯の適用を促すこと。ゼロ円ソーラーや共同購入の取り組みを拡充すること。

《6》. 青年・学生支援と女性の地位向上、人権尊重、 文化・スポーツの充実へ

[1]. 青年・学生への支援に向けて

- 1) 若者がバンドやダンスの練習ができる場所がないという声は、依然として強い。練習できる場所、文化を創造・発信できる場所をさらに拡充するとともに、周知を図ること。そのために、県有施設の整備や市町村施設の整備を促進・支援すること。
また、青少年健全育成の立場に立ち、市町村まかせにせず県としても施設整備予算をつ

くること。利用については無料にすること。

- 2) 若者の投票率を高める対策として、利用しやすい期日前投票所を拡大するよう、引き続き取り組みを強めること。また、投票場所を増やすよう、市町村選挙管理委員会への働きかけを強めること。
- 3) 若者への住居家賃補助、生活資金貸付制度などの貧困対策と一体的に、就労支援及び生活支援を強めること。特に物価高騰や生活困窮に陥っている若者などを支援するために、「神奈川県生活困窮者対策推進本部」が積極的な役割を果たし、県独自の支援策を講じること。
- 4) 無業者、発達障がいを持つ若者、引きこもりの若者の実態を把握し、職業相談、職業訓練、雇用確保のための施策を拡充し、訓練に際しての交通費支給や訓練費用の補填、生活資金の保障を行うこと。

[2] 女性の活躍推進について

- 1) クオータ制は議員候補者の一定数を女性と定める制度で、女性の政治参加を促進するものだが、役員や幹部職の女性の比率を高めるため、制度導入を図る会社もある。県としてクオータ制に係る有識者意見の提言を実効性あるものにするために、昨年度はシンポジウムの開催、啓発リーフレットの配布、選挙制度の現状と課題を考える企画の実施などを求めてきたが、状況に応じて県としてもこの制度を用いるなど、性による格差を是正する取り組みを強めること。
- 2) 2021年版の男女共同参画審議会の評価にあるように、「県職員の幹部職員に占める女性の割合」の目標達成（2025年目標 25%）に活躍の妨げになっている要因について調査・分析を行い、目標を達成すること。幹部職員に占める女性の割合が低い理由について、調査・分析し要因を明らかにすること。
- 3) 女性労働者の53.9%が非正規労働者という「働く環境に関する従業員調査」の結果を踏まえ、女性が職場で活躍するために必要な家事・育児・介護などとの両立について支援制度の確立、男性の積極的な家事・育児・介護への参画に向けた普及啓発に留まらず、具体的な取り組みを講じること。県の職場での産休や育休の取得について、十分な職員の配置が不可欠。正規職員を増やすこと。
- 4) 厚労省は女性活躍推進法の省令で常時雇用する従業員が301人以上の企業を対象に、男女の賃金格差の開示を義務づけた。「かながわ女性の活躍応援団」に参加する企業に対しては、女性管理職の採用の取り組みについて、独自の調査を行うこと。また、参加する企業を増やすこと。女性活躍に向けた同一労働・同一賃金を目指して、県として働きかけること。
- 5) 神奈川県の男性の育児休暇の取得率は低い。2020年の県民ニーズ調査で66.5%の方が示した「職場に取得する雰囲気がない」との指摘を踏まえ、職場に取得する雰囲気が醸成されるよう、引き続き関係機関や企業・事業所に男性の育児休暇の取得を働きかけること。
- 6) 様々な問題を抱える女性たちが安心して集える居場所として、NPO法人等が運営する場所も利用できるよう、財政支援も図って居場所の規模を拡大すること。かなテラスの機能を充実させること。
- 7) 男女雇用機会均等法及び育児介護休業法の解釈通達の主旨を踏まえ、妊娠出産・産休・育休などを理由とする不利益扱いを行わないよう、引き続き事業所等への啓発・指導を強めること。
- 8) 不安定な働き方を余儀なくされている非正規労働者や、病気や解雇による無収入の状況にある女性労働者に対して、就業支援にとどまらず、緊急支援事業を検討すること。また、女性の自立支援のために、県独自に緊急生活資金の給付などを含む総合的な対策を講じる

こと。

- 9) 2024年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるが、人権男女共同参画課が関係部局とも連携して、無年金、低年金など「困難を抱えた女性等に対する支援」事業の取り組みと課題を把握し、支援に生かすこと。また、把握した課題を示すこと。
- 10) 女性相談員について、県民に寄り添って適切な支援ができ、責任をもって業務を担える職員の配置が求められる。しかし、会計年度任用職員など非常勤職員では、経験やノウハウの蓄積が十分可能とは言い切れない。専門的な能力や知識経験を必要とする女性相談員は常勤職員とし、配置人数を増やすこと。また、市町村での配置を支援すること。
- 11) 藤沢合同庁舎の男女共同参画センターは、かながわ女性センターが果たしてきた役割が「必要な機能に特化」されたため、十分な役割を果たしているとは言えない。あらゆる分野への男女の参画を促進するための交流スペースが不足している。十分な規模と機能を備えた新たな施設を整備すること。
- 12) ジェンダーフリーの一步として、選択的夫婦別性を実現する民法改正を国に求めること。また、女性のみ課せられた再婚禁止期間、婚外子差別規定など、民法・戸籍法などに残る時代遅れの差別的な条項を廃止するよう国に求めること。
- 13) 所得税法第56条は、配偶者や家族の働き方に対する差別である。「配偶者や家族の働き分を必要経費として認めないことが女性の経済的独立を妨げている」と、見直しを求めた国連の勧告を重く受け止め、白色専従者の給与を認めるよう国に改定を求めること。

[3] ハラスメント被害、性被害について

- 1) DV被害者の保護・自立支援を強化し、民間支援団体への財政支援を拡充すること。また、一時保護期間は被害者の状況に応じて柔軟に設定しているとのことだが、身一つで避難しなければならないケース等を想定し、保護期間を「生活を立て直すのに必要な期間」に見直すとともに、無料のシェルターを増やし、施設の人員体制の充実を図ること。
- 2) 加害者更生プログラムの制度化など、加害者の更生対策を引き続き進め、国に法整備を急ぐよう働きかけること。
- 3) JKビジネス、AV出演強要など、子どもや若者が性被害のリスクにさらされている。昨年度の要望で求めた18歳未満の青少年に対する積極的な一時保護・援助活動について、その実績を示すこと。
また、子どもや女性の性を商品化するビジネスの規制や、AV出演のスカウトに対する警告活動を一層強化すること。
- 4) ハラスメント被害に関し、相談できない被害者もいるため、ハラスメントの認定と被害者救済のために労働、教育（学校や研究機関等）、医療、スポーツ団体など各分野における実態調査を行い、それぞれの分野に対応した相談・支援体制、救済体制を確立すること。
- 5) 「自分のからだのことは自分で決める」ことの支援のため、予期せぬ妊娠への対応として緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できる制度化について、国へ働きかけること。

[4]. LGBT施策の推進に向けて

- 1) 県内全市町村で同性パートナーシップが導入されているが、神奈川県は頑なに導入を拒んでいる。県が本気でLGBT施策を推進する立場に立つなら、「他人の禪で相撲を取る」ような恥ずかしい真似はやめて、自ら導入すべきである。導入できない理由を述べること。
- 2) 茨城県等が取り組んでいるように、広域自治体として市町村と連携し、同性パートナーシップ制度の実現を図ること。そのためにも、まず県として同性パートナーシップ制度を導入すること。併せて、ファミリーシップ宣誓制度の創設を図ること。

- 3) L G B Tに関する具体的な施策の推進に向け、庁内横断的な推進組織をつくること。
- 4) 市町村とも連携し、L G B Tの方が気軽に相談できる窓口を県内各地に設けること。派遣型個別相談事業を拡充していくために、当事者か否かを問わず、専門的知見を備えた講師の育成を拡大すること。周知や相談員の派遣に留まらず、市町村講師の育成にも積極的に取り組むこと。
- 5) パートナーシップ宣誓書等の公的書類は、同性パートナーシップ制度を有する自治体に限定されるため、県営住宅の入居について制約が生じる。パートナーシップ宣誓書等の有無に限らず、すべての県営住宅でL G B Tの方が入居できるよう、入居要件を見直すこと。
- 6) 同性パートナーに異性婚のカップルと等しく権利を保障するためには、基礎自治体や広域自治体に留まらず、国全体で制度を作らなければならない。同性婚を認める民法改正を国に求めること。

[5]. ヘイトを許さない施策の推進について

- 1) ヘイトスピーチの根絶は憲法の要請であり、人種差別撤廃条例の要請である。ヘイトスピーチを許さないという川崎市民の姿勢が「川崎市差別のないまちづくり人権尊重条例」を生み、多くの在日外国人を励ましている。
ヘイトデモの公共施設等の使用を制限することや、インターネット上に誹謗中傷等の差別的な書き込みがあった場合は県が直接プロバイダに削除を依頼することなど、ヘイトデモやヘイトスピーチの根絶に向けて「かながわ人権施策推進指針」を改訂した県条例を定め、具体的な規制を強化すること。
- 2) デモ・集会などにおいては、市民の平穏な生活を守るという点から公正な立場で警備を行うこと。また、差別に反対する市民に対して、過剰な警備を行わないこと。

[6]. 文化・芸術、スポーツの環境整備について

- 1) 「マグネット・カルチャー」とは直訳すれば「磁石文化」であり、意味不明である。前年度の回答にあった「地域のにぎわいをつくり出す」ことは必要だと思うが、「マグカル」などという理解できない造語の使用はやめること。また、当事者の声を受け止め、地域の実情に根付いた文化振興を図ること。
- 2) 県立図書館の正規の司書職は非常に少なく、人口 500 万人以上の県では下位である。現状では半数以上が非正規だが、専門性が重視される職種であり、人件費を増額して正規職員とすること。
また、人口 100 万人あたりの図書館数は全国最低で、20 年近くにわたり資料費も減額され続けている。資料費など図書館費を増額すること。
- 3) 県立スポーツセンターは、県立体育館時代と違って実質的に殆ど利用できない。協会に所属していない自主的なスポーツ団体は利用を制限され、スポーツ基本法が定める「スポーツの機会の確保」にはほど遠い事態である。優先利用の基準を見直し、県民や自主的なスポーツ団体が等しく誰でも利用できるようにすること。また、利用料の値上げで利用できない県民もおり、利用料を引き下げること。

[7]. 外国籍県民への支援の充実について

- 1) 近年日本で働く外国人が多くなり、神奈川県でも外国籍県民が増加している。様々な支援の充実が求められている。外国籍県民かながわ会議は 20 年以上、外国籍県民の声を施策に反映させるため提言を行ってきた。外国籍県民かながわ会議で出された提言を受け止め、引き続き支援の充実に取り組むこと。
- 2) 外国籍県民かながわ会議で出される提言は、内容が国や市町村で行われる事業であって

も、県として関係機関と連携し、提言が実現するように取り組むこと。その具体的な活用例を示すこと。

- 3) 外国籍県民かながわ会議の提言からつくられた医療通訳派遣システム事業は、いのちを守る医療の現場での支援という大変重要な事業であり、対象言語増など引き続き事業の充実を図ること。

また、人材育成や通訳派遣に対する費用負担など、県として今まで以上に支援を強化すること。

- 4) 日本語教育の推進に関する法律に則り、関係行政機関に求められている日本語教育推進関係者会議を設けること。外国籍県民の日本語教育については、今まで以上に支援を強化すること。

現在はボランティアが中心になって事業が進められているが、県として人材派遣や人件費の補助を行い、日本語教育を無料で受けられるように財政支援を強化し、各市町村の取り組みを支援すること。

- 5) 日本にはいまだに外国籍県民に対する公的な日本語教育支援の施設がないので、県として公的な日本語教育支援施設をつくること。また、国に対して日本語教育支援施設をつくるよう求めること。また、日本語教育能力検定試験受験合格者を増やす等、専門人材の養成に取り組むこと。

- 6) 外国籍県民への生活支援として、労働相談や子育て、福祉、教育などの必要な制度について、身近な地域で気軽に相談できる体制を整備すること。また、国や市町村と連携し、様々な行政手続きが安心してスムーズに行えるよう、窓口での相談・支援体制を充実すること。

加えて、多言語に対応できる人材を確保できない市町村においても相談を可能とするよう、市町村の相談窓口とのオンライン化を図り、どの市町村でも多言語に対応できる体制を構築すること。様々な取り組みがなされていることは理解するが、東京などと比して言語の種類がまだまだ足りない。相談窓口の対応言語を拡充すること。

- 7) 外国籍県民で、学齢期でありながら未就学となっている子どもがいる。国籍に関係なくすべての子どもが義務教育を受けられるように、財政支援を含め、引き続き体制強化を国に求めること。

また、外国籍県民の未就学児童の状況を的確に把握することが重要である。市町村ごとに把握すること。就学につなげられるよう、人員体制を増やし、市町村と連携して取り組むこと。活用している多言語版ガイドブックの言語の種類を増やすこと。

- 8) 地域の公立小・中学校に日本語指導が必要な児童・生徒が1人でもいる場合は、教員を配置できるよう、国からの支援を含め、県教育委員会として必要な措置を講じること。また、学習支援を強めるための人材確保・処遇改善を行うこと。

《 7 》．消費者行政の充実・強化を

[1]. 消費者行政の充実について

(1) 県中央消費生活センターの機能強化について

県中央消費生活センターを市町村・県全体の中核センターとして位置づけ、機能強化を図るため、以下の事項を実施すること。

- 1) 県中央消費生活センターが土日や夜間相談を行っていることや、県全体の中核センターであることを踏まえた相談員の増員は評価できるが、高度な専門性を要する事業であり、継続性や安定性の確保のために、相談員の正規化を図ること。

また、市町村の相談体制の充実に向けて市町村支援を行うとともに、市町村の消費生活

相談員の処遇改善については、市町村任せではなく、県あるいは国の支援により早期に実現すること。

- 2) 複雑、高度化した消費者被害解決の充実のためには、窓口の相談員の研修・研鑽とともに、そのバックヤードとなる県消費生活課職員や市町村職員の実力の強化が求められる。

オンライン研修の行政職員の受講は数が示されたが、相談員の受講状況を明らかにすること。引き続き、研修の充実と受講促進を図ること。

- 3) 最新の消費者問題が閲覧・入手できるよう、中央消費生活センター及び行政機関の情報資料や展示内容をユニバーサルなものとし、障がいのある方にも配慮したものとする。かながわ県民センターでの改善と併せ、多様な発信を模索すること。

- 4) 県西部地域の相談業務は、小田原市、南足柄市が他自治体をフォローしている実態がある以上、市町村に任せておいてよい問題ではない。問題が複雑化する中で、広域性・専門性を発揮する県の役割として、県西地域に県の消費生活センター支所を開設すること。

少なくとも、指定消費者生活相談員によるオンラインのみならず、現場に足を運ぶ巡回訪問を頻繁に行い、地域の消費者相談の強化と消費者行政の充実を図ること。

(2) 国の「地方消費者行政交付金」について

- 1) 民法改正で成人年齢が引き下げられたことにより、消費者問題は増加している。国の交付金が削減され「強化交付金」に移行したことで、小さな自治体ほど活用が困難になる。県の消費者行政予算の確保が必要である。また、国に対し、引き続き交付金の拡充や恒久的な財政措置を求めること。

(3) 消費者被害から高齢者を守る取り組みについて

- 1) 多様な振り込め詐欺をはじめ高齢者に対する悪質な犯罪が多発しており、「高齢者、障害者等の消費者被害防止対策連絡協議会」の取り組みは重要である。リーフレットの配架やホームページ上の周知だけではなく、町内会の回覧板や県のたよりなども活用し、直接消費者に届けること。また、ターゲットを広く定めて、適切なわかりやすい情報提供を行うこと。

- 2) 消費者相談のDX導入については、利便性の向上も一部期待できるものの、システムから排除される層の存在が懸念される。国方針そのままではなく、具体的な被害を想定しうる自治体として、消費者支援から排除される県民が生じないように、県として主体的な判断を行い、各種制度の導入の可否を検討し、セーフティネットを整備すること。

- 3) 消費者契約法改正における「付帯決議」を踏まえ、高齢者などの被害未然防止、被害救済の取り組みを強めること。被害の未然防止と救済に効果が絶大とみられる不招請勧誘禁止条項を、神奈川県消費生活条例に導入すること。法の不備を補完するのも条例の役割であり、宣言の名に恥じない施策を実施すること。

また、「悪質な訪問販売撲滅！かながわ宣言」加盟事業者には、政令市域の新聞事業者が含まれていない。加盟を促進すること。

(4) 若者への消費者教育について

- 1) 成年年齢が18歳に引き下げられたことから、「保護者承認の要件」、「未成年取消権」の適用による保護が18歳から外された。若年層の消費者被害の実態を把握し、引き続き学校教育の中で消費者教育の充実を図ること。また、市町村の若年層への消費者教育のためにも、財政支援や講師養成に取り組むこと。

- 2) 個人情報の保護について、消費者に対する啓発と情報提供を行い、個人情報流出に伴う相談窓口の設置など、消費者被害の防止体制を県として充実し、紙媒体での広報も拡大す

ること。

- 3) 特商法改正で事業者に義務づけられてきた契約書面の交付を電子化することができることとなり、全国の弁護士会や消費者団体から反対の声明が出されている。契約の相手や契約内容が不明となれば、被害の救済や解決が不可能となる。

2023年6月から、契約書面等の電子化対応に関する改正法が施行されている。県民を消費者被害から守る立場から、少なくとも契約等の電子交付に関して詳細な条件が必要になっているため、改正特商法の事業者への周知啓発を行うこと。

- 4) オンライン取引の激増、成年年齢の引き下げ、地域コミュニティの衰退など、消費者を取り巻く状況は複雑化している。消費者団体との意見交換や、一般県民からの意見反映の場を設置すること。また、消費者団体と連携した取り組みを推進すること。

[2]. 食の安全・表示の監視等について

- 1) 機能性食品について、国の食品安全委員会が「成分の安全性が確認できない」と指摘した。健康被害が懸念される中で、本県独自のリーフレットを作成して健康被害への注意喚起や普及啓発に努めているとのことだが、引き続き広く普及すること。また、消費者の自衛に任せるだけではなく、評価書の内容を精査し販売禁止措置を取るなど、積極的な被害防止に努めること。
- 2) 食品による健康被害情報について、製品や企業名がホームページ上では開示されているが、違反状態の改善後も再発を抑止する観点から、一定期間ではなく長期的に開示すること。また、製品との因果関係など情報の開示を強め、積極的に情報提供すること。
- 3) 国に食品表示監視強化を要請し、県・市の保健所による食品衛生監視体制を拡充すること。「食品表示110番」や「かながわ食の安全・安心相談ダイヤル」の周知啓発など、消費者自身の意識啓発にも取り組むこと。
- 4) 食品の表示問題、機能性食品、輸入食品等、食の安全に関わる消費者の懸念事項について消費者に情報の提供を行い、消費者の学習を支援するとともに、消費者市民社会の形成に向けた消費者教育を引き続き強めること。

《8》. 「核も基地もない平和なかながわ」を

[1]. 憲法9条の理念を生かした核兵器のない平和な神奈川を

(1) 基地の整理・縮小、返還を目指し、憲法の理念を生かした県行政を

- 1) 横須賀基地、厚木基地、キャンプ座間、相模総合補給廠、横浜ノースドックなど、県内の米軍基地の機能強化が進んでいる。米軍基地の機能強化、恒久化につながる動きには反対し、県是である基地の整理・縮小・早期全面返還に向けて県民ぐるみで取り組むこと。
- 2) 「安全保障関連法」、秘密保護法、共謀罪、国民保護法など、「戦争できる国づくり」を進めるような法律を廃止するよう、県として国に求めること。

(2) 核兵器廃絶に向けた取り組みの充実を

- 1) 国連では歴史的な核兵器禁止条約が採択され、2021年1月に条約が発効した。『神奈川非核兵器県宣言』をした本県として、政府に対し核兵器禁止条約への一日も早い参加を強く求めること。また、少なくとも締約国会議にオブザーバーとして参加するように求めること。
- 2) 2023年G7広島サミットで広島宣言が採択されたが、この内容は核抑止力論を認めるもので、被爆者からの批判も強い。神奈川県は県是である核兵器廃絶の立場から核抑止力論にすぎることをやめるよう、国に求めること。

- 3) 核持ち込みを容認した核密約が存在しており、非核三原則よりも優先されていたことが明らかとなっている。これまで横須賀に核が持ち込まれていた可能性も高いことから、非核三原則と矛盾する核密約を廃棄するよう国に求めること。また、国是である非核三原則の法制化を国に強く要請すること。
- 4) 非核三原則をより実効性あるものとするため、外国の軍艦が入港する際に核兵器の搭載をしていないことを証明する非核神戸方式の法制化を国に求めること。また、県内の港湾管理者と協力し、県内すべての港で非核神戸方式が実現するように連携をとること。
- 5) 広島・長崎の平和祈念式典や原水爆禁止世界大会、国際会議などに高校生を派遣するなどの取り組みを進め、非核・平和意識の普及に今まで以上に取り組むこと。また、予算の増額を図ること。

(3) 県内米軍基地に共通した問題について

- 1) 米軍基地における基地開放イベントで、来場者に銃を体験させることや、武器、オスプレイの展示などをしないよう、米軍に強く求めること。
- 2) 「ビッグレスキューかながわ」など、防災訓練にオスプレイを使用したいとの米軍の申し出についてはきっぱり拒絶するとともに、米軍の参加を要請しないこと。また、災害時にオスプレイを使用しないよう、国と米軍に求めること。
- 3) 2021年6月に成立した土地利用規制法は、2022年9月20日に全面施行された。自衛隊、海上保安庁などの施設や原子力発電所など、重要なインフラ周辺の区域を注視区域、特別注視区域と指定することだが、その区域の指定がまだはっきりとしていない。しかし、自衛隊や米軍基地などの多い神奈川県では、多くの地域で規制対象となる可能性が高く、その影響が広がることが想定される。

これは、財産権の侵害につながるとともに、周辺住民を監視するものであり、個人情報保護の観点からも非常に問題がある。県として経済への影響などについて調査すること。また、このような監視社会をつくる法律は廃止するよう国に求めること。

[2]. 日米安保条約の破棄、日米地位協定の抜本的改定など

- 1) 米国への従属的な関係の根本には、日米安全保障条約がある。国に対し、日米安全保障条約を破棄するよう求めること。また、日米地位協定の抜本的な改定を国として米側に求めるよう、強く要望すること。
- 2) 県民が納める納税額と比較して、最大75%の免除となっている自動車税、軽自動車税をはじめ、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう、引き続き国に要求すること。
- 3) 米軍人の基地外の居住に反対するとともに米軍が進めている民間住宅提携プログラム(RPP)は実質的な基地の拡張であるため、やめるよう国と米軍に求めること。民間の契約とは言え、米軍人等は住民登録をしていないなど、横須賀市政、神奈川県政に関わる問題でもあり、反対の意思をはっきりと示すこと。
- 4) 米兵の犯罪や事故は、依然として根絶されない。管理者である米軍当局と基地施設提供者である日本政府の責任を明確にし、日米地位協定の抜本改定を強く日本政府に求めること。
- 5) 日本が第1次裁判権を持つ『公務外』の米兵犯罪について、日本はできるかぎり行使しない」という密約の存在が明らかになっている。今も生きているこの「密約」を、直ちに破棄するよう求めること。
- 6) 日米合同委員会を公開し、議事録の全文を公開するよう国に求めること。
- 7) 相模総合補給廠の爆発事故が発生したが、危険物の保管状況などの情報が、いまだに示

されていない。基地内に保有する危険物の情報提供を、引き続き求めること。また、日本側の立ち入り調査権を設けることなどを含め、地位協定の抜本的見直しを国に要求すること。

- 8) 米陸軍・海軍・空軍による基地周辺住宅地上空でのタッチ・アンド・ゴー訓練などは、安保条約・地位協定 2 条 1 項の「施設・区域の提供」にない空域での訓練であり、住宅地上空での訓練を直ちに中止するよう、国と米軍に求めること。
- 9) 米軍への提供施設の目的・使用用途を施設ごとに明示し、目的・使用用途以外での施設の使用を禁じるように国と米軍に求めること。
- 10) 三浦市でのヘリ墜落事故も含め、日米合同委員会で「訓練空域」に指定されていない空域での訓練飛行が増加している。こうした特権的優遇措置をやめさせ、日本の国内法を厳しく守らせること。また、万が一事故が発生した際には、原因究明と再発防止を求め、その対策が示されるまでは飛行中止を求めること。
- 11) 横田空域の存在により、羽田空港の離発着に大きな制限が出ている。そのため、羽田空港の増便によって、石油コンビナートの上空や人口密集地を低空でジェット機が飛ばなければならない状態になっている。横田空域を解除し、日本の管制が行えるように、県として国と米軍に求めること。
- 12) 新型コロナウイルス感染症対策において明らかになった情報の公表や感染対策など、防疫における対策の違いについて、日本の対応と同様にするよう国と米軍に求めること。さらに、検疫に関しても日本の国内法が適用できるように日米地位協定を改定するよう求めること。
- 13) 県では、厚木基地周辺の河川で暫定目標値を上回る濃度の有機フッ素化合物が検出された。2022 年 9 月には、厚木基地からも流出が明らかとなった。また、横須賀基地では暫定目標値の 200 倍を超える P F O S が検出された。

県内すべての在日米軍基地周辺の土壌、河川での環境調査を行うとともに、早急に全在日米軍基地で P F A S の調査を行い、すべて廃棄するよう国と米軍に求めること。また、国内法に基づいて、県、市の担当者が米軍基地内で調査や結果の公表ができるように、国と米軍に求めること。また、環境補足協定については、米軍の同意がなくても国、県が米軍基地内に立ち入り調査と結果の公表ができるように改定すること。

[3]. 横須賀基地に関わって

- 1) 原子力空母の横須賀配備は、アメリカの海外戦略の拠点としての機能強化であるとともに、原子力災害の危険と不安を首都圏全体に広げるものである。また、厚木基地周辺の爆音の根本的な原因であることなどから、原子力空母の横須賀配備をやめるよう、米軍及び日本政府に強く求めること。
- 2) 横須賀基地内に米軍人用の住居を建設することが示された。基地機能の強化につながるため、この計画に反対するとともに、米軍人の削減を国と米軍に求めること。
- 3) 2021 年に英海軍空母クイーンエリザベスが横須賀に寄港して以降、アメリカ以外の国の軍艦が毎年寄港し、その数も増えている。さらに、横須賀配備ではない米原子力空母や米軍の強襲揚陸艦が入港するなど、基地機能を強化し、世界各国の中継拠点、中国、台湾への出撃拠点としての位置づけを強くめっていると考えられる。これは、これまでの日米安保の枠を超えたものであり、このような基地機能の強化はやめるよう国と米軍に求めること。
- 4) 相模湾の原潜行動(訓練)区域の解消を、国に要求すること。

[4]. 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直しについて

- 1) 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」は、応急対応範囲の設定など、国内の原子力発

電所の防災対策と比較しても、あまりにも不十分なものである。最悪の事故を想定し、応急対応範囲の設定を見直すよう国に求めること。最低でも国内の原子力発電所の防災対策と同程度になるよう、根本から見直すことを国に要求すること。

- 2) 原子力軍艦の災害対策について、福島第1原発で起きた事故と同じ規模の事故が起こったことを想定した実効性のある避難対策と避難訓練を、横須賀市と一緒に計画すること。
- 3) 巨大地震が起こった際の原子力災害について、ファクトシートには安全対策をしているとしか掲載しておらず、具体的な対策が記載されていない。巨大地震の原子力災害対策について、米軍がどのように想定し、どのような対策を講じているのかを明らかにするよう、米軍や国に求めること。
- 4) 横須賀に入港中の原子力艦船が巨大地震の被害によって外部電力が喪失したことを想定し、横須賀には独自の「ガス発電所」が備わっているが、この発電施設の立地は、横須賀市が想定している津波 3.5mで水没する場所にある。この点についての安全対策を明らかにするよう求めること。また、県が求めた内容に対する国の回答を明らかにすること。

[5]. 厚木基地に関わって

(1) オスプレイの飛行について

- 1) 米海兵隊・米海軍のオスプレイの新たな整備拠点に、米海軍厚木基地を使用することがわかった。横田基地、木更津駐屯地に加え、厚木基地もオスプレイの拠点とされることは許されない。

厚木基地のオスプレイの修理工場として活用を撤回するよう、国や米軍に強く求めること。

- 2) 2022年8月に米空軍はCVオスプレイのローターとエンジンをつなぐクラッチが滑る現象で制御不能となる恐れがあるため、CV機をすべて地上待機した。しかし、不具合の原因究明もされないまま、パイロットの技量頼みの再開となった。今年になり、県内でも米海兵隊のオスプレイが緊急着陸するケースが多数発生している。

厚木基地での修理や横須賀配備の原子力空母に搭載されていることから、オスプレイの配備をやめるとともに、オスプレイの飛行をやめるよう、国と米軍に求めること。また、少なくともオスプレイの構造的な問題が解消されるまで飛行停止をするよう、国と米軍に求めること。また、海上自衛隊、陸上自衛隊にも配備されているため、自衛隊所有のオスプレイも飛行をやめるよう国に求めること。

(2) 爆音被害の根絶のために

- 1) 空母艦載機の離着陸訓練を厚木基地で行わないよう、日米両政府と米軍に強く求めるとともに、根本的解決として米空母の横須賀配備の撤回を求めること。
- 2) 厚木基地周辺の騒音状況を国の責任で把握し、関係自治体に情報提供するよう求めること。
- 3) 艦載機の移駐があったからといって、住宅防音工事の対象区域を狭めないこと。対象区域の住宅防音工事については、十分な予算措置を講じて短期間ですべて完了させるとともに、施工後の住宅、教育施設等の防音施設の維持管理を、国の負担で行うよう求めること。

[6]. キャンプ座間に関わって

- 1) キャンプ座間周辺自治体と米軍及び自衛隊とのヘリコプター運用とキャスナー飛行場の使用についての「軽減措置」の協定（夜間飛行時間の制限、深夜の飛行禁止、住宅地上空での飛行についてなど）の締結について、基地周辺自治体と共同して、米軍と国へ要望すること。

- 2) キャンプ座間周辺自治体に騒音測定器を設置の上、周辺住民の日常生活被害及び健康被害の実態、特にヘリコプター騒音による低周波被害について、県独自に調査すること。
- 3) 米軍は県営水道を使用しており、キャンプ座間の水源地（とりわけ県立谷戸山公園内の配水池）は使用していないことから、直ちに返還するよう、引き続き日本政府及び米軍に強く求めること。

[7]. 池子住宅に関わって

- 1) 日米合同委員会で返還が合意された池子住宅地区の「飛び地」は、いまだに返還時期が明確になっていない。使用していない米軍基地は日米地位協定に基づいて直ちに返還するよう、県として強く日本政府及び米軍に求めること。
- 2) 池子地区の逗子市域には、スーパーや食堂などが入る生活支援施設と運動施設の整備方針が出されている。逗子市の市是である池子地域の全面返還に逆行するものであるため、この方針を撤回するよう国と米軍に求めること。

[8]. 横浜港・横浜ノースドックに関わって

- 1) 横浜ノースドックで、米空軍が軍事訓練や陸上自衛隊と米陸軍との実働訓練などが行われている。また、相模総合補給廠の上空で物資の吊り下げ訓練を行ったとのことだが、このことは基地の使用目的から逸脱している。訓練を目的としていない施設で事訓練を容認することは、ますます軍事訓練ができる施設を増やすとともに、訓練の常態化につながる。二度とこのような訓練を行わないよう、強く米軍と国に求めること。
- 2) 横浜ノースドックに新たな艦船の部隊を配備したことは、基地の機能強化に他ならないため、撤回を国と米軍に求めること。
- 3) 横浜港で米軍艦船の修理を行ったが、これは基地の拡大につながるとともに、平和利用を進める商業港を活用することは、憲法や港湾法の理念からも逸脱する。国と米軍に米軍基地の外での米軍艦船の修理修繕を行わないよう求めること。

《 9 》. 県民本位の行財政運営を

[1]. 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて

- 1) 法人二税の超過課税については、福祉や教育施策や施設の整備にも活用すること。
- 2) 毎年、新年度予算の編成当初に財源不足を強調するが、県民からは歳入を低く、歳出を過大に見込んでいるのではないかと批判が上がっている。財源不足というなら何が不足するのか、また、どんな歳出が増額するのか、細部にわたった資料を公開すること。
- 3) 環境科学センターなどの各試験研究機関は、県民のいのちと暮らしに欠かせない。常勤職員の配置など人員体制の充実を図るとともに、研究・検査体制を充実・強化し、十分な研究予算を措置すること。また、独立行政法人化等などは行わず、直営とすること。
- 4) 保健福祉事務所の統合（センター化）による衛生監視業務や相談体制などにおける県民への影響を、即応性や利便性といった観点から検証し、十分な人員配置を行って県民サービスを低下させないこと。また、保健所を以前の個所の保健所体制に戻すこと。

[2]. 県職員の人員増と、働きやすい職場環境をつくるために

- 1) 職員の多忙化・長時間労働の原因は、適正な人員配置をしていないことの現れである。働き方改革に取り組むにあたって、条例定数を増やし適正配置を行うこと。
また、管理職の時間外勤務の実態を明らかにするとともに、縮減がどのように進んでいるか、昨年との比較を明確に示すこと。

- 2) 福祉・保健師・一般土木・建築・林業・職訓指導員・衛生監視員・図書館司書・研究職等の専門職種については、県民サービスを充実させるため、早急に欠員を補充すること。併せて、欠員の状況を明らかにし、職員採用の在り方を見直すこと。
- 3) 多様な任用形態、補完的業務の従事者などと言いながら、非常勤・臨時的任用職員・会計年度任用職員・任期付職員・行政補助員など、社会問題化している不安定雇用労働者の増大を、県が率先して行わないこと。県職員は正規職員とすること。

[3]. 指定管理者制度、PPPなど「民間活力」の見直しについて

- 1) 指定管理者制度は、民間のノウハウを活用し、サービスの向上と費用の低減ができるとして導入されたが、費用の削減も限界に達している。また、サービスが向上していない施設も見受けられるなど制度の弊害も現れているため、指定管理者制度の廃止を国に求めること。
- 2) 県の施設は、指定管理者ではなく、県として責任をもってサービスの向上と適切な管理を行う体制を取ること。
- 3) 指定管理者制度について、第三者による委員会を設け、改めて現在の指定管理者制度の実態を調査し、各施設の制度導入の有無、公募や選定、モニタリングのあり方を検討し、直営に戻すことなどを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- 4) 指定管理者導入施設におけるすべての評価委員会等に社会保険労務士を加え、モニタリングや事業評価を行うことと、社会保険労務士における労働状況審査の実施を、指定管理者制度に盛り込むこと。
- 5) 介護・福祉職場をはじめ、県の指定管理や委託、請負業務に従事する労働者の賃金、労働条件の改善のため、支援策を拡充すること。
また、指定管理者の募集にあたって、労務管理に識見を有する者が外部評価を行うことは重要だが、「労働環境セルフチェック表」は自己点検に過ぎず、悪質な業者から実態に即した回答が期待されるはずがない。
そもそも、先の葉山港指定管理者選定事案では、県が必要な情報を外部評価委員会に提供していない事例も見られたことから、良好な労働環境の確保に努めるというのであれば、協定書の文言に留まらず、実態に即して審査するために、労務に識見を有する者による労働条件審査制度を導入すること。
- 6) PPP/PFI事業は、従来の公共分野の仕事を広く民間の事業に明け渡すものであり、公的な責任を軽んじる結果となっている。また、県営住宅の建て替えでもわかるように、大型の事業となるため、地元の企業が直接受注をすることができず、地域経済にとってもマイナスとなっている。こうした事業は導入しないこと。

[4]. 個人情報保護と情報公開の充実について

- 1) 情報公開制度の運用において、団体等の経営への過剰な配慮から、非公開とされる状況がある。見直しを図り、情報公開を促進すること。
- 2) マイナンバー制度に関し、情報流出対策が万全にできてないという欠陥が指摘されていることから、マイナンバーの記載中止とマイナポイント付与など、マイナンバーカード普及策を中止するようを国に求めること。また、マイナンバーカードの被保険者証としての利用など、マイナンバーの利用範囲の拡大や実質的な強制をやめるよう国に求めること。
- 3) マイナンバー制度、マイナンバーカード、国と地方自治体のオンライン結合は、マイナンバーカードの普及と抱き合わせで政府による個人情報の把握と企業への情報提供など、プライバシー保護に関する重大な危険性が指摘されている。

また、国と地方自治体のシステムの統一は、行政の業務効率化の問題ではなく、地方自

治体のあり方を脅かし、自治体を単なる国の下請け機関化することにつながる恐れがある。これは、住民自治の破壊にもつながる重大な問題である。

県は地方自治体であることの重さを十分念頭に置き、住民自治を守り、個人情報保護の立場から、DXの推進は一旦立ち止まり、個人情報保護の強化、自治体の独自性の発揮を生かすシステムに変えるように国に求めるとともに、県として施策の見直しを行うこと。

[5]. 税制・税務行政などに関して

- 1) 県税の滞納整理や差し押さえにより、生活や営業が脅かされるケースが少なくない。生存権を保障する観点から、国税徴収法第 75 条などの差押禁止財産の規定を厳格に守ること。また、請負代金の差し押さえを原則としてやめるとともに、とりわけ、請負代金の内、生活や事業継続に必要な物への差し押さえをやめること。
- 2) 市税等の滞納者をワンストップで支援している、滋賀県野洲市の事例も参考にすること。県と市町村が連携し、いわゆるたらい回しとならないように、ワンストップで対応できる仕組みをつくとともに、滞納者の生活の立て直しとなるように、税務業務、相談業務を推進すること。
- 3) 社会保障や県税関係の書類について、マイナンバー記載の強要を行わないこと。また、マイナンバーが不記載であっても、引き続き受理すること。
- 4) 消費税率 10%増税にコロナ禍の影響、円安による物価高などが加わり、実質賃金が下がり、消費は冷え切っている。コロナ禍の下、暮らしや営業支援として、消費税減税に踏み切った国・地域は世界 105 カ国にのぼる。
また、社会保障の財源を、逆進性の強い消費税に求めるべきではない。消費税ではなく、所得税や法人税の累進性を強める税制に切り替えることを国に求めること。当面、消費税を引き下げよう、国に求めること。
- 5) ガソリン価格、原材料などの高騰が県民生活を圧迫し、中小企業や零細事業者の経営を脅かしている。国に物価安定措置の実施を求めるとともに、都道府県税である自動車税や事業税の減免など、県としても暮らしと営業を守る施策を実施すること。

《 10 》. 新型コロナウイルス感染症から県民を守る対策の強化を

2023 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型が「5 類感染症」に返納されたことから国、県の対応も変更になった。

患者の把握について、発生届の提出はなくなり、患者数及び濃厚接触者の特定もせず、患者などの外出自粛要請も行わなくなった。県内約 380 の定点医療機関における患者数の報告により週単位で感染動向を把握し、県衛生研究所が週報で公表している。5 月 8 日以降微増傾向が続き、8 月 7 日から 8 月 13 日時点では、定点当たりの患者数は 11.55 人。これは 2023 年 1 月初旬の頃と同じ規模である。

コロナ対応病床は、確保病床 650 床（うち重症は 50 床）、協力病床 1,550 床（うち、重症は 160 床）である。8 月 16 日時点の入院患者は 1,398 人（前週 1,053 人）、うち重症は 22 人（前週 22 人）と発表された。しかし、新型コロナ患者対応の病床を確保した医療機関に支給する病床確保料は、5 類移行後、支給上限を半分に減額し、対象を絞り込みながら継続されてきたが、9 月末を期限とした。また、外来や入院、訪問診療などに関する新型コロナ対応に関わる診療報酬の加算等について、9 月 15 日付けの厚生労働省保険局医療課の事務連絡で秋以降の臨時的取り扱いが示されたが、「令和 6 年 4 月の診療報酬・介護報酬の同時改定において、恒常的な感染症対応への見直しを行うこと」とされていた。

検査数の把握はしていないこと、検査、診療、解熱剤などが自己負担になったことから発熱時に医療機関を受診しない人たちがいることが考えられるので、感染状況は正しく把握はできない。高熱で受診した患者は検査で陽性だったが、検査、診療、薬剤などで窓口負担は7,000円弱に上ったということである。ラゲブリオ、パキロビッドなど、経口抗ウイルス薬は公費適用がなくなれば処方1回当たり最大3万円を超える窓口負担（3割負担）が発生するなど、受診抑制が強まる恐れがある。

現場の検査結果は、陽性率は60%に達している。救急搬送困難事例が増え、医療体制の逼迫が懸念される状況であり、5類感染症に移行したが、引き続き医療提供体制に負荷をかけているとの報告がある。

こうしたことから、以下の事項を実施すること。

(1) 5類移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

- 1) 県として、新型コロナウイルス感染症の対策がどうだったか、同感染症と向き合ってきた県職員の経験や反省点などを「振り返り」としてまとめる作業を行い、県のホームページで公開し、今後への生かす県民の財産とすること。
- 2) その際、全庁としての「感染症対策本部などの体制整備」各部局の取り組みから、「感染防止対策」「医療提供体制」「経済、雇用対策」「教育・生活支援など」「情報の発信」などに分類し、それぞれの課題を明らかにするとともに、最後にまとめ、今後の対策の強化に生かすこと。なお、まとめと対策について、県民向けに分かりやすく工夫したものを公表すること。
- 3) 受診抑制を避け感染拡大を防ぐために、新型コロナ治療薬への公費適用など、患者負担の軽減措置を継続するよう国に求めること。
- 4) 次なる感染拡大から命と健康を守るため、特例・加算の継続・拡充によって医療体制の強化を図ることを国に求めると同時に、県としても医療体制の拡充を図ること。
- 5) 軽症・無症状だった人も含め、長期の後遺症に苦しむ患者が急増している。肺・心臓の長期的な障害や筋痛性能髄膜炎、慢性疲労症候群など、社会生活に困難を抱える事例も少なくない。

コロナ後遺症の相談・治療について、診療報酬を改善し研究予算の抜本的な増額、患者の生活支援を国の責任で行うよう国に求めるとともに、県は、かかりつけ医療機関で外来対応としてしているが、2次受け医療機関と連携体制をとり、適切な後遺症治療にあたる体制をとること。

- 6) 高齢者や基礎疾患のある人を重症かから守るためにも、ワクチン接種は引き続き重要な予防手段であり、2024年度以降も経済的理由で接種できない人が出ないように、国費や公費による接種を継続するよう国に求めること。
- 7) ワクチンの有効性・安全性について、新たな知見・エビデンスも含めて情報提供を行い、国民の疑問に答えるよう国に要望するとともに、県としても行うこと。
- 8) ワクチン接種後の健康被害について、疾病・障害認定審査会の体制を拡充するなど迅速な救済を行い、因果関係が明確に否定される事案以外は、補償・救済すること。接種後数日以内に亡くなったケースは剖検を含めた徹底的な医療的検証を行うこと。
- 9) 感染症法に基づいて国が策定する「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に基づき、県は2024年3月に予防計画を改定することとしている。医療提供体制、検査体制、宿泊療養体制などに関する数値目標を設定し、関係医療機関などと協定を締結することとしているが、数値目標に見合う財政的な保証を行うとともに、関係医療機関の実態と意見をしっかり反映したものとすること。
- 10) 発症時に初期検査を実施できるよう、県民に十分な検査キットを配布し、陽性が出たら早期に受診できるようにすること。また、希望者へのオンライン診療体制も拡充し、健康

観察や早期治療が行われるようにすること。ネット環境のない人でも申し込めるように配慮すること。

- 11) 感染を防御し、発症の拡大、クラスターの発生を防ぐために、発熱時に医療機関、高齢者施設、障害者施設、保育所、学校、幼稚園、学童保育、放課後デイサービスの従事者に、頻回、定期的なPCR検査を全額国費で行うことを国に求めること。

(2) 保健所の抜本的な機能強化について

- 1) 人口10万人あたりの保健師数は全国低レベルであり、恒常的な保健師不足が存在しており。コロナ発生時には母子保健事務、妊産婦支援事業などに支障をきたしてきたが、感染症が発生したとしても業務に支障を来してはならない。保健師の正規・常勤の人員増を行うこと。
- 2) コロナ発症以来のこの3年半に渡り、保健所の逼迫状態が基本的に解消されないまま大きな感染の波が襲ったが、このような事態を繰り返してはならず、今後の体制に生かすことが必要である。保健所の箇所数を増やすことを含め、保健所の抜本的な体制強化に本格的に取り組むこと。
- 3) 衛生研究所の感染症対策の体制を強化すること。
- 4) 新型コロナウイルス感染症の今後の感染急拡大や新たな感染症発生時には、雇用と就学の安定や生活を守るため、今回の対策を検証し、速やかに支援できるよう対策を取ること。

《 1 1 》．地域からの要望

[1]. 川崎市高津区

- 1) 南武線武蔵溝ノ口駅のホームドアは2022年度中に設置する予定だったが、半導体などの確保ができなくなったという理由で先延ばしされている。2023年度中に設置すること。少なくとも2024年度の早期に整備するよう、県からJR東日本に要望すること。
- 2) 平瀬川と多摩川の合流部の水害対策の具体化について、2023年7月末に2回住民説明会が開かれ、その際に出された住民からの意見要望について、川崎市から検討するとの回答があった。
この件について、県も川崎市と連携を取りながら、実現に向けて前向きに検討すること。
- 3) 平瀬川上流部の上作延地内の護岸耐震工事について、国が2分の1補助する施設整備補助の対象になった。残る2分の1は地方公共団体とされているが、県が4分の1を補助すること。

[2]. 横須賀市

- 1) 横須賀市浦賀にある使用されなくなり放置されている浦賀警察署の建物を、早期に解体・除去するため、横須賀市と急ピッチで協議を進め、具体化すること。
- 2) 「三浦しらとり園」を神奈川県施設として存続させること。
- 3) 神奈川県は過去に65歳以上で初めて障がい者となった方を、重度障害者医療費助成制度の対象としていた。年齢制限を直ちに撤廃すること。

[3]. 茅ヶ崎市

(1) 住民福祉の充実で暮らしを守る

- 1) 新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類とされたが、引き続き感染拡大抑制のために必要な体制を構築し、後遺症患者に必要な治療を提供することなど、適切な対応を国に求めること。

- 2) 小児医療費助成制度について、県は対象者の拡大を図り、市町村補助率を引き上げること。また、国に対して全額国費による全国一律の制度とするよう強く求めること、
- 3) 幼児教育・保育の無償化対象外となる認可外の幼稚園類似施設に対する補助は、未だ不十分であることから、無償化施設と同等の補助を行うこと。
- 4) 幼児教育無償化に関し、保育園給食の副食費が実費徴収されている。副食費を無償化すること。
- 5) 自転車運転時のヘルメット着用が努力義務となったが、事故や転倒時に子どもの頭部を守るため、ヘルメットの購入費を一部補助する制度を創設すること。
- 6) ヤングケアラーに対し、必要な支援を講じること。
- 7) 加齢性難聴者への介護予防の一環として、中等度（41db）以上を対象に補聴器の補助制度を創設すること。
- 8) 磁気ループをバス等の公共交通、各種公共施設に設置すること。また、磁気ループ体験会などの普及・啓発活動を行うこと。
- 9) 安心して生活することができるようび、県営住宅を整備、増設すること。

(2) 災害に強いまちづくり、環境政策の強化を

- 1) クラスタ火災から市民の生命を守るために重要な広域避難場所である茅ヶ崎ゴルフ場について、その機能が令和8年4月以降も引き続き確保されるよう所要の措置を講じること。
- 2) 被災者の生活再建について、財政支援を含む支援の抜本的な拡充を図ること。
- 3) 相模川左岸（茅ヶ崎側）の中島地区の堤防の整備について、一刻も早い完了を強く国に要望すること。
- 4) 津波避難タワーを設置すること。
- 5) 神奈川県気候非常事態宣言の主旨を踏まえて、再生可能エネルギーを活かした地域づくりを強く推進すること。

(3) 安心安全のまちづくりについて

- 1) 東海岸・寒川線みずき2丁目の市道7641号線と市道7646号線との交差点に、信号機を早期設置すること。
- 2) 危険なブロック塀等の解消について、国とも連携して積極的に助成を行うことで、改修促進を図ること。
- 3) JR東日本に対し、茅ヶ崎駅の東海道線ホームにホームドアの設置を働きかけること。また、設置の阻害要因を解消するために、ホームの拡幅やホーム辺縁部の補強を行うよう求めること。
- 4) 特殊詐欺等による被害を根絶するため、対策の強化と国民への一層の啓発を行うこと。

(4) 中小商工業者、農業の振興を図るために

- 1) 中小商工業者に対してきめ細やかな経営相談を行うなど、支援事業を充実させること。
- 2) 適正な労働条件と公共事業の質の確保、公正なルールの確立をめざし、県として公契約条例を制定すること。
- 3) 住宅リフォーム助成制度は、地場の中小業者の仕事を確保することで地域経済の拡大にも大きな効果を与えることが、実施自治体によって確認されている。県として制度を創設すること。
- 4) 中小商業者の店舗リニューアルに対する助成制度を創設すること。
- 5) 中小自営業者やフリーランスを廃業に追い込むインボイス制度の廃止を、国に要望すること。
- 6) 地域農業を守るために、地産地消を進め、安心して農業、畜産業等に励むことができるよう、施策の充実を図ること。

7) 農家の自家採種を権利として保証する種子条例を制定すること。

(5) 教育環境の充実と学びの保障

- 1) 小学校での 35 人学級を、国の計画より前倒しで実施すること。また、中学校でも 35 人学級を実施すること。将来的には、義務教育において 1 クラス 20 人程度の少人数学級とすること。
- 2) きめ細かな教育、生徒の悩みやトラブルなどの早期発見・早期解決、教職員の負担軽減など、様々な教育課題の解決を図るため、教職員定数の拡充を図ること。
- 3) 県として中学校給食導入促進事業補助制度を創設すること。
- 4) 県立茅ヶ崎北陵高等学校の仮設校舎を早期に解消するため、茅ヶ崎市内での移転を行うこと。
- 5) 長期休暇明けの 10 代の自死が多いことが、社会問題となっている。子どもの SOS をいち早く察知することや、啓発活動・相談体制の充実等に、様々な機関と連携して取り組むこと。
- 6) ジェンダー平等の啓発、性的マイノリティや障がい者等に対する差別や偏見の除去、特定民族に対するヘイトの除去に向けて、教育現場で必要な対策を講じること。

(6) 平和行政、人権施策の推進

- 1) 神奈川県は沖縄に続く米軍基地県であり、オスプレイの通告なしの飛来や、艦載機の休日訓練による爆音など、米軍による騒音被害は依然として深刻な状況にある。また、米原子力空母が米軍横須賀基地を母港とし、他の多くの原子力艦船も同基地に頻繁に寄港しているため、万が一にも発生が許されない原子力事故による被害リスクを著しく高めている。
米軍再編に係わる基地強化に対し、県は厳重に抗議し、神奈川県は県是でもある県内米軍基地の整理・縮小・返還及び米軍横須賀基地における原子力空母の母港化撤回を強く求めること。
- 2) 県は日米地位協定の抜本的改定を、国及び米軍に強く求めること。
- 3) 唯一の戦争被爆国である日本政府が、核兵器禁止条約への署名及び批准を一日も早く行うよう、国に要望すること。
- 4) 性的マイノリティに対する差別や偏見の除去に向け、包括的な施策を推進すること。また、神奈川県として講演会を行うなど周知、啓発を進め、誰もが自分らしく生きられる社会を目指し、県としてパートナーシップ制度及びファミリーシップ制度の創設を図ること。
- 5) ジェンダー平等の啓発、性的マイノリティや障がい者等に対する差別や偏見の除去、特定民族に対するヘイトの除去に向けて、広く県民に向けて必要な対策を講じること。

[4]. 秦野市

(1) 県営住宅について

- 1) 県営秦野団地・県営鶴巻団地のベランダに、鳩等の侵入防止ネットの設置など、実効ある対策を取ること。
- 2) 県営秦野団地に引き続きエレベーターの設置を推進すること。
- 3) 県営鶴巻団地にエレベーターを設置すること。
- 4) 県営秦野団地 2 号棟入口から、車椅子等で団地集会所に出入りできるように改善すること。

(2) 道路・交通問題について

- 1) 県道 62 号線・室川橋の欄干の角は、金目川大安橋方面から左折がし難いため改善するこ

と。

- 2) 県道 62 号線・西大竹交差点に、右折信号の設置をすること。秦野日赤病院方面から西大竹隧道で対向車が見難い。
- 3) 県道 70 号線・蓑毛鳥居の両側通学路は、危険防止のために拡幅整備し、歩道を設置すること。
- 4) 県道 705 号線・秦野市本町四つ角に、右折信号を設置すること。
- 5) 県道 705 号線・台町交差点「ひがし道」側に、歩行者信号の設置すること。
- 6) 県道 705 号線・秦野市立北小学校等入口には、「横断歩道」があるが、小・中学生の通学や保育園児等の通行の安全のために、「押しボタン式」歩行者信号の設置を検討すること。
- 7) 国道 246 号線の秦野市並木町と沼代新町間の歩行者信号について、「並木町南」の押しボタン式歩行者信号は、ボタンを押してから変わるまで時間が長いため、時間を短くすること。
- 8) 秦野市保健福祉センター「保健福祉センター前」交差点に、右折信号を設置すること。秦野駅方面から渋沢方面へ進行する側で、国道 246 号線方向の渋滞が多発している。
- 9) 秦野市カルチャーパーク北「水無瀬橋」から戸川公園までの川沿いに、遊歩道に整備すること。

(3) 医療の充実に向けて

- 1) 秦野赤十字病院に、産科医師を配置すること。

(4) 県の教育行政に関わって

- 1) 県の「同和教育方針」を廃止すること。

[5]. 大磯町

- 1) 大磯町の築 52 年の庁舎は耐震不足である。自治体は基本自力で整備するよう求められているとはいえ、地球温暖化対策等、県ならではの支援を要望します。
- 2) 県が関わって策定した津波浸水想定は、この防潮堤が津波を抑える想定で作られている。大磯港以東の防潮堤の耐震補強を行い、津波を押し止める機能を備えたものすること。
- 3) 2 級河川である不動川は、大磯町寺坂より上流の部分は町の維持管理になっている。町民が求めている土手の管理ができないのが現状であり、県の責任で維持管理をすること。
- 4) 不動川、葛川合流付近の浚渫を行うこと。不動川は定期的に行うこと。
- 5) 横断歩道や停止線など、表示が消えて危ないところが多数ある。早急に改修を図ること。

[6]. 二宮町

(1) 新型コロナウイルス感染症対策関係

- 1) 新型コロナワクチン接種について、希望者は無償とすること。

(2) 防災関係

- 1) 住宅耐震改修について、補助対象の工事を拡げること。
- 2) 津波早期警報システムを導入すること。
- 3) 葛川と不動川の溢水や氾濫に対して、浚渫などの管理を適切に行うとともに、葛川改修計画については時間あたり雨量の設定を見直すことと、現在の計画の早期実現を図ること。さらに、放水路の設置について検討すること。

(3) 道路・安全環境関係

- 1) 町道全体の維持管理、特に大型車両が迂回ルートとして使用する小田原厚木道路二宮 I Cから国道 1 号線間の各ルートについて、県は支援すること。
- 2) 太平洋自転車道の中郡での整備を継続・促進すること。
- 3) 有害鳥獣対策やナラ枯れ対策としても、里山管理、荒廃農地復活・利用を促進すること。一体に進めるために、コーディネーターの配置を支援すること。

(4) 教育・子育て関係

- 1) 1 学級 30 人以下の学級編制にすること。その後、20 人以下に進めること。
- 2) 教員が子どもの様々な問題に対応できるよう、「時間を十分とる」、「教員同士の情報・経験の交換を進める」などの環境づくりを進めること。
- 3) 18 歳までの小児医療費無料化の実現と所得制限の撤廃に向けて、県は支援すること。
- 4) 県費教育支援員（特に特別支援学級など）を加配すること。
- 5) スクールソーシャルワーカー、教育心理士等の正規職員化を進めること。
- 6) 放課後子ども教室について、学童保育とともに放課後の児童の過ごし方に照らしてあり方を再検討する中で、必要があれば支援を強めること。
- 7) 義務教育学校の設置や小中学校の統合に関しては、小中一貫校の設置で教員の加配をするなど、結論ありきの誘導的な政策を止めて、町の自主性を尊重すること。小中学校の配置については、各自治体住民と教育行政の研究・話し合い・判断が進むことを支援すること。
- 8) IT 機器（タブレットなど）の導入にあたり、「個別最適化」などを進めないこと。機器運用に関する経費は、国で負担すること。教材作成などにあたって、教員への十分な支援と現場の自主性を尊重するとともに、健康や精神面への影響を十分配慮し、活用を検討すること。
- 9) 給食費の無償化を進めること。
- 10) 保育士の育成と確保を図ること。

(5) 生活・医療・福祉関係

- 1) 国保税、介護保険料を引き下げること。未就学児についての 5 割軽減では不十分であり、レベルとして協会けんぽ並みの実現を求めること。
- 2) 高齢者の補聴器の購入を助成すること。
- 3) 带状疱疹ワクチン接種への補助を行うこと。
- 4) 障がい者の公共交通使用時の割引を、精神障がいにも拡充すること。
- 5) 健康づくりの指導を強化すること。身体能力の検査や食生活の相談・指導についての支援を行うこと。
- 6) 介護職員の育成・確保を図ること。
- 7) 県営住宅の建替えについては、居住者の不便・経済的負担が発生しないよう具体化すること。
- 8) 秦野赤十字病院、東海大大磯病院での産科・分娩再開を支援するとともに、経営支援を行うこと。特に大磯病院については、中郡地域医療の中核病院として位置づけること。
- 9) 地域公共交通の改善（コミュニティバスのルート拡充、便数の増加）と継続を支援すること。
- 10) 広域下水道で相模川流域と酒匂流域で負担金単価が違うため、一本化し、利用者の負担軽減を図ること。

(6) 交通関係

- 1) 県道・国道の西湘バイパス二宮出口の交差点の混雑を緩和すること。

(7) 環境関係

- 1) 気候変動への影響低減に寄与するよう、SDGsの一環として、温暖化防止実行計画の地域編を策定し、町での策定を支援すること。
- 2) 環境変化の指標として、生物の多様性に関する調査を実施すること。

(8) 基地関係

- 1) 時として大きな騒音で住民を驚かしている自衛隊および米軍の航空機・ヘリコプターの飛行について、情報提供を行い、住民の心配を軽減すること。

[7]. 清川村

- 1) 水源環境保全・再生施策の継続と、水源地域が担う水質保全の取り組みへの支援を行うこと。
- 2) 多くの橋梁が点在する本村においては、村外からの来訪者による自殺と思われる事例が後を絶たない。県民の命を守る取り組みとして、全県的な対策を強化すること。
- 3) 本村の主要幹線道路である県道60号及び県道64号の交通環境維持及び安全対策のため、歩行者防護対策の実施、沿線及び行政境界付近における除草及び樹木の剪定、二輪車運転者に対する交通安全啓発を行うこと。
- 4) 県道64号(伊勢原津久井)について、「古在家バイパス整備事業」全線の早期完成に向けた事業促進と村立緑小学校～村立緑中学校間における道路の拡幅改良を行うこと。
- 5) 県道70号(秦野清川)について、札掛境橋～長者橋の拡幅改良整備を行うこと。
- 6) 土砂災害防止法により指定された土砂災害警戒区域等について、土砂災害防止施設(砂防施設)の早期完成に向けて事業の推進を図ること。
- 7) 効果的な治山事業の展開により、山林の崩壊といった災害を未然に防止し、住民の安全・安心な地域を実現すること。
- 8) 本村は面積の約90パーセントが山林で、丹沢山・三峰山・仏果山などの登山ルートが多数設置されていることから、登山を目的とした来訪者が増加傾向にあるため、山岳遭難事故を発生させないための安全対策を講じ、事故発生時に登山者の生命を守るための体制を構築すること。

[8]. 箱根町

昨年度要望した「県道大井御殿場線・南足柄竜福寺交差点に県道731号(矢倉沢仙石原)への誘導表示板の設置」が実現し、地元は大変喜んでのことです。関係部局の方々に謝辞を伝えて欲しいとのことでした。ありがとうございました。さて、次年度に向けて以下の事項を要望します。

(1) 芦ノ湖の水位管理について

- 1) 芦ノ湖の水位上昇を防ぎ安全水位1.9mを維持するために、湖尻水門の常時放流を行うこと。

(2) 県営水道について

- 1) 県営水道料金の値上げは行わないこと。

(3) 道路・交通問題について

- 1) 県が取得した箱根町宮ノ下265番地の土地を速やかに整地し、国道1号線を拡幅するこ

と。

- 2) 箱根町湯本1番地から山崎バス停に向かう国道1号線に、照明灯を設置すること。
- 3) 国道138号線金時ゴルフ練習場付近に、横断歩道を設置すること。
- 4) 深刻な国道1号線の渋滞対策のために、足柄幹線林道の安全対策を施した上で、許可証を廃止して、足柄幹線林道を住民が通行できるようにすること。
- 5) 足柄幹線林道の宮城野432番地付近における台風19号で崩れた法面とガードレールの復旧をすること。
- 6) 早川河川の護岸整備を湯本山崎から三枚橋まで延伸し、遊歩道とすること。
- 7) 県立地球博物館裏の早川護岸の草刈りを、年2回行うこと。また、冬季の枯れすすきの刈り取りを行うこと。
- 8) 県道734号線（大涌谷小涌谷線）について、緑の村から中強羅入り口付近までの歩道の草刈りを行うこと。
- 9) 国・県道の交通安全対策のため、支障木及び路肩の草刈りを、引き続き年2回行うこと。また、道路のパトロールの強化と落下枝の処理を迅速に行うこと。

(4) まちづくりについて

- 1) 箱根町では住宅地の空家を利用した「民泊」や「簡易宿所」が増えており、ゴミ出しや夜間の騒音など、周辺住民にとっては大きな生活環境の悪化となっている。これらの施設には管理人を置くか、又は施設運営者を公表するなどして、地域住民が安心して日常生活が送れるようにすること。

日本共産党神奈川県議会議員団

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
神奈川県庁新庁舎 9 階 日本共産党議員団控室
電話：045-210-7882 FAX：045-210-8932
ホームページ：<http://www.jcp-kanagawa.com/>
mail：jcp.kanakengidan@gmail.com